

第3次  
邑楽町地域福祉計画・  
邑楽町地域福祉活動計画

令和8年度～令和12年度



令和8年3月

邑楽町

社会福祉法人 邑楽町社会福祉協議会



## ごあいさつ

近年、少子高齢化の進行や地域コミュニティの変化、生活スタイルの多様化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるためには、行政だけでなく、町民の皆さま、地域団体、事業者など地域全体が支え合う仕組みづくりがますます重要となっております。



本計画は「ふれあい、支え合い、やさしさに包まれるまち“おうら”」を基本理念として、地域福祉の推進に向けた町の方向性を示すものです。地域住民が誰でも参加できる環境づくりや、包括的な支援体制の仕組みづくり、誰ひとり取り残さないまちづくり、安全・安心に暮らせるまちづくりなど、多様な課題に対応するための施策を盛り込んでおります。

また、本計画を住民の支援ニーズに応じた地域福祉活動計画と一体的に策定することで、地域住民や関係機関との連携が強化され、町民の社会参加意識や協力が高まり、福祉活動が地域に根づくことを目指しております。

さらに、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を包含し、地域全体による支援体制の構築を進めてまいります。

本町はこれまでも、町民一人一人が互いに思いやり、助け合う「地域力」を大切にしていまいりました。子どもから高齢者まで、すべての人が地域社会の一員としてともに支え合い、地域づくりに参加する「地域共生社会」の実現を目指した取り組みを強化するとともに、これからも、温かい人とのつながりを未来へと受け継ぎながら、より一層の地域福祉の充実に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました、邑楽町地域福祉計画策定委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました町民の皆さま並びに各団体の皆さまに心より感謝申し上げます。今後とも本計画の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和 8 年3月 邑楽町長 橋 本 光 規

## ごあいさつ

### ～「地域共生社会」の実現をめざして～

「福祉」とは、「人々が幸せに暮らせるように社会全体で行う取り組み」とあります。特に、社会的に立場が弱いと言われる、高齢者、障がい者、そして、子ども、ひとり親や生活困難者等が安心して元気に暮らせるように、地域住民が、支え合い、住みなれた地域で自分らしく暮らしていける「地域共生社会」の実現が求められています。そのために、行政、社会福祉協議会、関係団体、住民等が手を携えて、様々な事業を展開していく必要があります。



邑楽町社会福祉協議会も、その使命を果たすべく本地域福祉活動計画に記述したように様々な事業を展開しています。関係機関との連携を図り、地域福祉サービスの充実に向けて職員一丸となって推進しています。

令和6年度の邑楽町民アンケートによると、75.9%の人が「今住んでいる地域に愛着がある」と応えています。町民が地域に住みやすさを感じている現れと受け止め、推進への更なる努力を続けていきたいと考えます。

邑楽町は、第2次邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画(令和3年度～令和7年度)を更に進め、「ふれあい、支え合い、やさしさに包まれるまち“おうら”」を基本理念として、福祉の向上を目指し、第3次(令和8年度～令和12年度)の福祉計画・福祉活動計画を策定しました。

行政、社会福祉協議会、関係機関、住民等、心と力を合わせて、住みやすい町、心温かな町、愛着を感じる町をめざして様々な事業実施に努めていけたらと考えます。今後とも、ご支援・ご協力の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました関係者の方々に心から感謝申し上げあいさつと致します。

令和8年3月 社会福祉法人 邑楽町社会福祉協議会

会長 大竹喜代子

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 地域福祉を取り巻く社会動向.....	2
3 地域福祉と「自助・互助・共助・公助」.....	5
4 計画の位置づけと計画の期間 .....	6
5 計画の策定体制 .....	9
<b>第2章 邑楽町の現状</b> .....	<b>13</b>
1 人口動態などの状況.....	13
2 町民アンケート調査結果 .....	18
3 団体アンケート調査結果 .....	44
4 第2次計画の振り返り .....	51
5 町の現況からみえる課題 .....	55
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b> .....	<b>59</b>
1 基本理念 .....	59
2 計画の基本目標など .....	60
3 施策の体系.....	61
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>65</b>
基本目標1 地域住民みんなが参加できる環境づくり .....	65
基本目標2 包括的な支援体制の仕組みづくり.....	73
基本目標3 誰一人取り残さないまちづくり .....	81
基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくり .....	88
<b>第5章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>97</b>
1 協働による計画の推進 .....	97
2 計画の進行管理 .....	98
<b>資料編</b> .....	<b>101</b>
1 計画策定の経過 .....	101
2 邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画に関する要綱.....	102
3 策定に関わる委員などの名簿.....	106
4 用語解説 .....	109



# 第1章

計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

わが国は、人口減少、少子高齢化の進行や経済活動の後退などにより、厳しい環境を迎えています。このような様々な課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていきけるよう、地域住民などが支え合い、一人一人の暮らしと生きがいや地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が求められています。

本町においても高齢化、核家族化の進行などにより、住民同士の社会的なつながりの希薄化が進んでいる地域もみられ、ひとり暮らしの高齢者や要介護・要支援者の増加、介護や子育てに悩む家庭の問題などが顕在化しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050 問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、1つの世帯で複数のリスクを抱える問題が生じています。

「地域共生社会」の実現のためには、一人一人が地域や福祉の課題を「我が事」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

以上の背景を踏まえ、本町では、令和3年3月に「第2次 邑楽町地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下「第2次計画」という。)を策定し、「ふれあい、支え合い、やさしさに包まれるまち “おうら”」を基本理念に位置づけ、町の福祉の向上に取り組んでいます。策定以降、社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、さらには新型コロナウイルス感染症の流行など地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、本町では第2次計画が令和7年度をもって計画期間を終了することから、国の動向や本町の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「第3次 邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画」(以下「本計画」という。)を策定し、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、住民、事業所、関係機関などと協力しながら、地域福祉の推進を図ります。

## 2 地域福祉を取り巻く社会動向

### (1) 国の動向

年	法律・政策	主な内容
平成28年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止などに関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが示される。
平成30年	「社会福祉法」改正	地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が明確化され、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定は努力義務とされる。
	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行	基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化など一層の自立の促進を図るための措置が示される。
令和2年	「社会福祉法」改正 「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的・包括的な福祉サービス提供体制の整備にかかる措置が示される。
令和3年	厚生労働省通知「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」発行	市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示される。
令和5年	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法で、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こどもなどの意見の反映について定めている。
	「第二次再犯防止推進計画」策定	国・地方公共団体・民間協力者などの連携が進み、より機能し始めた再犯の防止などに向けた取組を更に深化させ、推進するために策定。
令和6年	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行	認知症に関する施策についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務として認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務とされた。
	「孤独・孤立対策推進法」施行	総合的な孤独・孤立対策を推進するため、基本理念や国及び地方公共団体の責務が規定された。
	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」	年齢・障害・国籍などを問わないすべての女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のため、支援の枠組みを構築、強化を目的としている。

## (2)地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や地域における「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。

### ○地域共生社会のイメージ



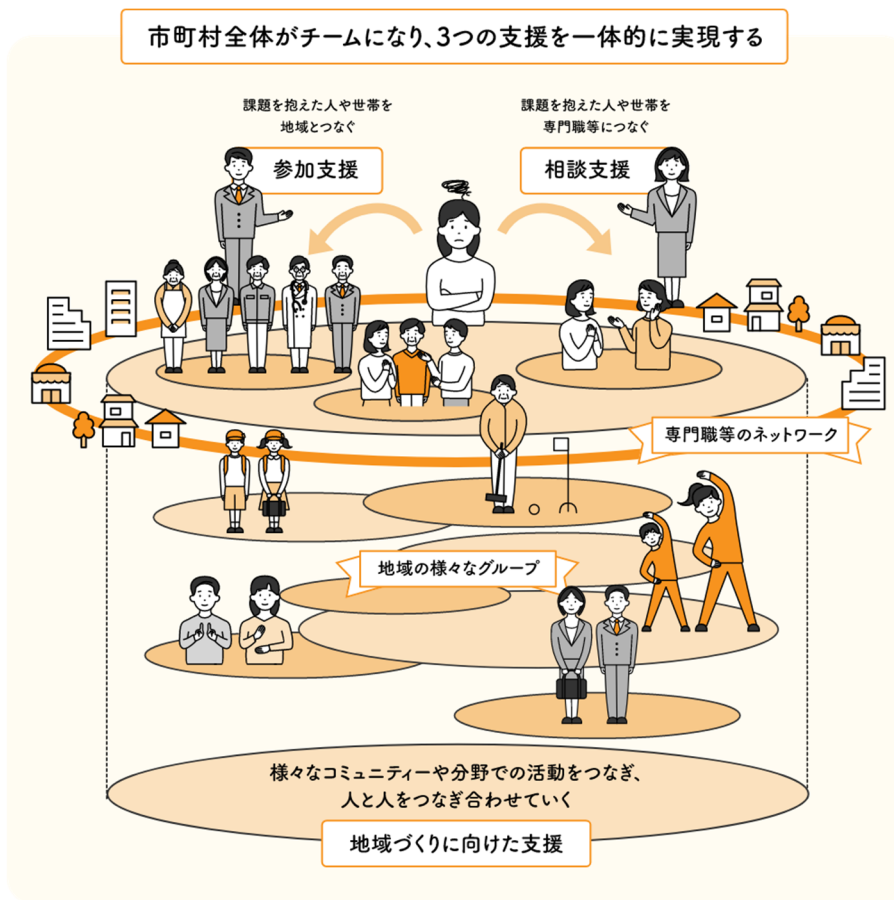
資料：厚生労働省ホームページ「地域共生社会のポータルサイト」

## (3)重層的支援体制の整備

令和2(2020)年6月の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、①包括的相談支援(属性や世代を問わない相談支援)、②参加支援(社会とのつながりを作るための支援)、③地域づくり(世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備)などによって構成される「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

本町においては、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けて、庁内関係課及び関係機関・各種団体などと連携し、町民ニーズを踏まえながら検討を続けていきます。

○重層的支援体制のイメージ



資料:厚生労働省ホームページ「地域共生社会のポータルサイト」

(4)持続可能な地域づくり～SDGsの視点～

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。



### 3 地域福祉と「自助・互助・共助・公助」

#### (1) 地域福祉とは

一般に「福祉」と言うと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など対象ごとに分けられたものを思い浮かべる人が多いかもしれませんが、その理由は、これまで分野ごとの法律や制度によって、それぞれ必要な福祉サービスが提供されてきたためです。

近年、社会情勢や地域社会の変化に伴い、まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しており、従来の対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、民間のサービス提供主体との連携を図りながら総合的にサービスを提供することが求められています。

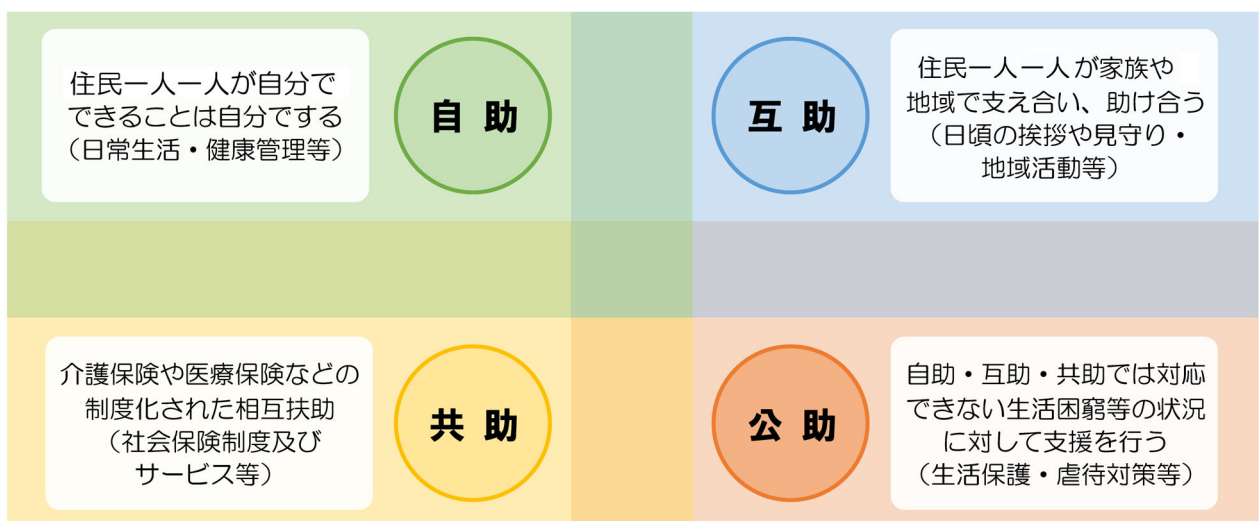
「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持った暮らしを送れるよう、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことです。

#### (2) 本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方

地域福祉を推進していくためには、住民一人一人が、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、助け合い支え合う「互助」の考え方を持つことが大切です。

そして、行政には、介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、自助・互助・共助では対応できない生活困窮などの状況に対して支援を行う「公助」の役割が求められます。

こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完しあいながら、地域社会を構成するあらゆる人たち(地域における多様な主体)がともに手を携え、自分たちが持っている特性を生かしつつ本計画を推進します。



## 4 計画の位置づけと計画の期間

### (1) 計画の法的根拠

町民と福祉関係の事業者・団体、行政が力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組む仕組みが「地域福祉」であり、その仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。

地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」に規定されています。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには同法第106条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法106条の5に規定されている重層的支援体制整備事業実施計画によって、その具体的な手法を構築します。

なお、権利擁護に関しては、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)第14条に規定された成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村成年後見制度利用促進基本計画」という。)として策定します。

また、再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)第8条第1項を法的根拠として策定します。

### ○社会福祉法<第107条>より抜粋(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### ○社会福祉法<第106条の3>より抜粋(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

## ○社会福祉法&lt;第106条の5&gt;より抜粋(重層的支援体制整備事業実施計画)

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

## ○成年後見制度の利用の促進に関する法律&lt;第14条&gt;

## (市町村成年後見制度利用促進基本計画)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## ○再犯防止推進法&lt;第8条第1項&gt; (地方再犯防止推進計画)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

## (2)地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉に関しては、社会福祉法第109条で次のとおり規定される市町村社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」があります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

本町においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることができます。

## ○社会福祉法&lt;第109条&gt;より抜粋(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

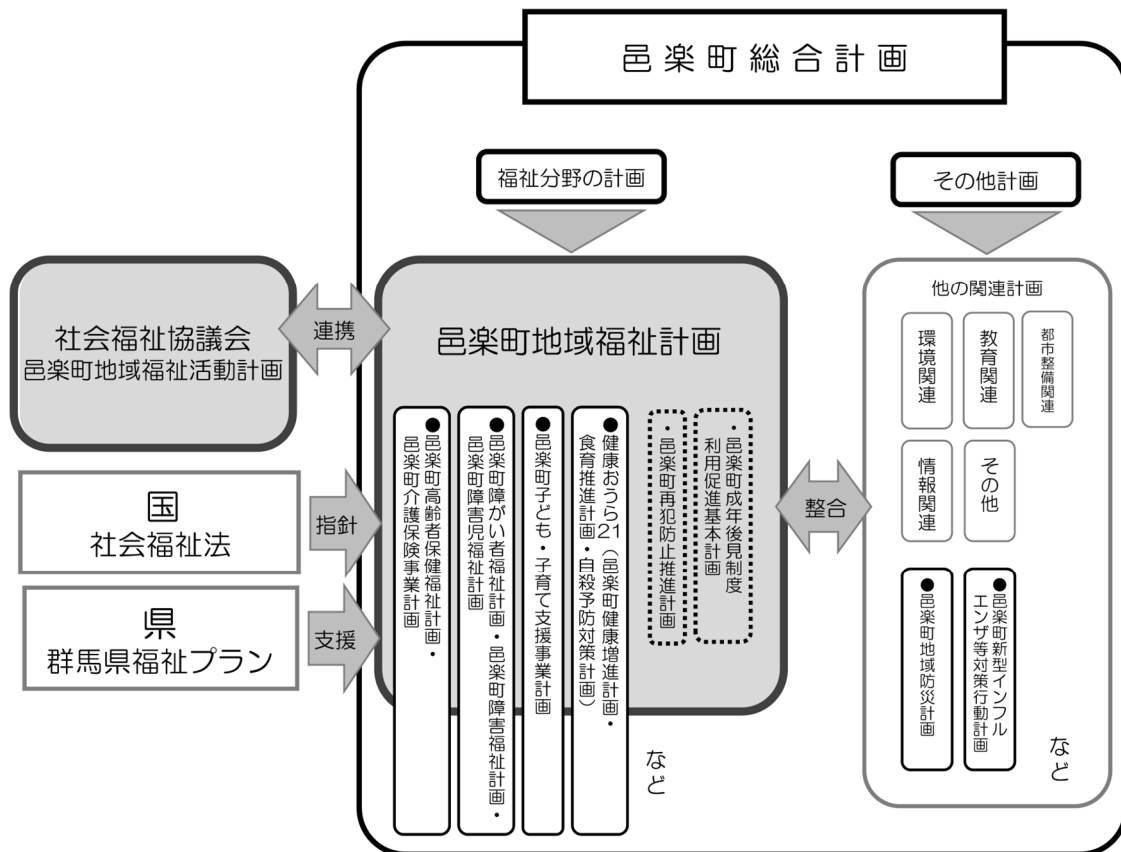
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### (3)他の計画との関連

本計画は、本町の「邑楽町総合計画」を上位計画とし、保健・福祉に関する他の分野別計画を横断的につなげ、その他の関連計画との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。また、町民と多くの関係機関との協働により、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための、地域福祉推進の指針として位置づけます。

また、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき市町村が定める基本的な計画(市町村計画)や、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める地方再犯防止推進計画を包含するものです。

#### ○邑楽町地域福祉計画、地域福祉活動計画の位置づけ



### (4)計画の期間

新たな計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2次邑楽町 地域福祉計画・地域福祉活動計画					第3次邑楽町 地域福祉計画・地域福祉活動計画				
				計画策定					計画策定
邑楽町第六次総合計画 (後期)					邑楽町第七次総合計画 (前期)				

## 5 計画の策定体制

### ○計画策定委員会

地域福祉計画に関する事項を幅広く審議するため、福祉関係者や学識経験者、住民の代表などで構成する「邑楽町地域福祉計画策定委員会」及び「邑楽町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。また、邑楽町役場の職員で構成される「庁内策定委員会」の設置により、計画策定に当たっての庁内における合意形成を図りました。

### ○アンケート調査

本計画の策定に向けて、町民意識の現状を把握し、町民ニーズに沿った行政施策を立てることを目標に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、地域で活動されている各種団体の皆さまのご意見やご意向をこの計画に反映させるために「団体アンケート調査」を実施しました。

#### ●調査の実施概要

##### 地域福祉に関するアンケート調査(町民向けアンケート調査)

対象者 (町民)	実施方法	実施時期	配布数	回収率
16歳以上 (無作為抽出)	郵送による 配布・回収 (WEB回答併用)	令和6年11月18日(月)～ 令和6年12月13日(金)	2,500件	40.5% (郵送回答 31.6%) (WEB回答 8.9%)

##### 団体アンケート調査

対象者	実施方法	実施時期	配布数	回収率
各種福祉団体	郵送による 配布・回収 (WEB回答併用)	令和7年6月24日(火)～ 令和7年7月25日(金)	23件	95.7% (郵送回答 69.6%) (WEB回答 26.1%)

### ○パブリックコメント

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和7年12月から令和8年1月にかけてパブリックコメントを実施しました。



# 第2章

## 邑楽町の現状



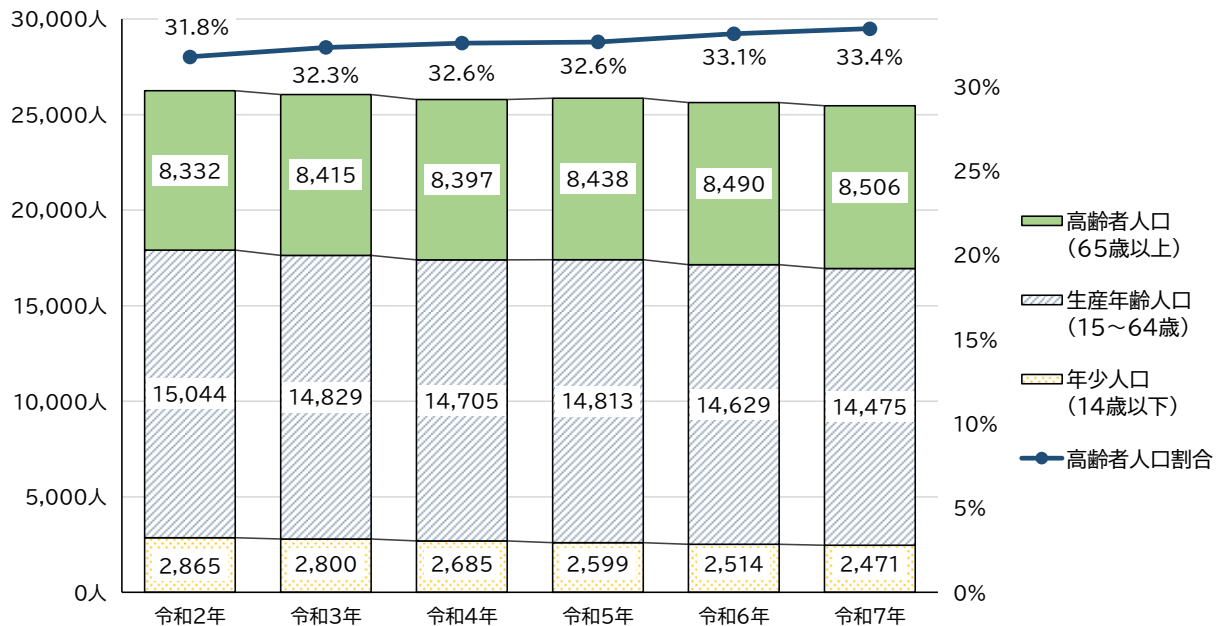
## 第2章 邑楽町の現状

### 1 人口動態などの状況

#### (1)人口

##### ①総人口の推移

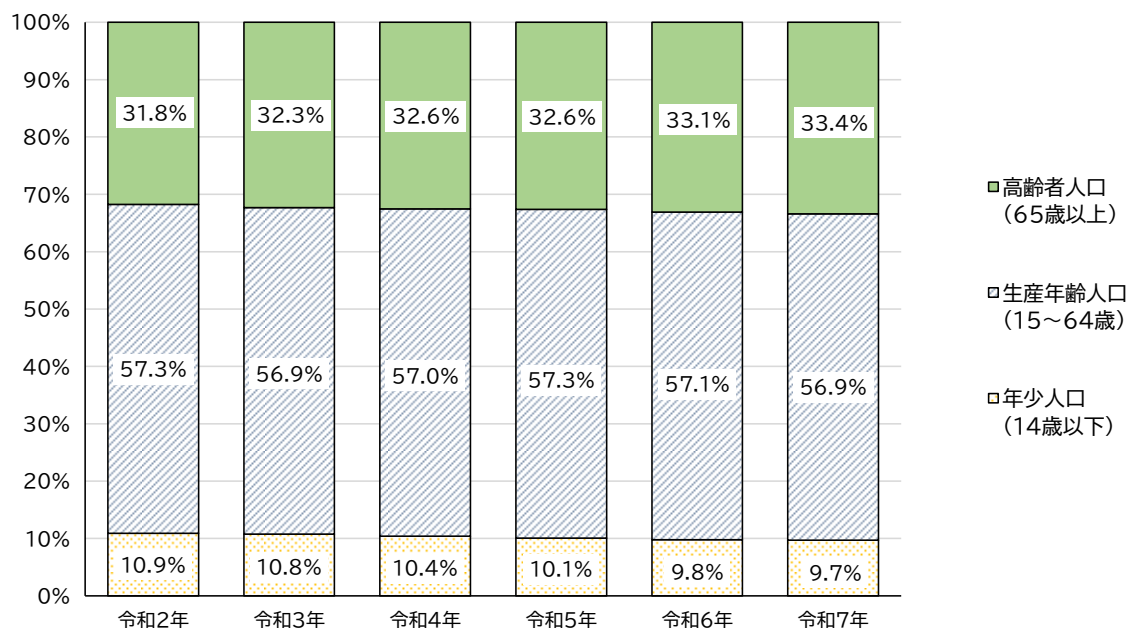
令和7年における本町の人口は 25,452 人で、令和2年と比べると 800 人程度の減少となっています。また、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方、65 歳以上の高齢者人口は増加しています。



資料:住民基本台帳(各年10月1日)

##### ②年齢階層別人口割合

年齢階層別の人口割合では、高齢者人口が3割を超えており、年少人口の割合は減少傾向が続いています。

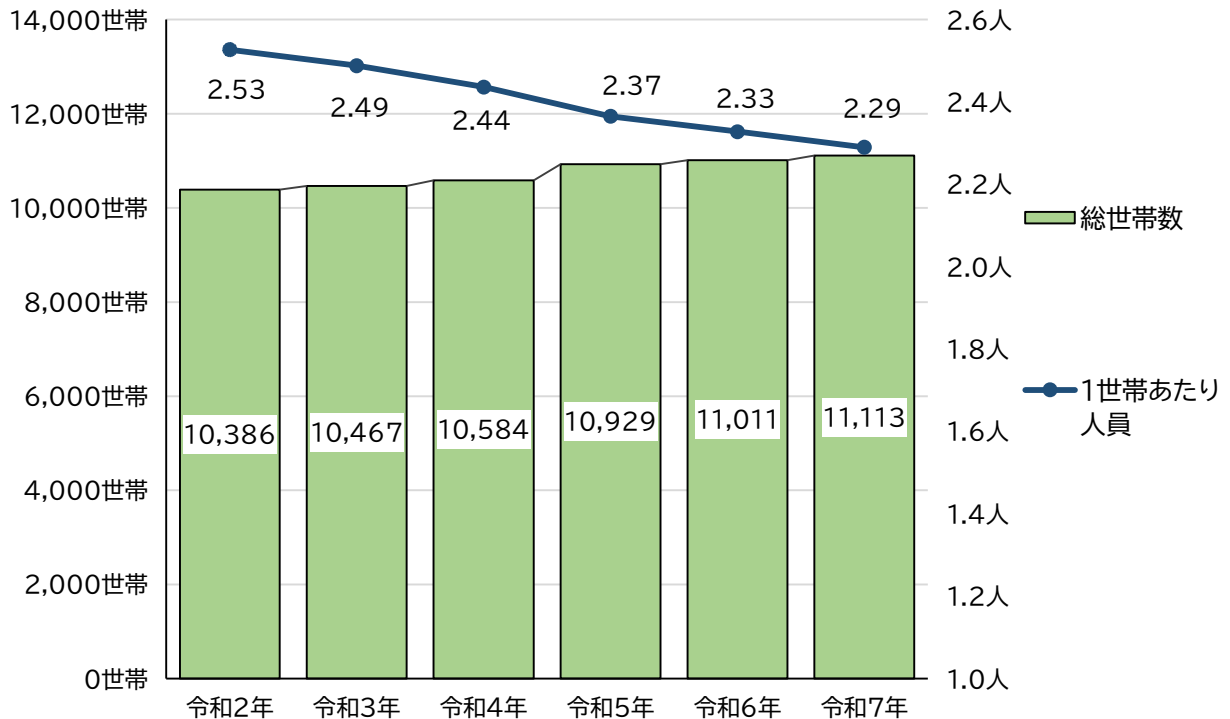


資料:住民基本台帳(各年10月1日)

## (2)世帯の状況

### ①総世帯数と1世帯あたりの人員

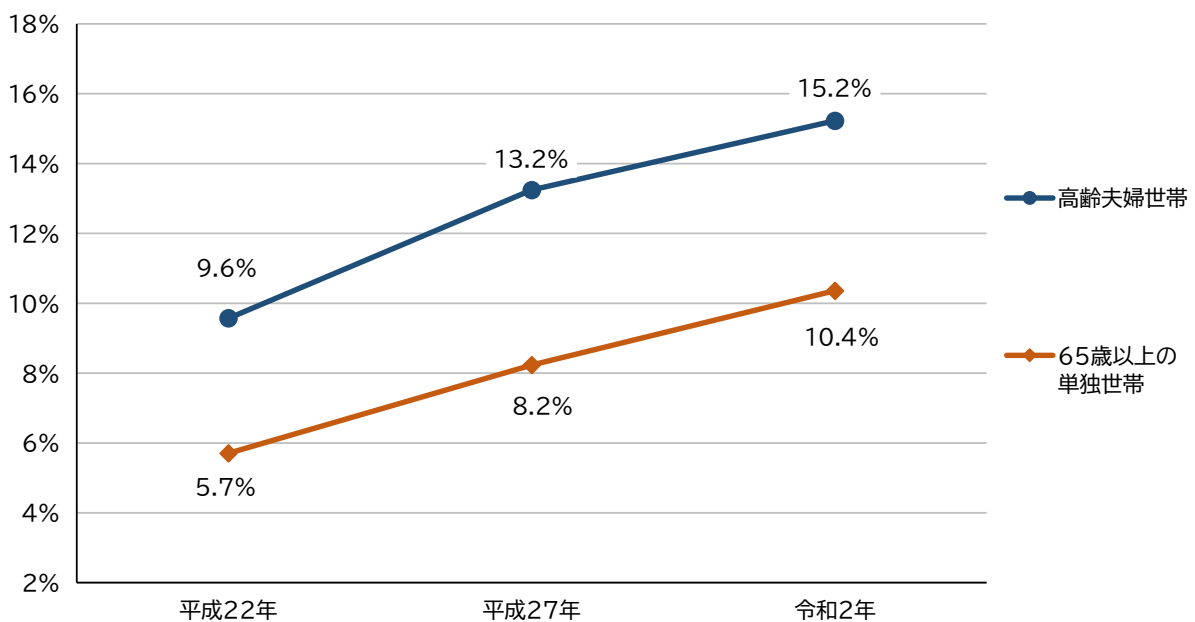
人口の減少が進む一方で世帯数は増加しているため、1世帯あたりの人員は減少し、令和7年では1世帯当たり 2.29 人となっています。



資料:住民基本台帳(各年10月1日)

### ②高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯については、高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の一般世帯)及びひとり暮らし高齢者世帯のどちらも増加傾向にあります。

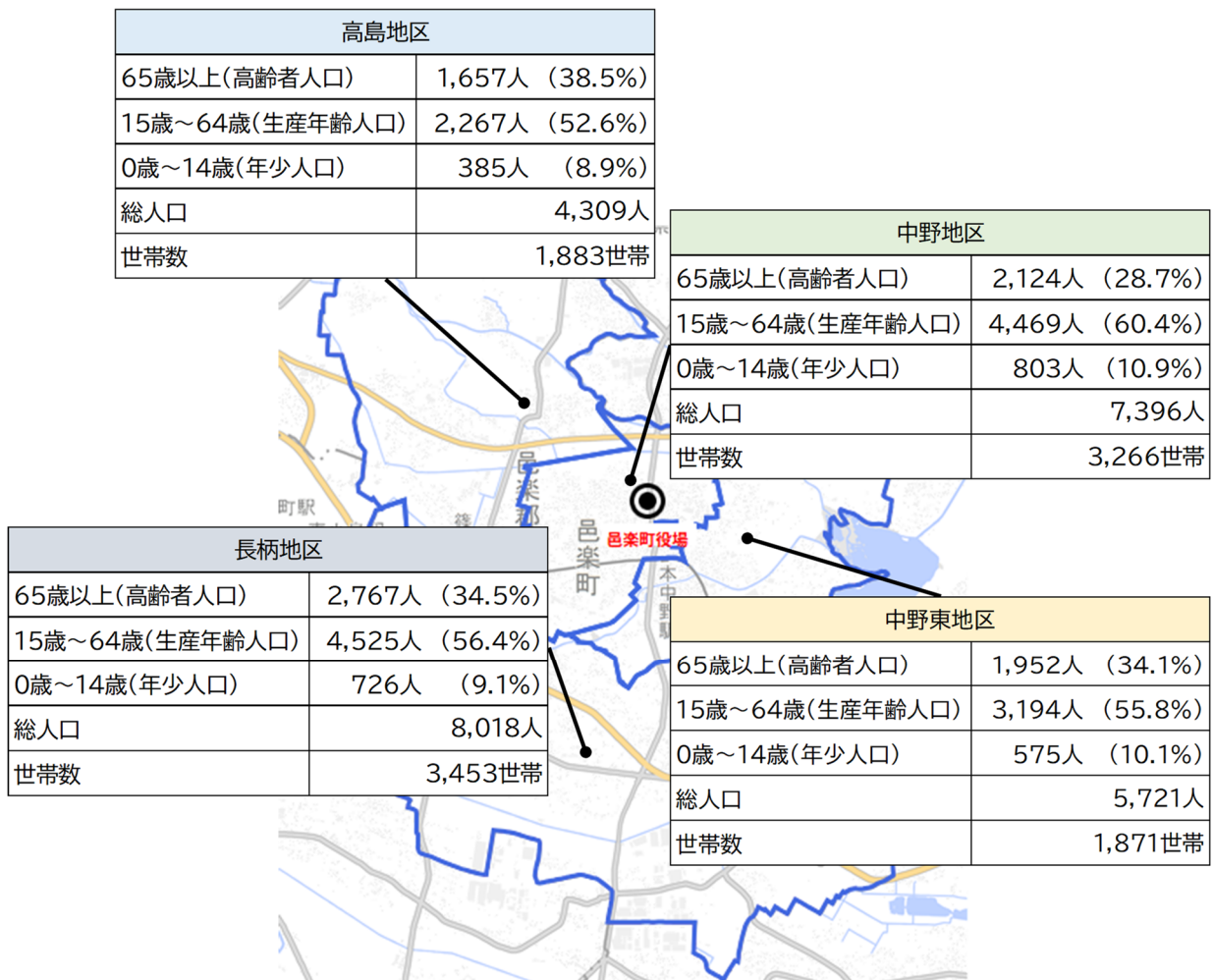


資料:国勢調査(各年10月1日)

### (3)地区別(小学校区)の概況

地区別の人口を見ると、長柄地区が最も多く、次いで中野地区、中野東地区、高島地区となっています。

老年人口比率は高島地区が最も高く、次いで長柄地区、中野東地区、中野地区となり、年少人口比率が低いことから高島地区が最も少子高齢化が進んでいます。



資料:住民基本台帳(令和7年4月1日)  
学区マップ ( school.mapexpert.net )

(4)自然動態及び社会動態の状況

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きである自然動態については、死亡数が出生数を上回る状況が続き、令和6年は218人の自然減少となっています。

一定期間における転入・転出に伴う人口の動きである社会動態については、令和2年から令和5年まで転入数が転出数を上回る状況が続いていました。

それぞれの状況をふまえると、全体では減少傾向となっています。

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自然動態	出生数	139	146	128	108	103
	死亡数	303	307	369	321	321
	増減	-164	-161	-241	-213	-218
社会動態	転入数	890	836	1,027	1,458	1,266
	転出数	845	808	912	1,194	1,268
	増減	45	28	115	264	-2
自然動態増減と社会動態増減の増減		-119	-133	-126	51	-220

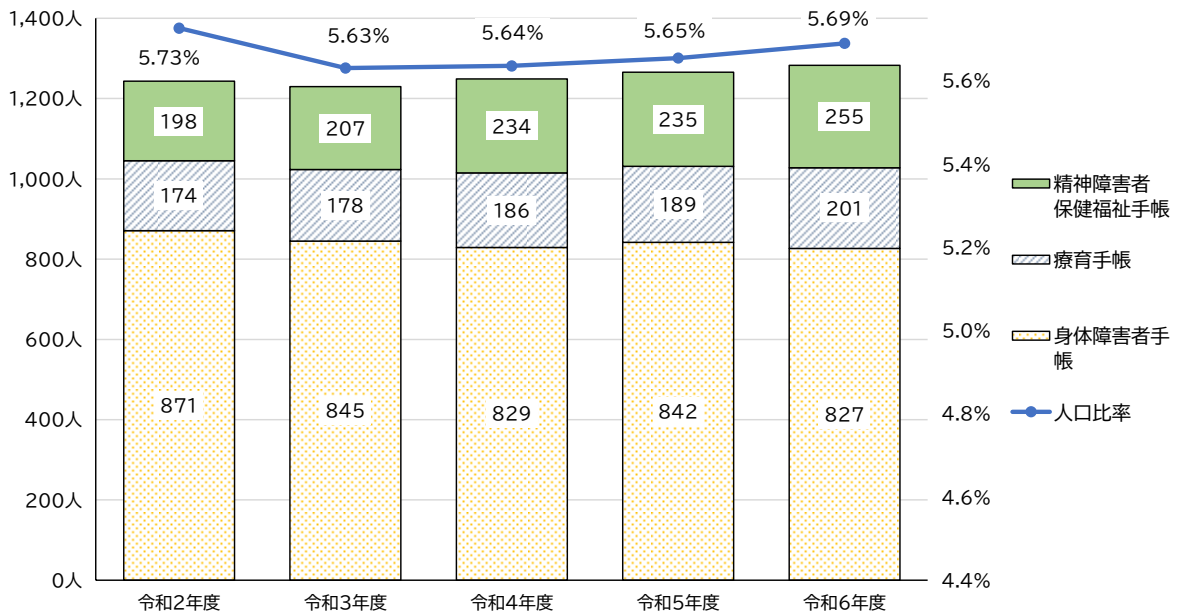
資料:住民基本台帳(各年12月末現在)

(5)支援が必要な人の状況

①障害者手帳の交付者数の推移

障害者手帳の交付状況を見ると、身体障害者手帳の交付者数は減少傾向の一方で、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の交付者数は増加しています。

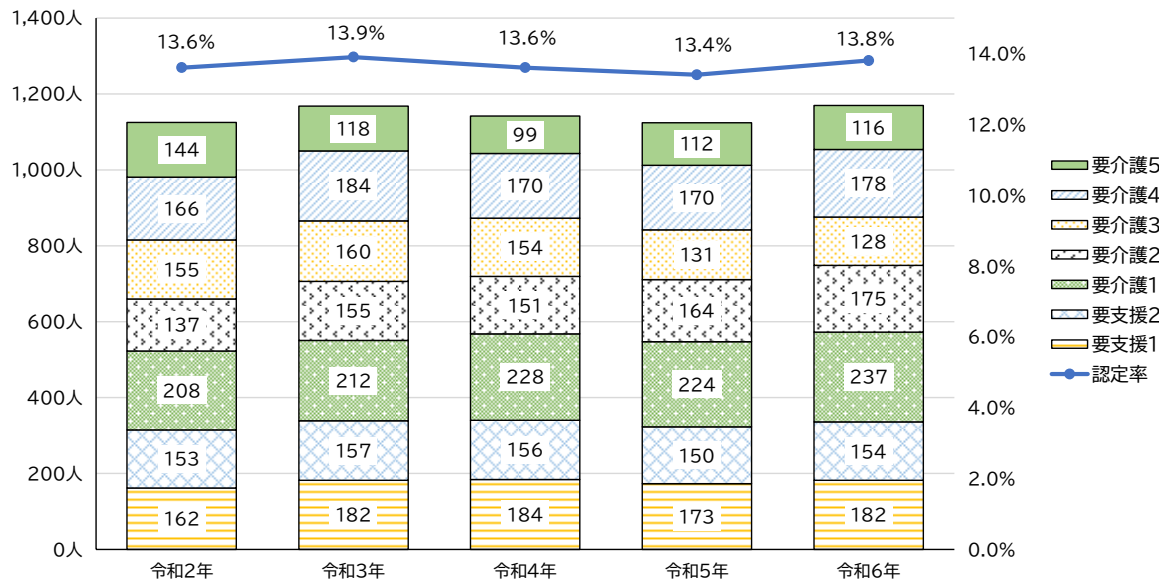
合計では、令和6年度末には1,283人となっており、平成2年度末と比較すると40人の増加となっています。



資料:福祉介護課調べ(各年度3月31日時点)

### ②要介護認定者数

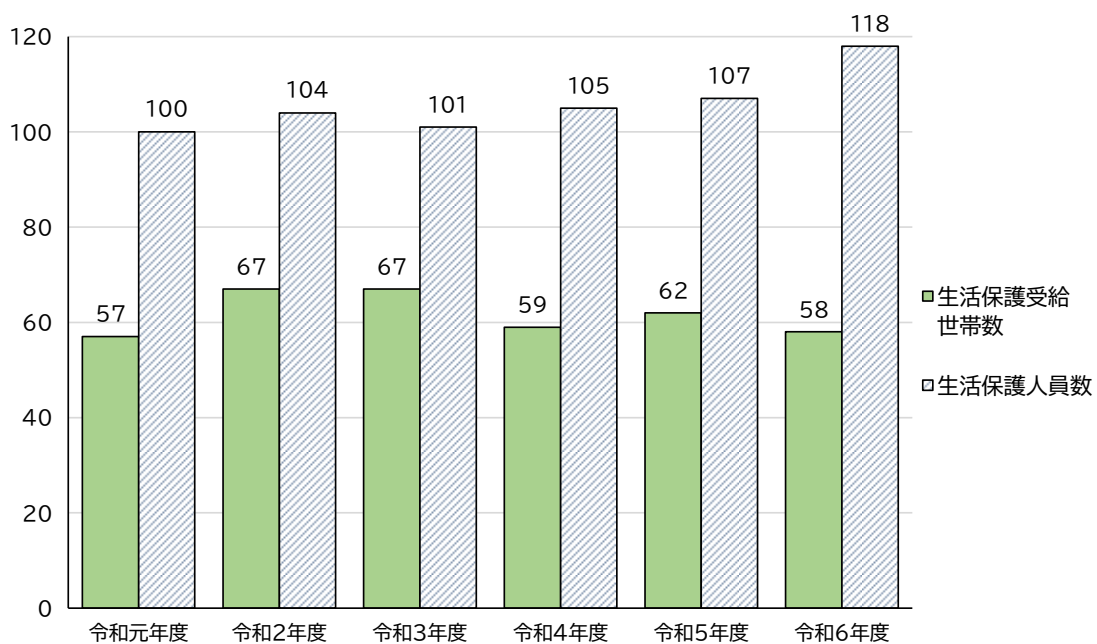
要介護認定者数については令和2年からほぼ横ばいの状態が続き、令和6年は1,170人となっており、そのうち要介護認定者が834人、要支援認定者が336人となっています。高齢者に占める要支援・要介護認定者数の比率を示す認定率については、14%程度で推移しています。



資料：地域包括ケア「見える化システム」(各年3月末)

### ③被保護世帯数及び被保護実人員数

被保護世帯数及び被保護実人員はいずれも同程度の人数で推移しています。令和6年度は人員数が増加し118人、世帯数は58世帯となっています。



資料：館林保健福祉事務所調べ(各年度末)

## 2 町民アンケート調査結果

### (1)目的

町が策定した「第2次邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画」が令和7年度で計画期間満了を迎えるにあたり、新たな計画の策定に向けて町民意識の現状を把握し、町民ニーズに沿った行政施策を立てることを目標に実施しました。

### (2)調査の種類

地域福祉に関する関連アンケート調査


### (3)調査の実施

対象者 (町民)	調査期間	調査方法
16歳以上 (無作為抽出)	令和6年11月18日(月)～ 令和6年12月13日(金)	郵送配布・回収 (WEBフォームによる回答を併用)

### (4)配布数及び回収数

配布数	回収数	回収率
2,500件	1,013件 (郵送回答 791件) (WEB回答 222件)	40.5% (郵送回答 31.6%) (WEB回答 8.9%)

### (5) アンケート調査結果の見方

- ・回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対するそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- ・複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効サンプル数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- ・図表において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・図表中の「n(number of cases)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ・クロス集計表は分析軸となる設問に「無回答」がある場合は表示していません。よって、分析軸の n(回答者数)の合計が全体の合計と一致しない場合があります。
- ・クロス集計表の見方は以下の通りです。  
 …横軸で一番多いもの。
- ・第1次・第2次邑楽町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の際に行ったアンケート調査との比較をしている箇所があります。第1次・第2次計画策定時調査の概要は次のとおりです。

#### 第1次計画策定時の調査

調査地域: 町内全域

調査対象者: 18 歳以上の町民 2,000 人

調査期間: 平成 27 年1月 13 日(火) ~ 平成 27 年1月 29 日(木)

調査方法: 郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

回収数: 854 件(回収率: 42.7%)

#### 第2次計画策定時の調査

調査地域: 町内全域

調査対象者: 18 歳以上の町民 2,500 人

調査期間: 令和2年8月5日(水) ~ 令和2年8月 31 日(月)

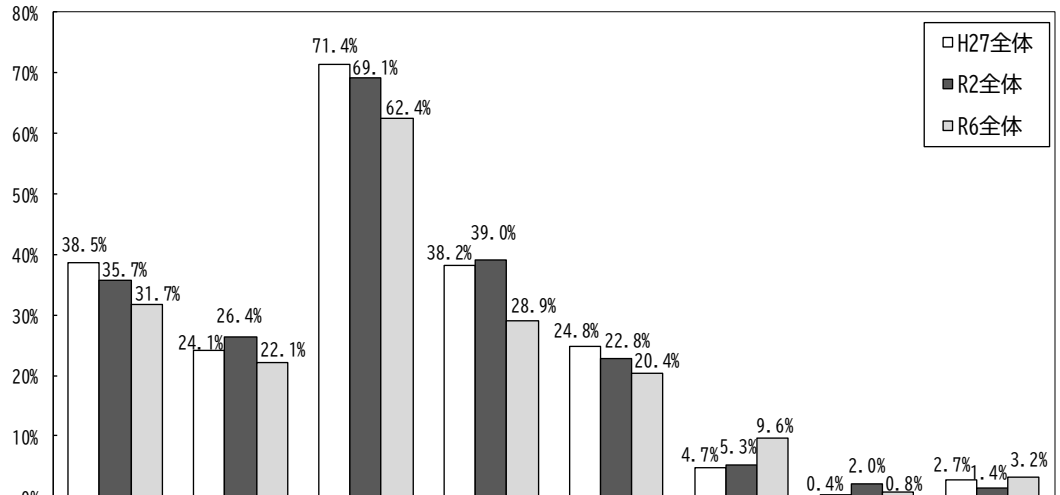
調査方法: 郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

回収数: 1,075 件(回収率: 43.0%)

問1 あなたはどの福祉の分野に関心をお持ちですか。(当てはまるものすべて選択)

関心を持っている福祉分野について、全体では、「高齢者福祉(高齢者介護など)」が62.4%と最も多く、次いで、「児童福祉(子育てなど)」が31.7%、「地域福祉(地域での支え合い活動)」が28.9%となっています。

過去調査をみると、すべての福祉分野が減少傾向にあり、R2調査との比較では「地域福祉」が10.1ポイント、「高齢者福祉」が6.7ポイント低くなっています。



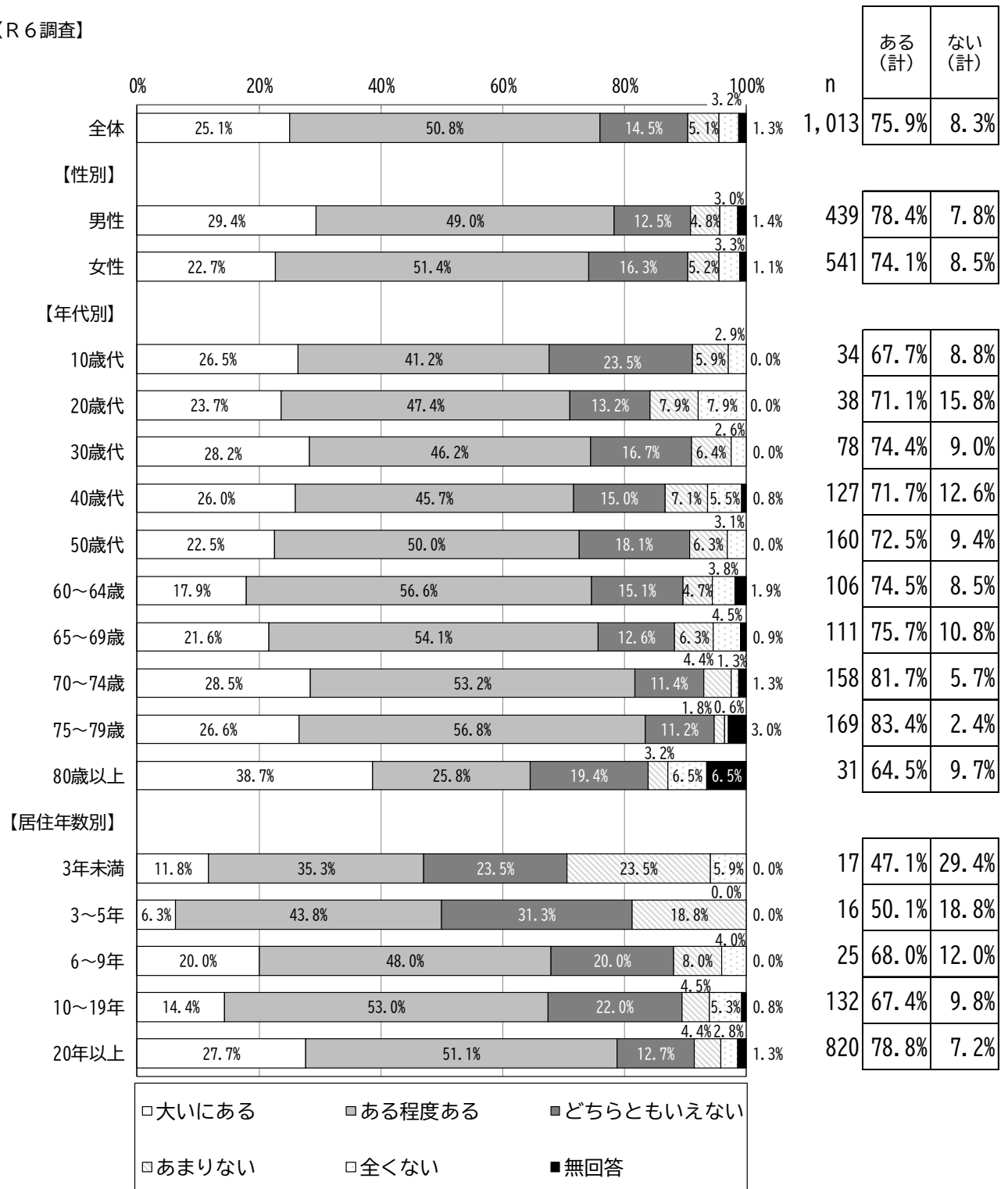
n		児童福祉(子育てなど)	障害者福祉(障害者介助など)	高齢者福祉(高齢者介護など)	地域福祉(地域での支え合い活動)	社会福祉(生活困窮者など)	まったく関心がない	その他	無回答	
H27全体	854	38.5%	24.1%	71.4%	38.2%	24.8%	4.7%	0.4%	2.7%	
R2全体	1,075	35.7%	26.4%	69.1%	39.0%	22.8%	5.3%	2.0%	1.4%	
R6全体	1,013	31.7%	22.1%	62.4%	28.9%	20.4%	9.6%	0.8%	3.2%	
性別	男性	439	27.8%	20.0%	59.2%	28.0%	21.4%	14.1%	0.2%	3.0%
	女性	541	36.0%	24.4%	64.5%	29.9%	20.0%	6.1%	1.1%	3.0%
年代別	10歳代	34	38.2%	23.5%	20.6%	29.4%	23.5%	35.3%	0.0%	0.0%
	20歳代	38	52.6%	18.4%	21.1%	13.2%	21.1%	15.8%	2.6%	0.0%
	30歳代	78	69.2%	12.8%	35.9%	16.7%	16.7%	12.8%	0.0%	0.0%
	40歳代	127	57.5%	20.5%	37.8%	19.7%	11.0%	15.7%	0.0%	1.6%
	50歳代	160	30.0%	16.9%	65.0%	28.1%	22.5%	12.5%	0.6%	2.5%
	60～64歳	106	22.6%	29.2%	75.5%	25.5%	29.2%	7.5%	0.0%	1.9%
	65～69歳	111	26.1%	17.1%	79.3%	34.2%	21.6%	6.3%	1.8%	1.8%
	70～74歳	158	19.0%	27.2%	72.8%	38.0%	20.3%	3.2%	1.9%	3.8%
	75～79歳	169	15.4%	24.9%	75.1%	36.7%	21.3%	4.7%	0.6%	7.7%
80歳以上	31	12.9%	35.5%	83.9%	25.8%	16.1%	3.2%	0.0%	9.7%	

問2 あなたは、今住んでいる地域に愛着がありますか。(1つ選択)

今住んでいる地域への愛着の有無について、全体では「大いにある(25.1%)」「ある程度ある(50.8%)」を合わせた「ある(計)」が 75.9%に対し、「あまりない(5.1%)」「全くない(3.2%)」を合わせた「ない(計)」が 8.3%となっています。

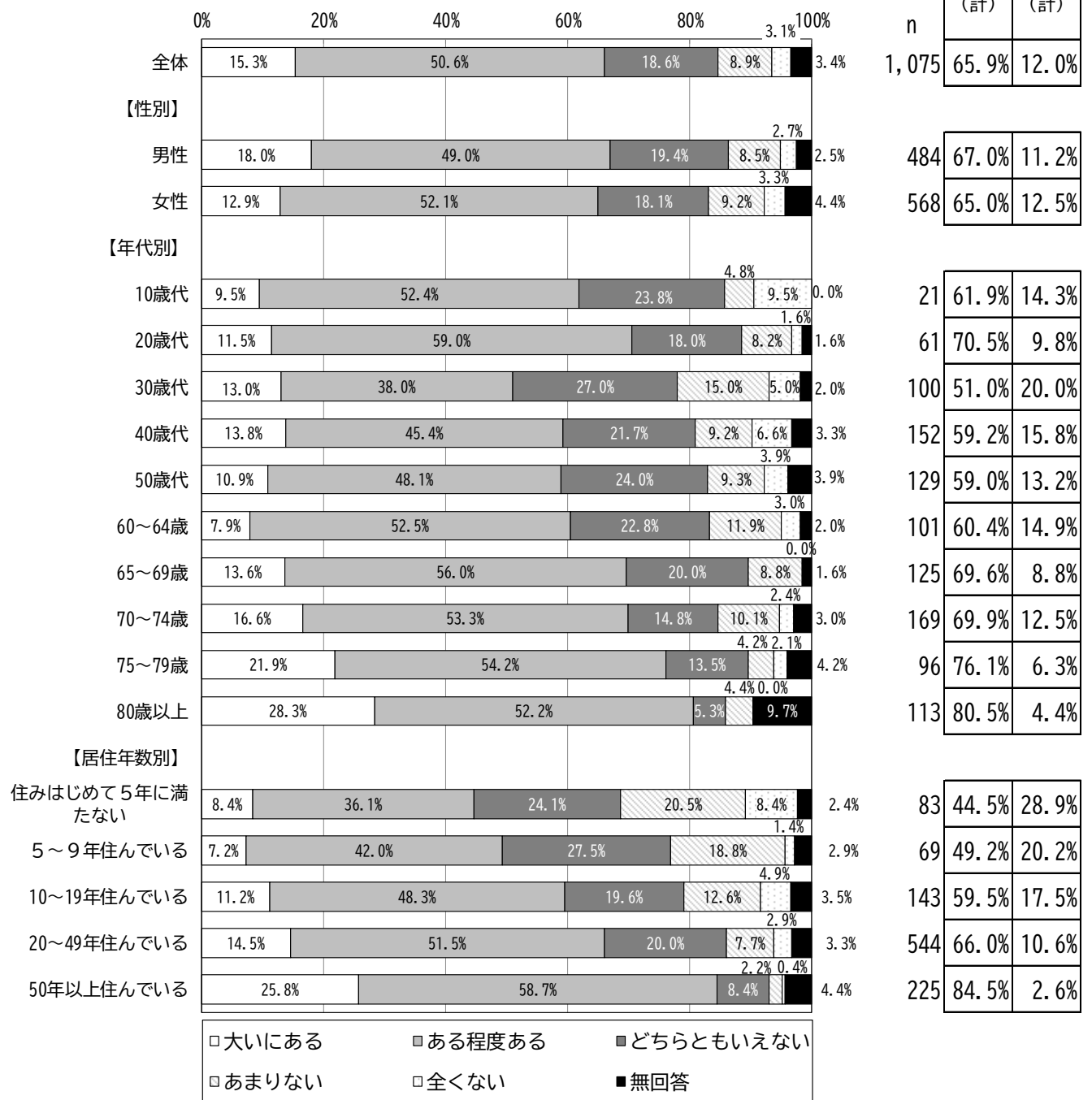
居住年数別にみると、居住年数が長いほど愛着がある人の割合が高い傾向にあります。過去調査をみると、「ある(計)」は増加傾向にあり、R2調査との比較では 10.0 ポイント高くなっています。

【R6調査】



※R2調査とでは居住年数の選択肢が異なります。

【R2調査】

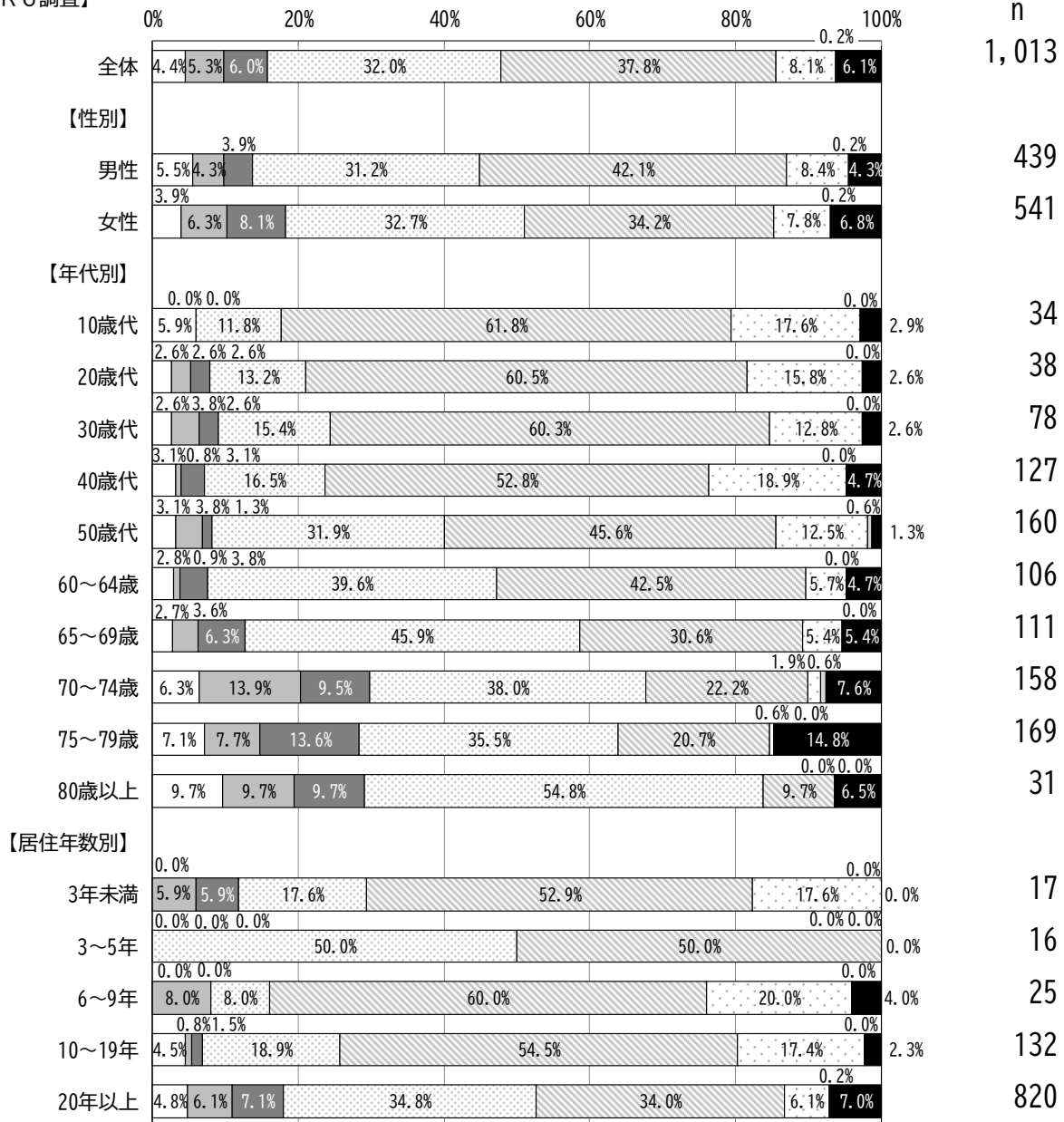


問3 あなたは、ふだん近所の人と、どの程度の付き合いをしていますか。(1つ選択)

近所の人との付き合いの程度について、全体では「会えばあいさつをかわす程度」が37.8%と最も多く、次いで、「たまに立ち話をする程度」が32.0%、「付き合いがほとんどない」が8.1%となっています。

過去調査をみると、「付き合いがほとんどない」は増加傾向にあり、R2調査との比較では2.3ポイント高くなっています。

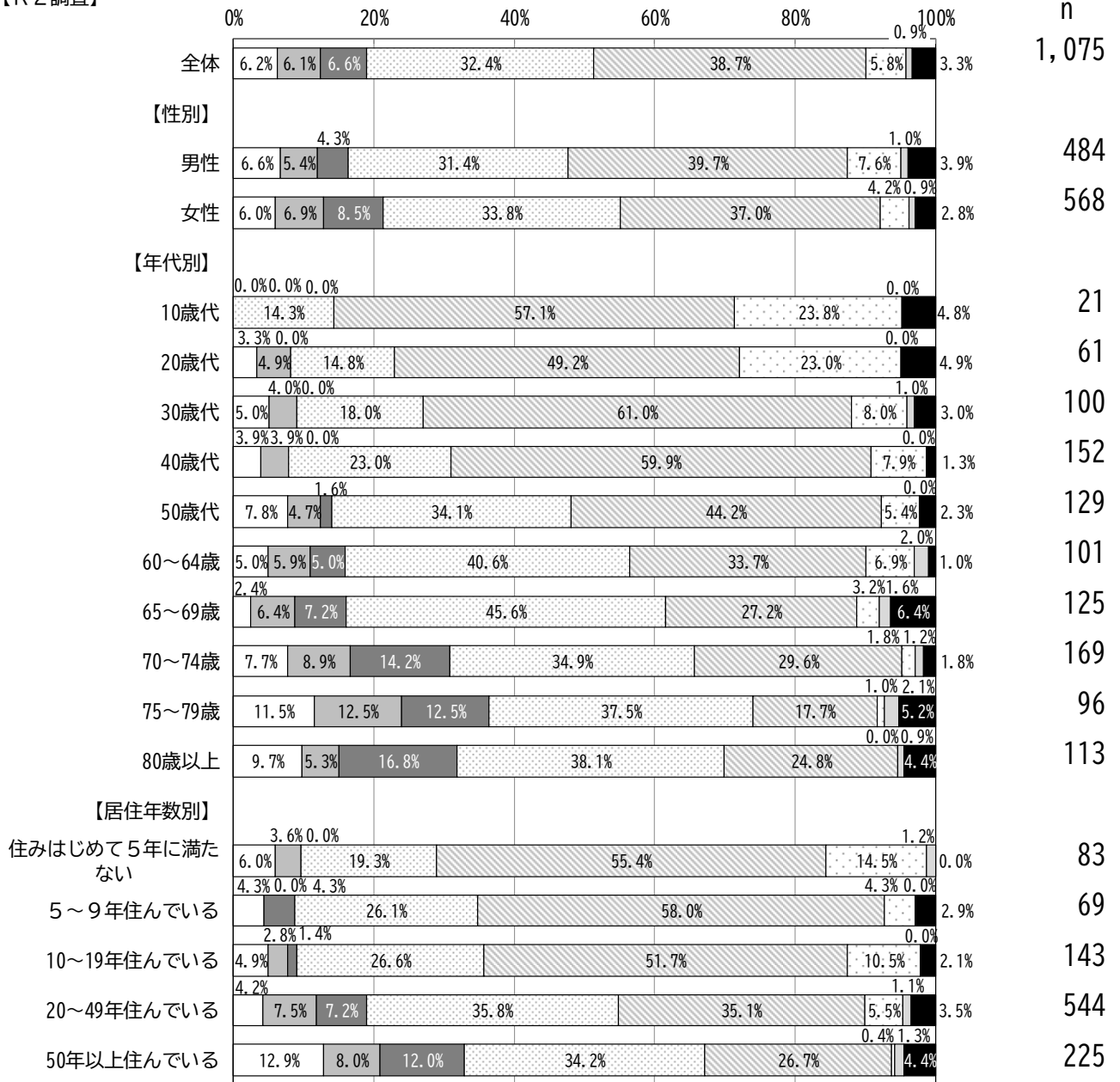
【R6調査】



- 日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある
- 困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりする
- 一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあったりする
- たまに立ち話をする程度
- 会えばあいさつをかわす程度
- 付き合いがほとんどない
- その他
- 無回答

※R2調査とでは居住年数の選択肢が異なります。

【R2調査】



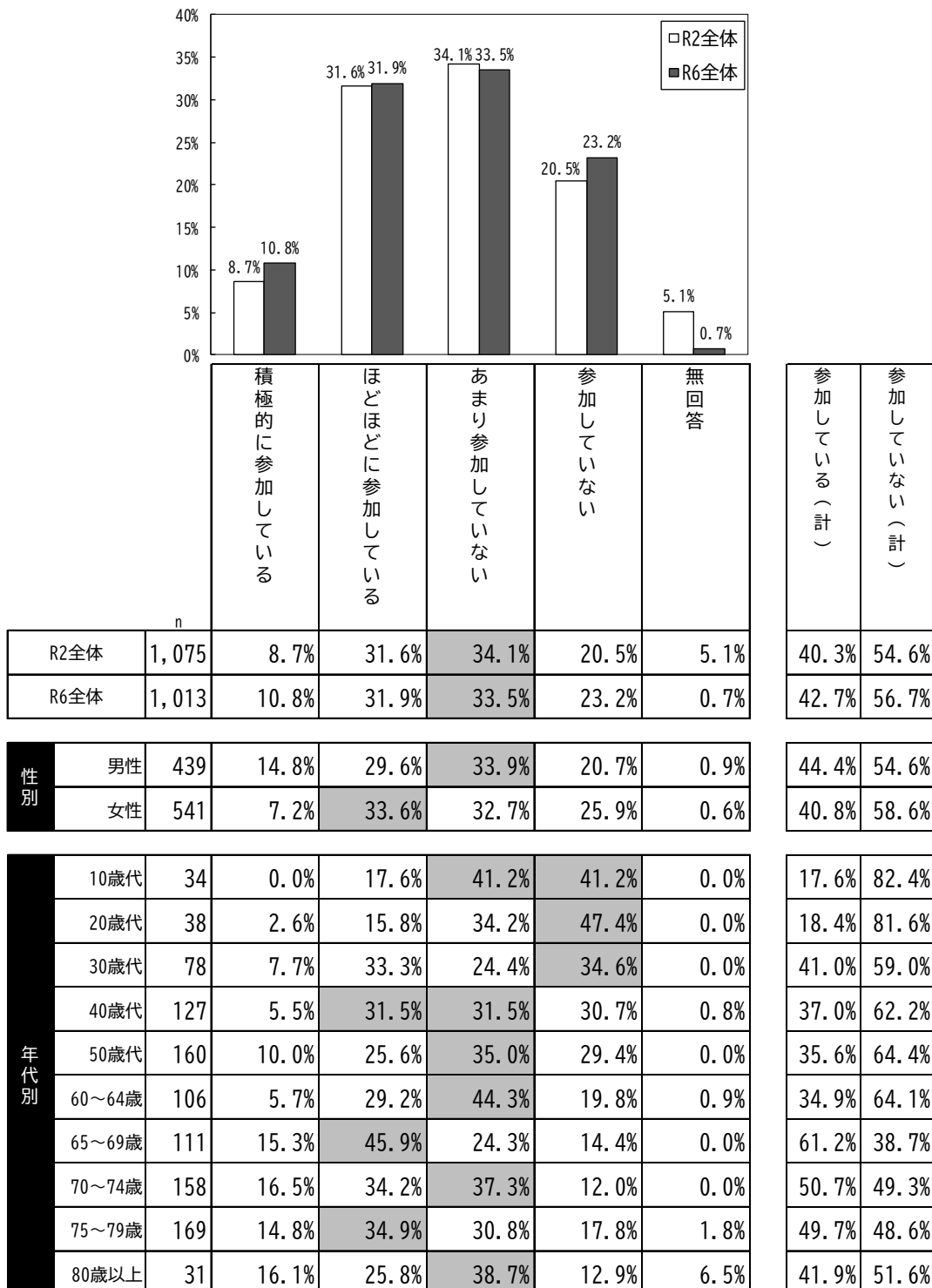
- 日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある
- 困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりする
- 一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあったりする
- たまに立ち話をする程度
- 会えばあいさつをかわす程度
- 付き合いがほとんどない
- その他
- 無回答

問4 あなたの地域の行事などへの参加度合いは、どの程度ですか。(1つ選択)

地域の行事などへの参加度合いについて、全体では「積極的に参加している(10.8%)」「ほどほどに参加している(31.9%)」を合わせた「参加している(計)」が 42.7%に対し、「あまり参加していない(33.5%)」「参加していない(23.2%)」を合わせた「参加していない(計)」が 56.7%となっています。

年代別にみると、65～70 歳代では「参加している(計)」の割合が高くなっています。

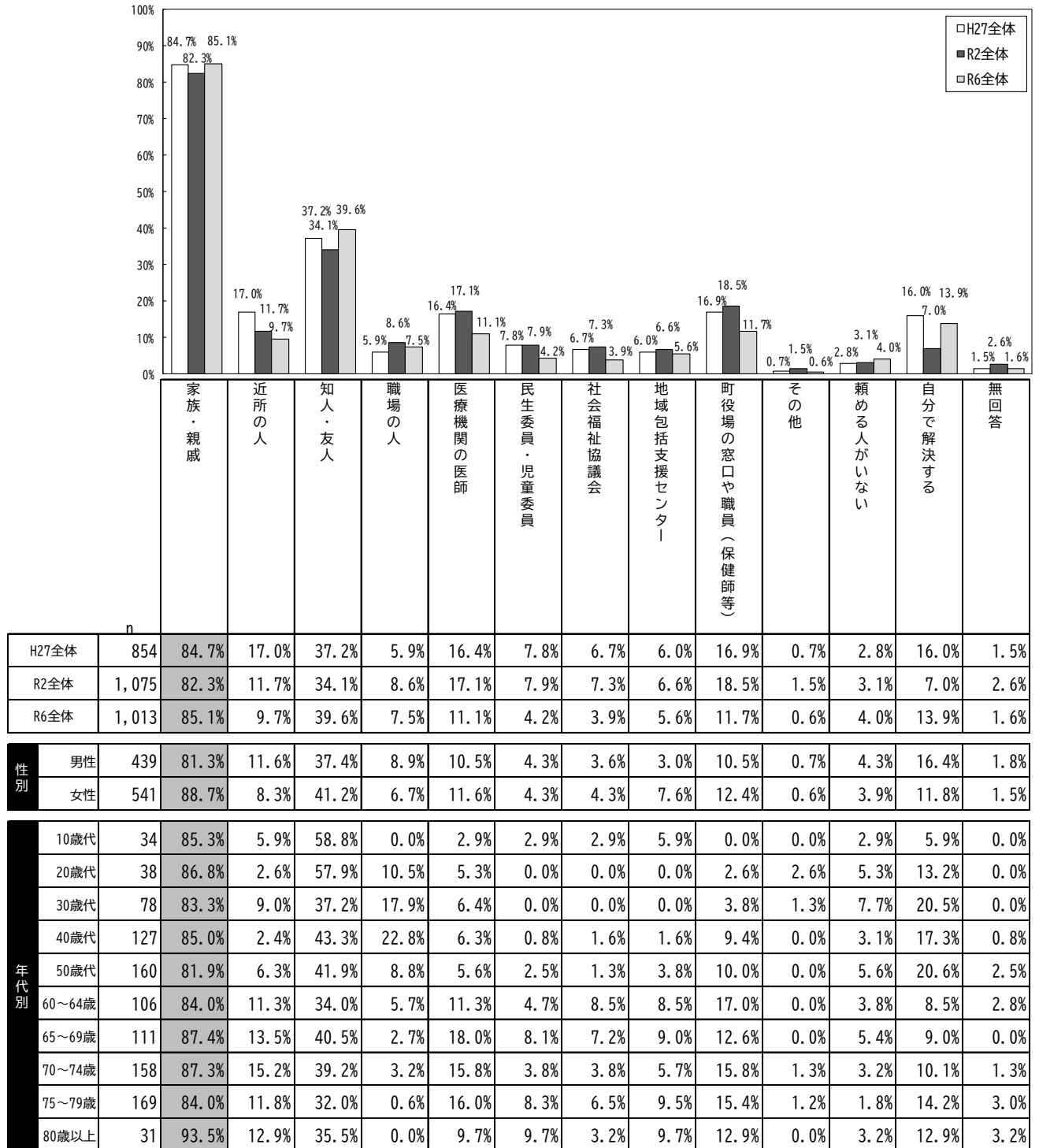
R2調査との比較では、「参加している(計)」は 2.4 ポイント、「参加していない(計)」は 2.1 ポイント高くなっています。



問5 あなたは、暮らしの中で相談や助けが必要なとき、誰に頼みたいと思いますか。  
(当てはまるものすべて選択)

相談や助けが必要なときの相談相手について、全体では「家族・親戚」が 85.1%と最も多く、次いで、「知人・友人」が 39.6%、「自分で解決する」が 13.9%となっています。

過去調査をみると、「頼める人がいない」が徐々に増加傾向にあり、「近所の人」が減少傾向となっています。また、R2調査との比較では、「町役場の窓口や職員」が 6.8 ポイント、「医療機関の医師」が 6.0 ポイント低くなっています。



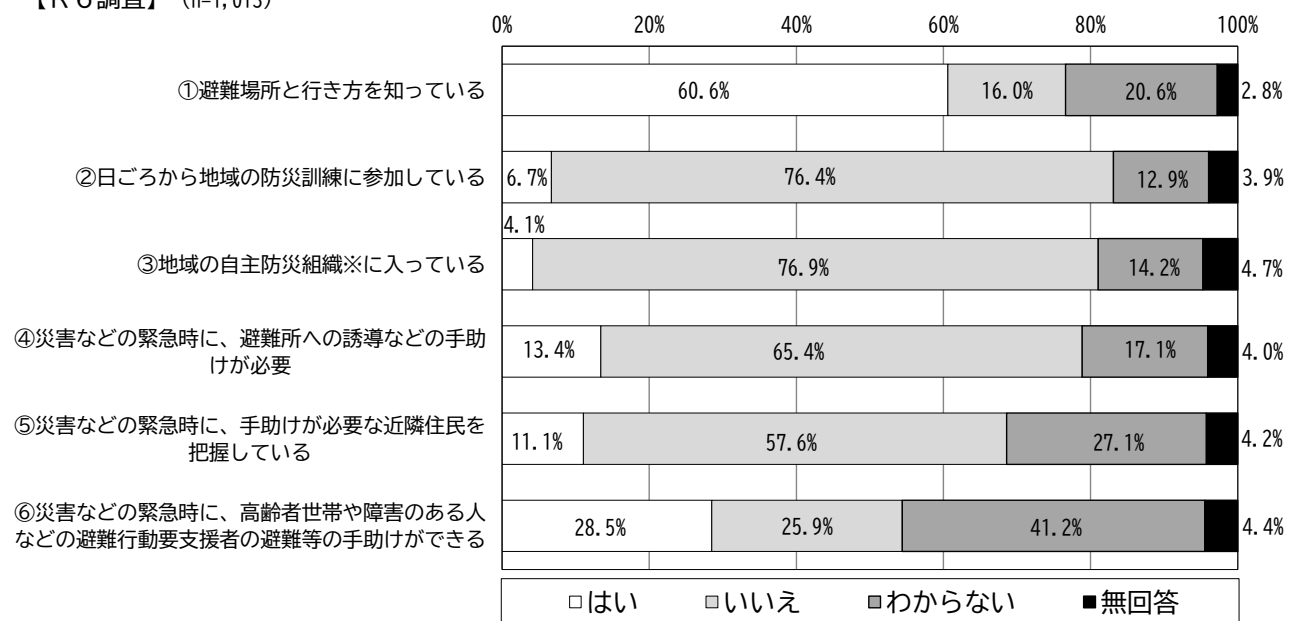
問6 あなたは防災に対する日ごろからの取組や、災害などの緊急時の対応について、どのようにお考えですか。(それぞれ1つ選択)

防災に対する日ごろからの取組や、災害などの緊急時の対応に関する意識・行動について、「はい」では「避難場所と行き方を知っている」が60.6%と最も多く、次いで、「災害などの緊急時に、高齢者世帯や障がいのある人などの避難行動要支援者の避難などの手助けができる」が28.5%となっています。

「いいえ」では「地域の自主防災組織※に入っている」が76.9%と最も多く、次いで、「日ごろから地域の防災訓練に参加している」が76.4%、「災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要」が65.4%など、回答が過半数を超えています。

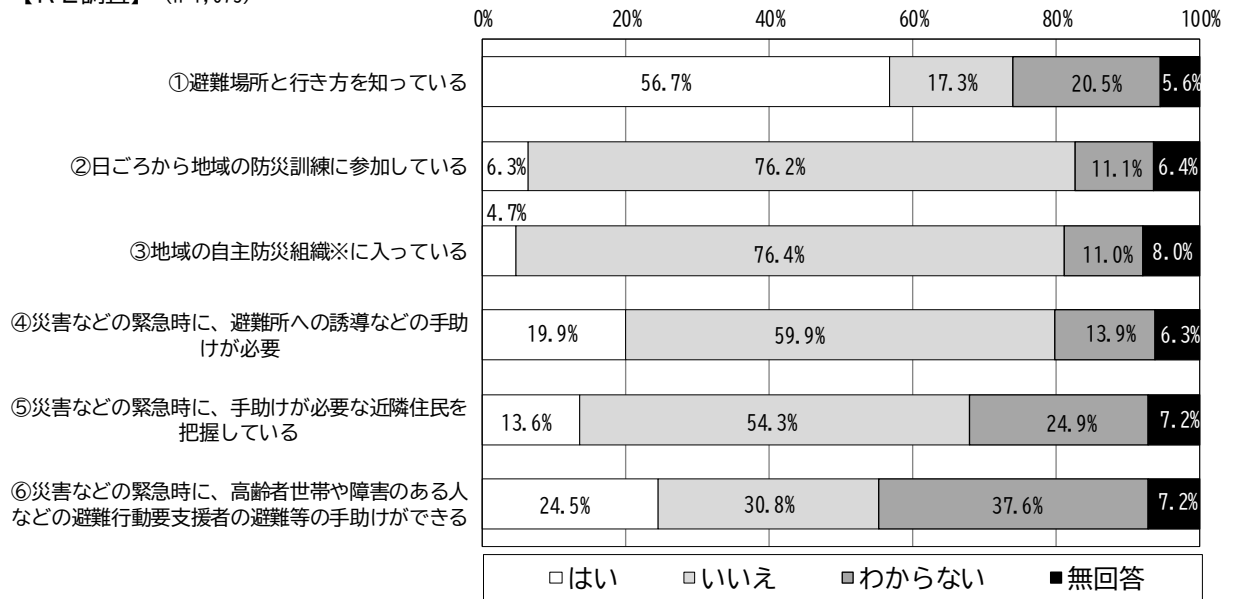
過去調査をみると、「はい」では「避難場所と行き方を知っている」が増加傾向にあり、R2調査との比較では3.9ポイント高く、H27調査との比較では13.1ポイント高くなっています。

【R6調査】 (n=1,013)



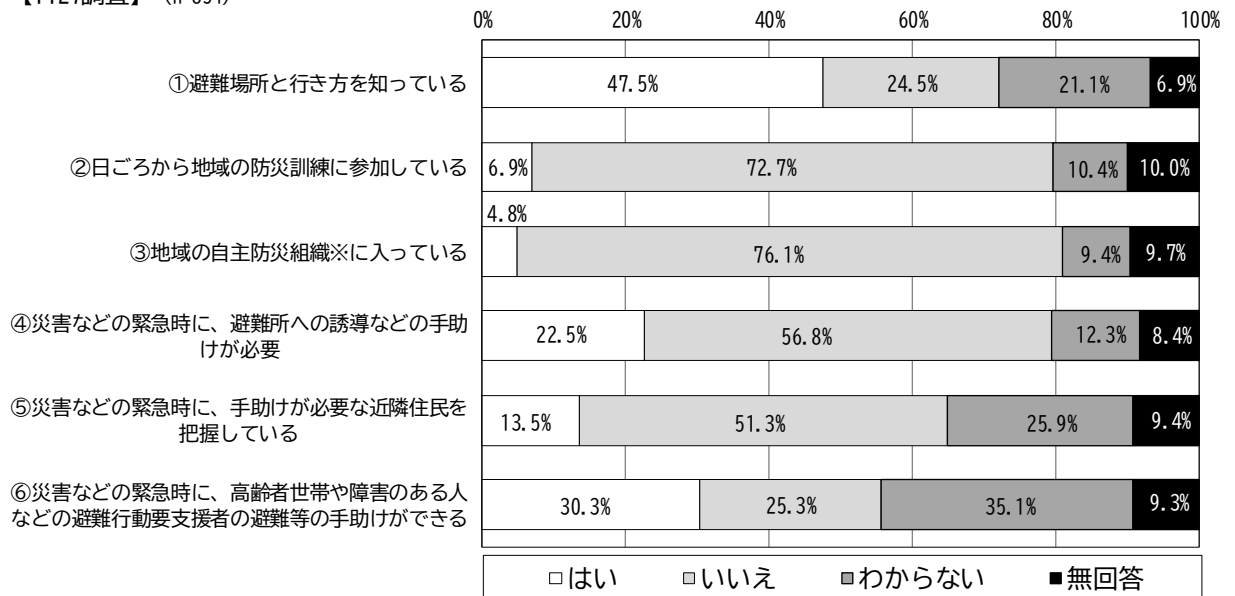
※自主防災組織:町内会・自治会などを中心に、地域の住民が防災活動をする組織

【R2調査】 (n=1,075)



※自主防災組織：町内会・自治会などを中心に、地域の住民が防災活動をする組織

【H27調査】 (n=854)

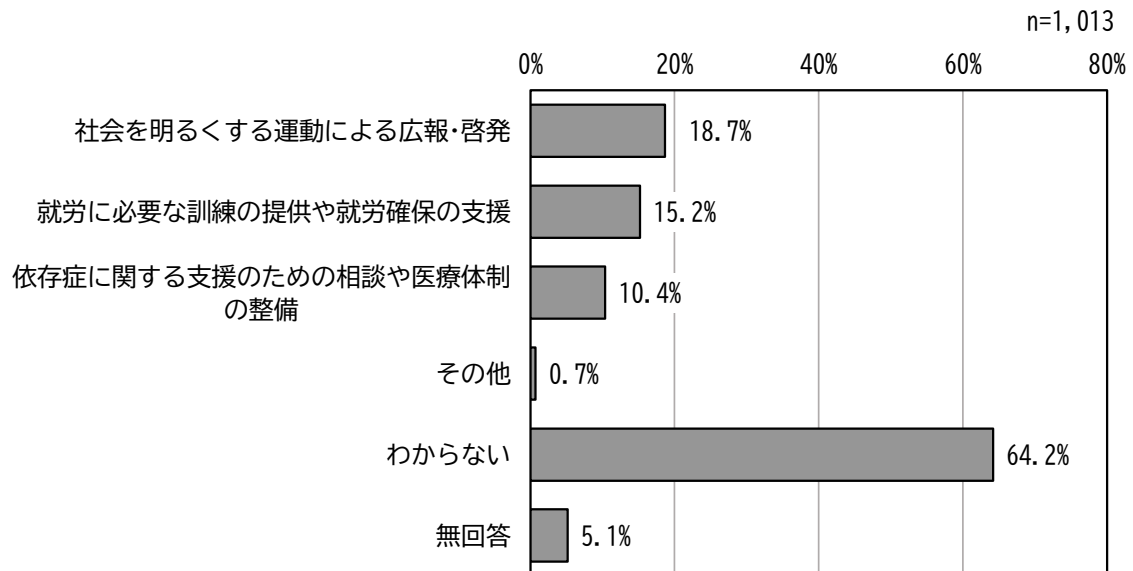


※自主防災組織：町内会・自治会などを中心に、地域の住民が防災活動をする組織

## 問7 あなたは、再犯防止の取組について知っていることはありますか。

(当てはまるものすべて選択)

再犯防止の取組で知っていることについては、「わからない」が64.2%と最も多く、次いで、「社会を明るくする運動による広報・啓発」が18.7%、「就労に必要な訓練の提供や就労確保の支援」が15.2%となっています。



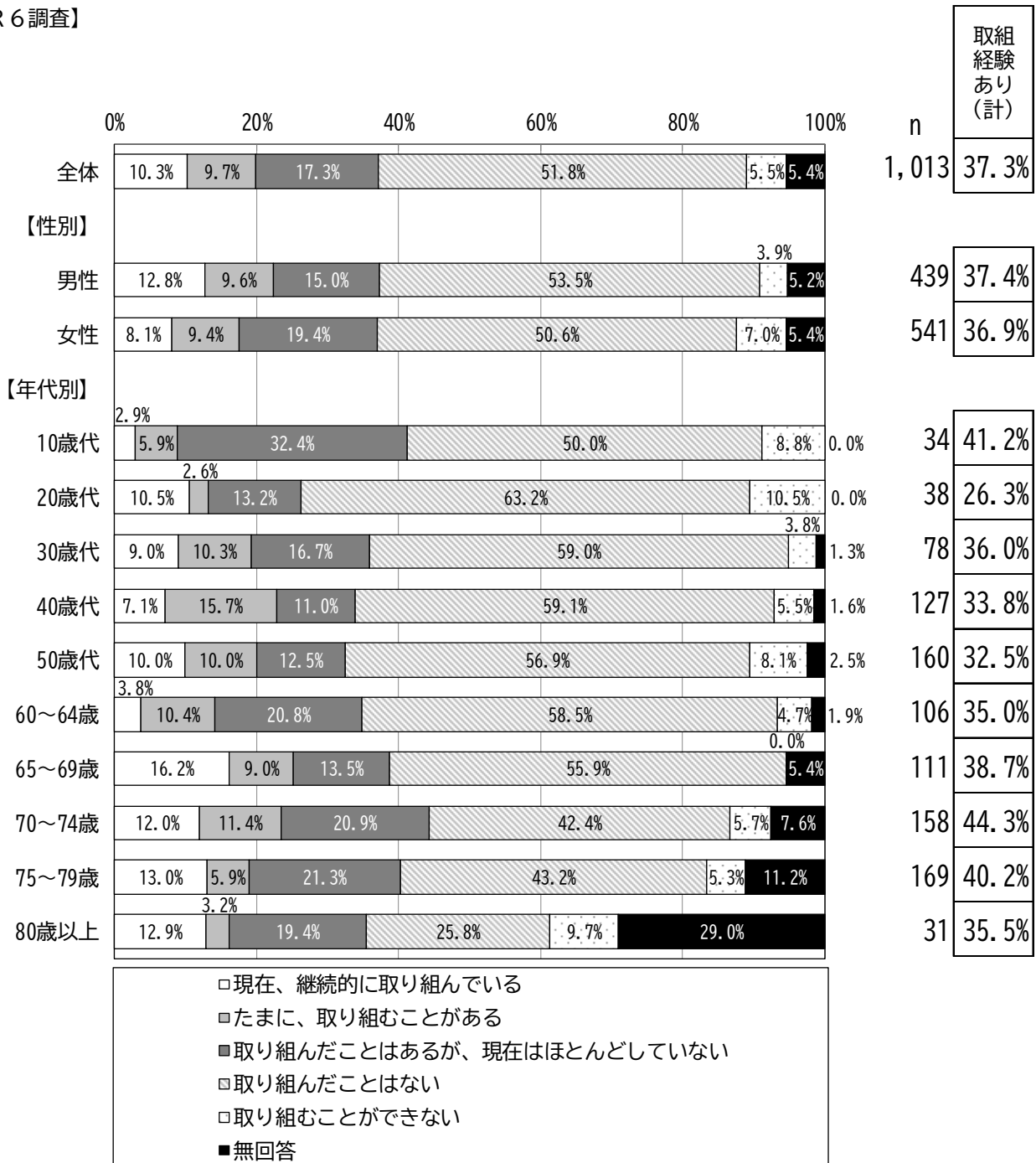
問8 あなたは、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動などについて、取り組んでいますか。(1つ選択)

地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動などの取組状況について、全体では「現在、継続的に取り組んでいる(10.3%)」「たまにに取り組むことがある(9.7%)」「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない(17.3%)」を合わせた「取組経験あり(計)」が37.3%となっています。また、「取り組んだことはない」が51.8%となっています。

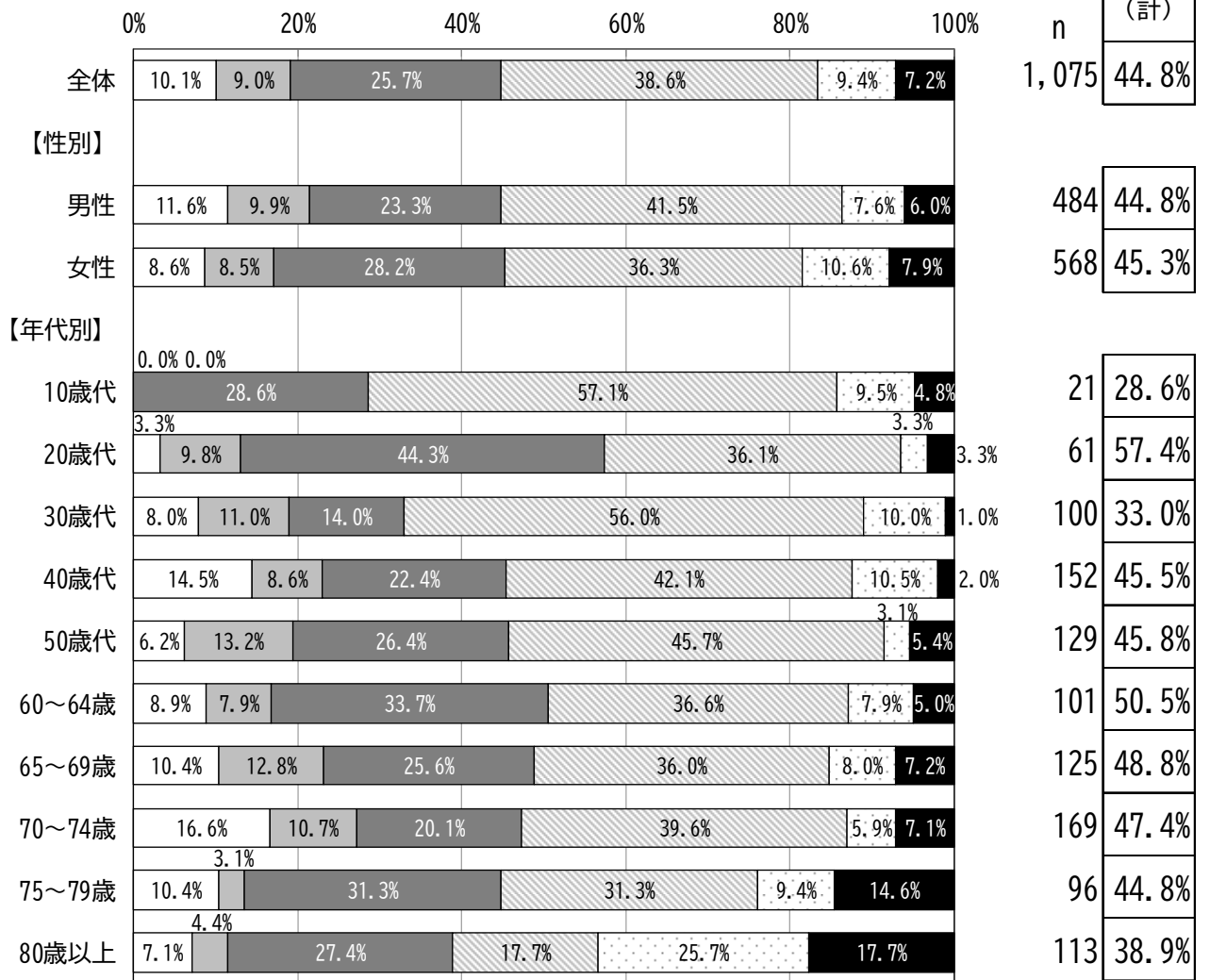
年代別にみると、「現在、継続的に取り組んでいる」では65～69歳が16.2%、「たまにに取り組むことがある」では40歳代が15.7%と、他の年代に比べやや高くなっています。

過去調査をみると、「取組経験あり(計)」は減少傾向にあり、R2調査との比較では7.5ポイント低くなっています。

【R6調査】



【R2調査】



- 現在、継続的に取り組んでいる
- たまに、取り組むことがある
- 取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない
- 取り組んだことはない
- 取り組むことができない
- 無回答

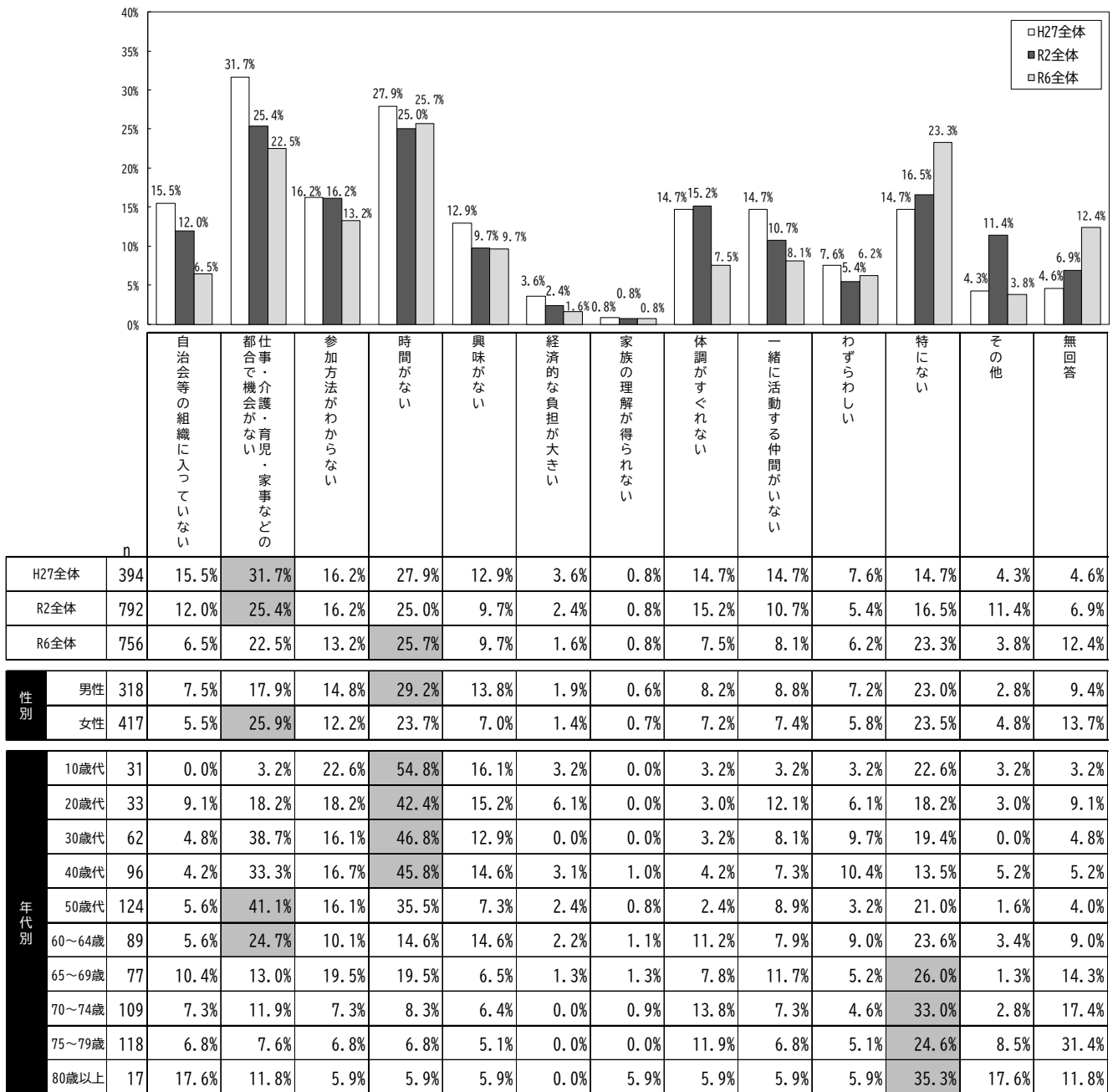
問8で「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」～「取り組むことができない」を選んだ方のみ回答

問9 現在活動していない理由は何ですか。(当てはまるものすべて選択)

地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動などに取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない人の現在活動していない理由について、全体では「時間がない」が25.7%と最も多く、「仕事・介護・育児・家事などの都合で機会がない」が22.5%となっています。

年代別にみると、10～40歳代では「時間がない」、50～64歳代では「仕事・介護・育児・家事などの都合で機会がない」、65歳以上では「特にない」が最も高くなっています。

R2調査との比較では、「時間がない」「わずらわしい」「特にない」が増加しています。



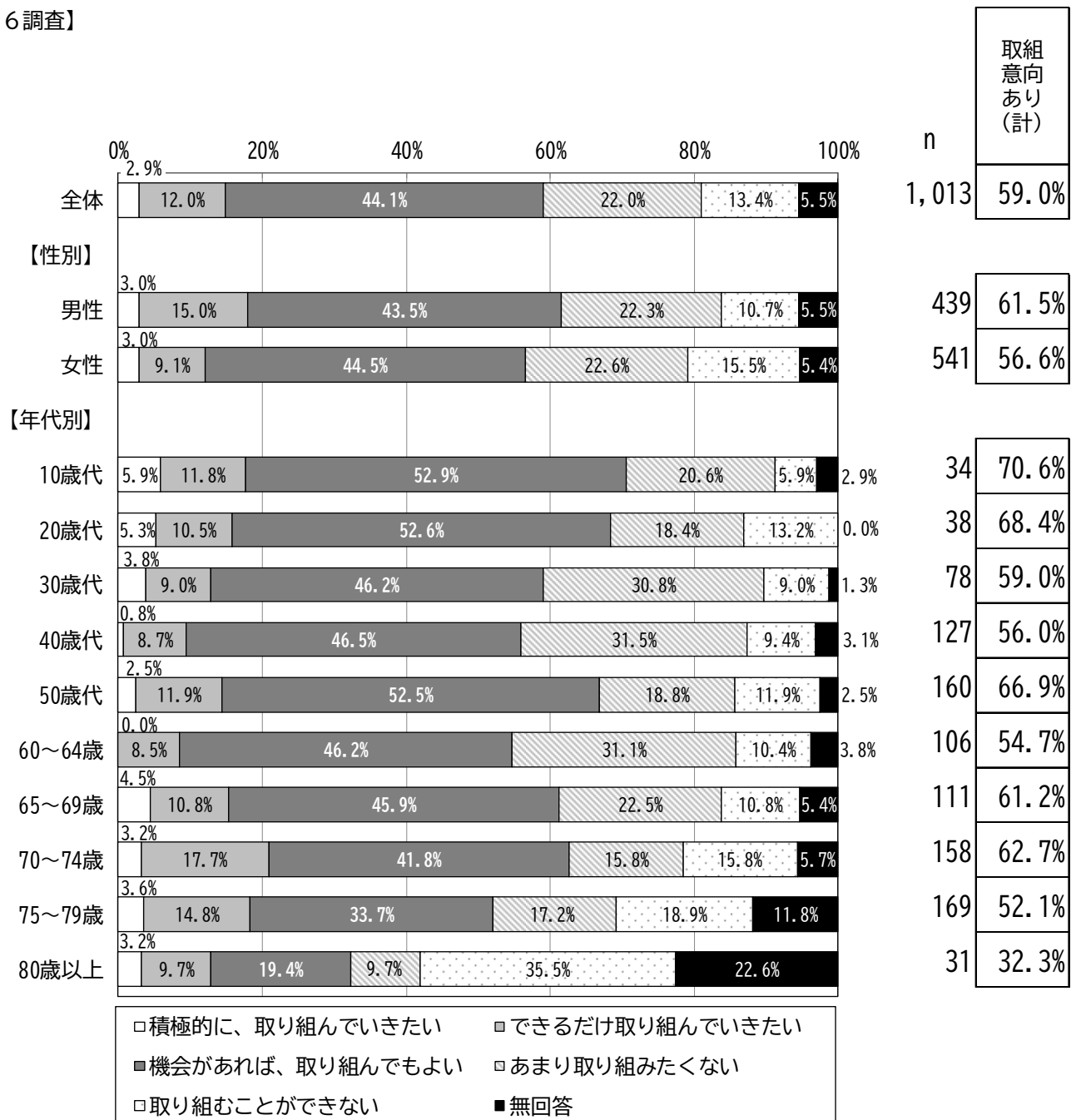
**問10 あなたは、今後、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動などに、どの程度取り組んでいきたいと考えていますか。(1つ選択)**

地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動などの今後の取組意向について、全体では「機会があれば、取り組んでもよい」が 44.1%と最も多く、「取組意向あり(計)」は 59.0%となっています。

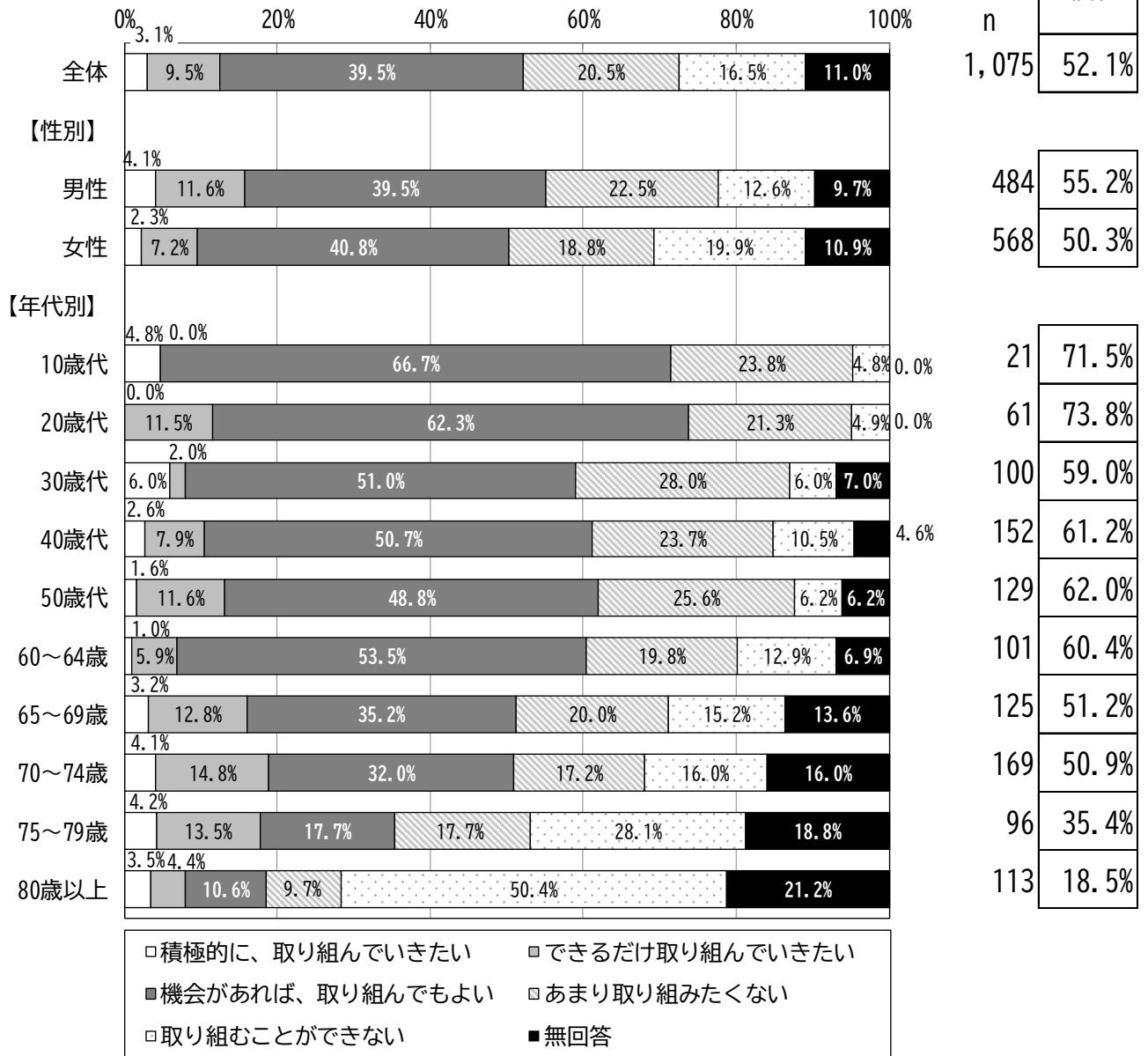
年代別にみると、60～64 歳、75 歳以上で「取組意向あり(計)」が他の年代に比べて低く、80 歳代以上では「取り組むことができない」が他の年代に比べて高く 35.5%となっています。

R2調査との比較では、「取組意向あり(計)」は 6.9 ポイント高く、全体の約6割となっています。

【R6調査】



【R2調査】



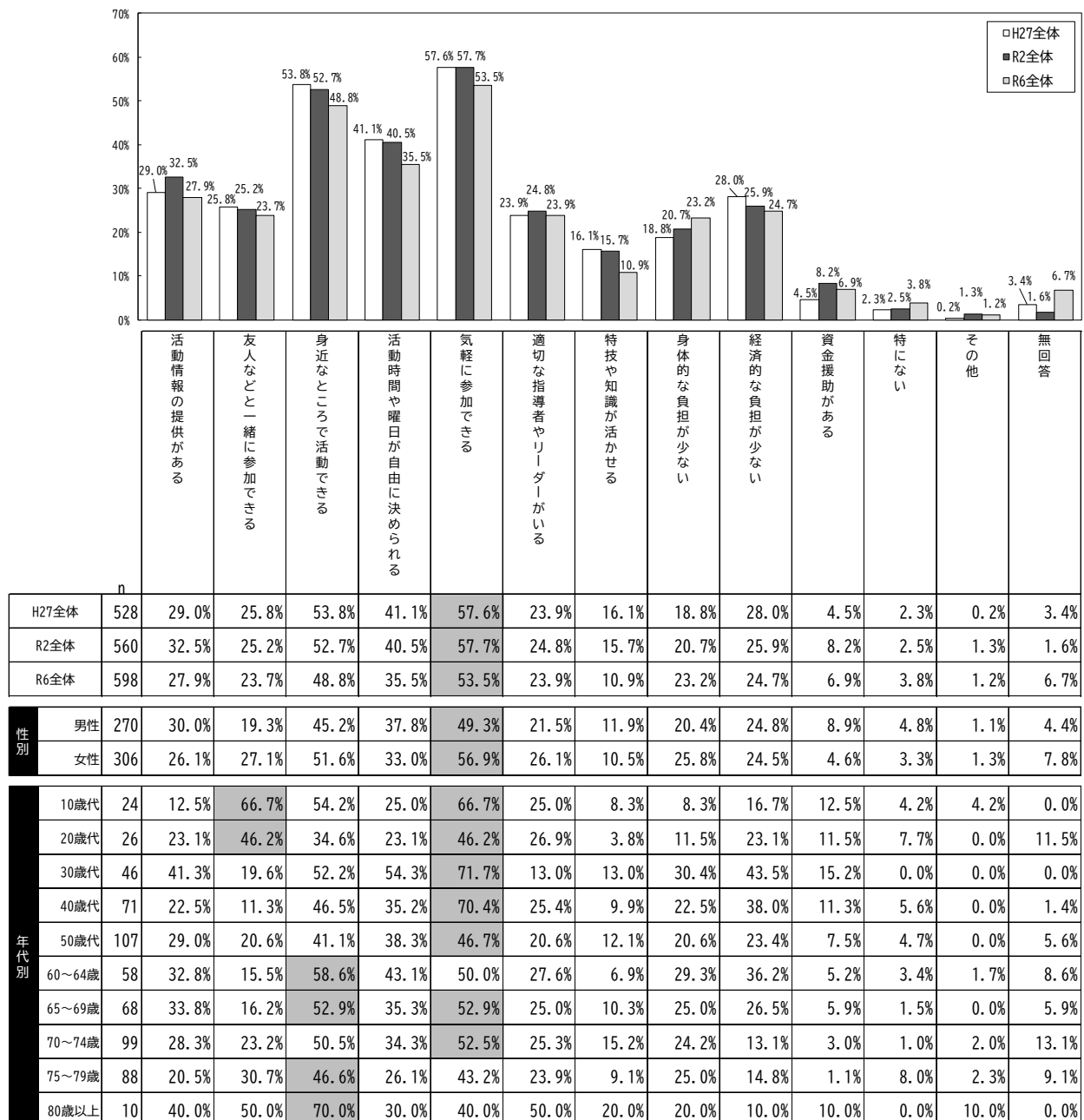
問10で「積極的に、取り組んでいきたい」～「機会があれば、取り組んでもよい」を選んだ方のみ回答

問11 どのような条件であれば、地域活動などに参加したいと思いますか。  
(当てはまるものすべて選択)

地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動などに取組意向のある人の参加条件について、全体では「気軽に参加できる」が53.5%と最も多く、次いで、「身近なところで活動できる」が48.8%、「活動時間や曜日が自由に決められる」が35.5%となっています。

年代別にみると、50歳代以下、65～74歳では「気軽に参加できる」(10～20歳代では「友人などと一緒に参加できる」、65～69歳では「身近なところで活動できる」も同スコアでトップ)、60歳代、75歳以上では「身近なところで活動できる」が最も高くなっています。

過去調査をみると、「身体的な負担が少ない」が増加傾向にあり、R2調査との比較では2.5ポイント高く、H27調査との比較では4.4ポイント高くなっています。





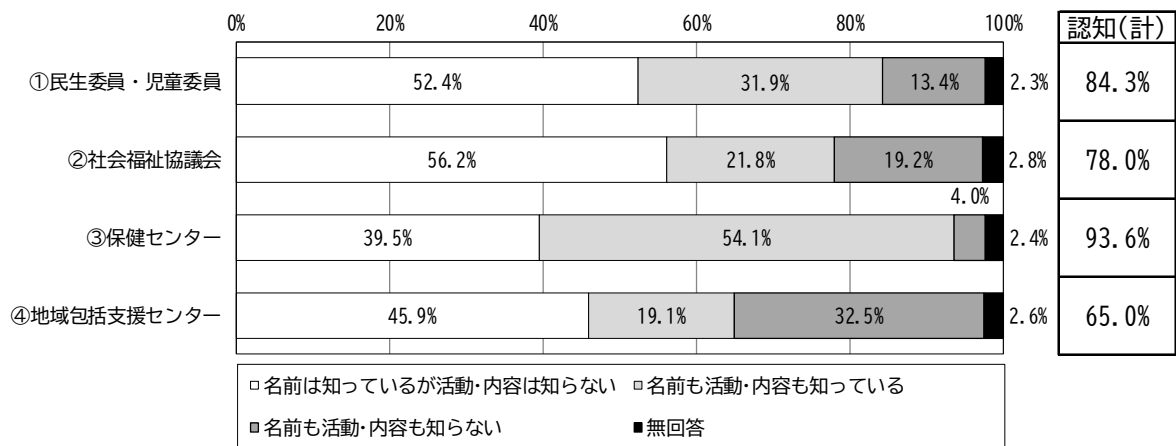
問13 あなたは、次の団体や機関を知っていますか。(それぞれ1つ選択)

認知率が最も高い団体や機関は「保健センター」で、「名前も活動・内容も知っている(54.1%)」「名前は知っているが活動・内容は知らない(39.5%)」を合わせた「認知(計)」は93.6%となっています。

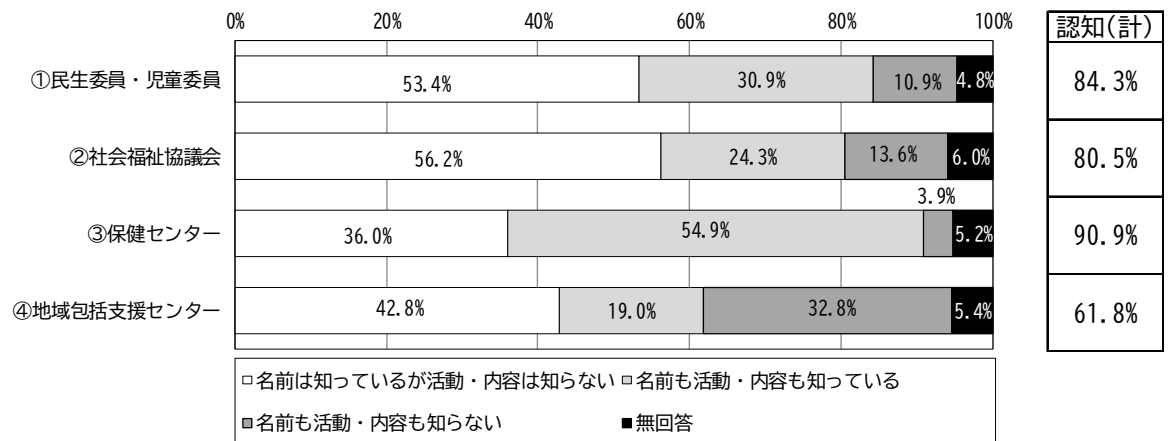
対して「地域包括支援センター」は「名前も活動・内容も知らない」が32.5%で、「認知(計)」は65.0%と最も低くなっています。

過去調査をみると、「認知(計)」ではすべての団体・機関が増加傾向にありましたが、R2調査との比較では「社会福祉協議会」のみ2.5ポイント低くなっています。

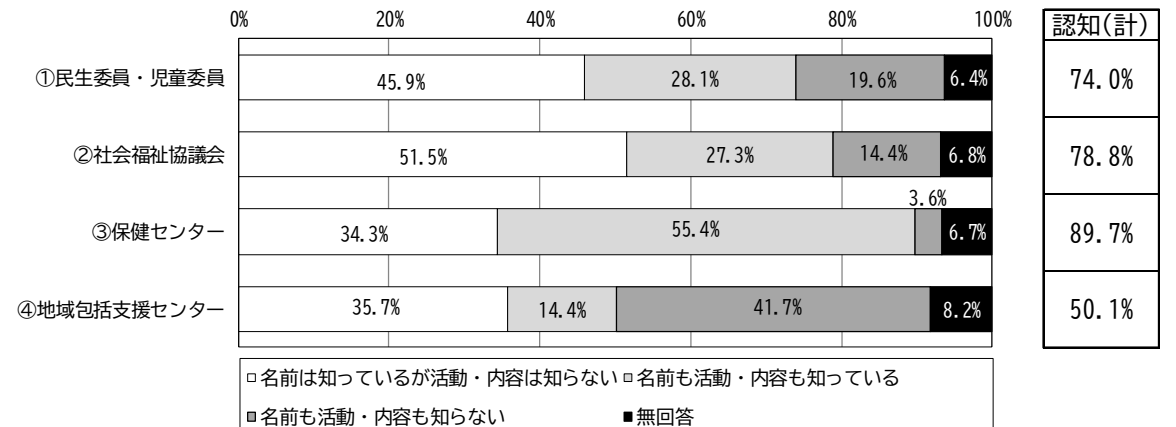
【R6調査】 (n=1,013)



【R2調査】 (n=1,075)



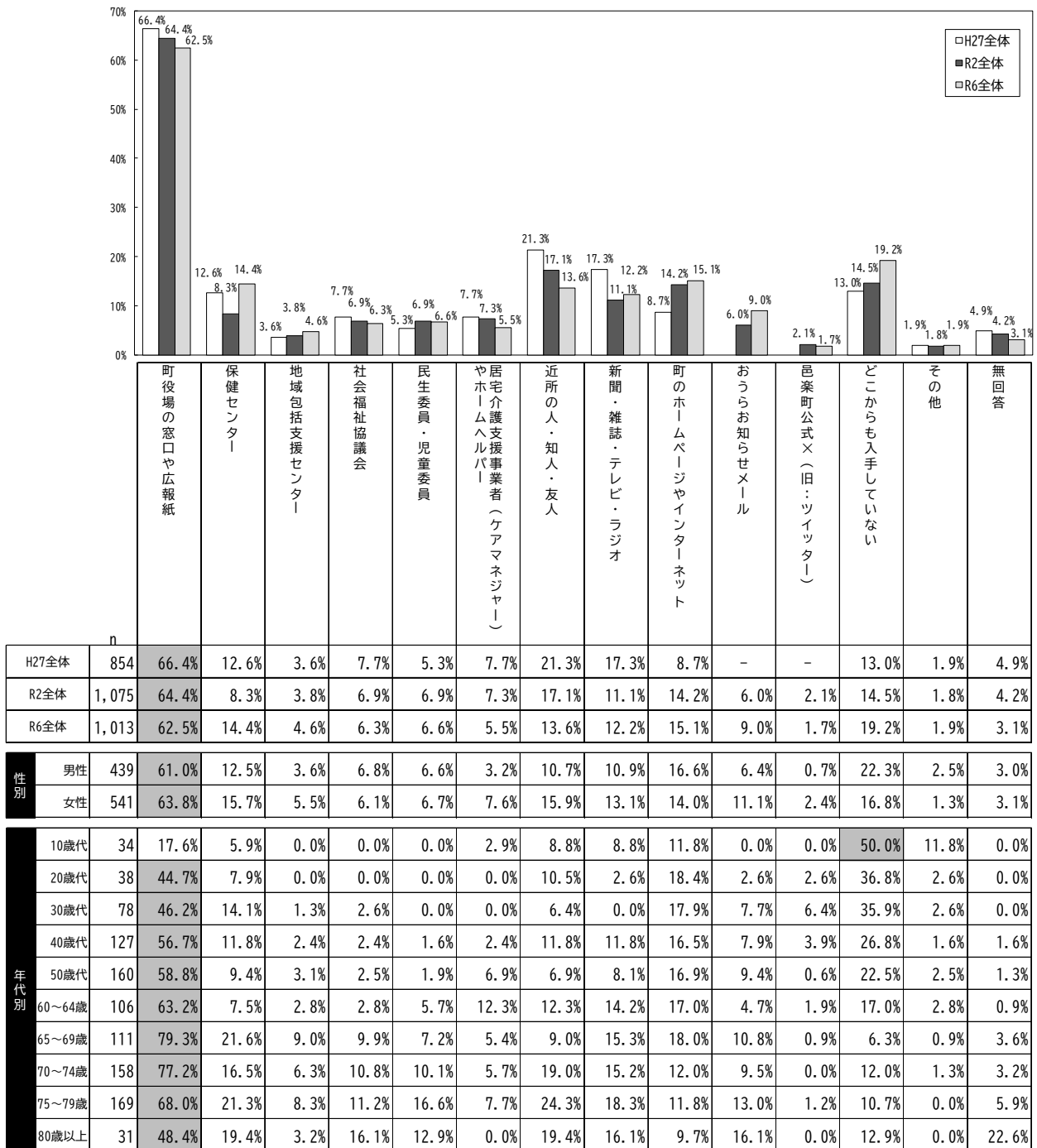
【H27調査】 (n=854)



問14 あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか。  
(当てはまるものすべて選択)

福祉サービスの情報源について、全体では「町役場の窓口や広報紙」が62.5%と最も多く、次いで、「どこからも入手していない」が19.2%、「町のホームページやインターネット」が15.1%となっています。

過去調査をみると、「地域包括支援センター」「町のホームページやインターネット」「どこからも入手していない」が増加傾向にあります。R2調査との比較では、「保健センター」が6.1ポイント、「どこからも入手していない」が4.7ポイント、「おうらお知らせメール」が3.0ポイント高くなっています。



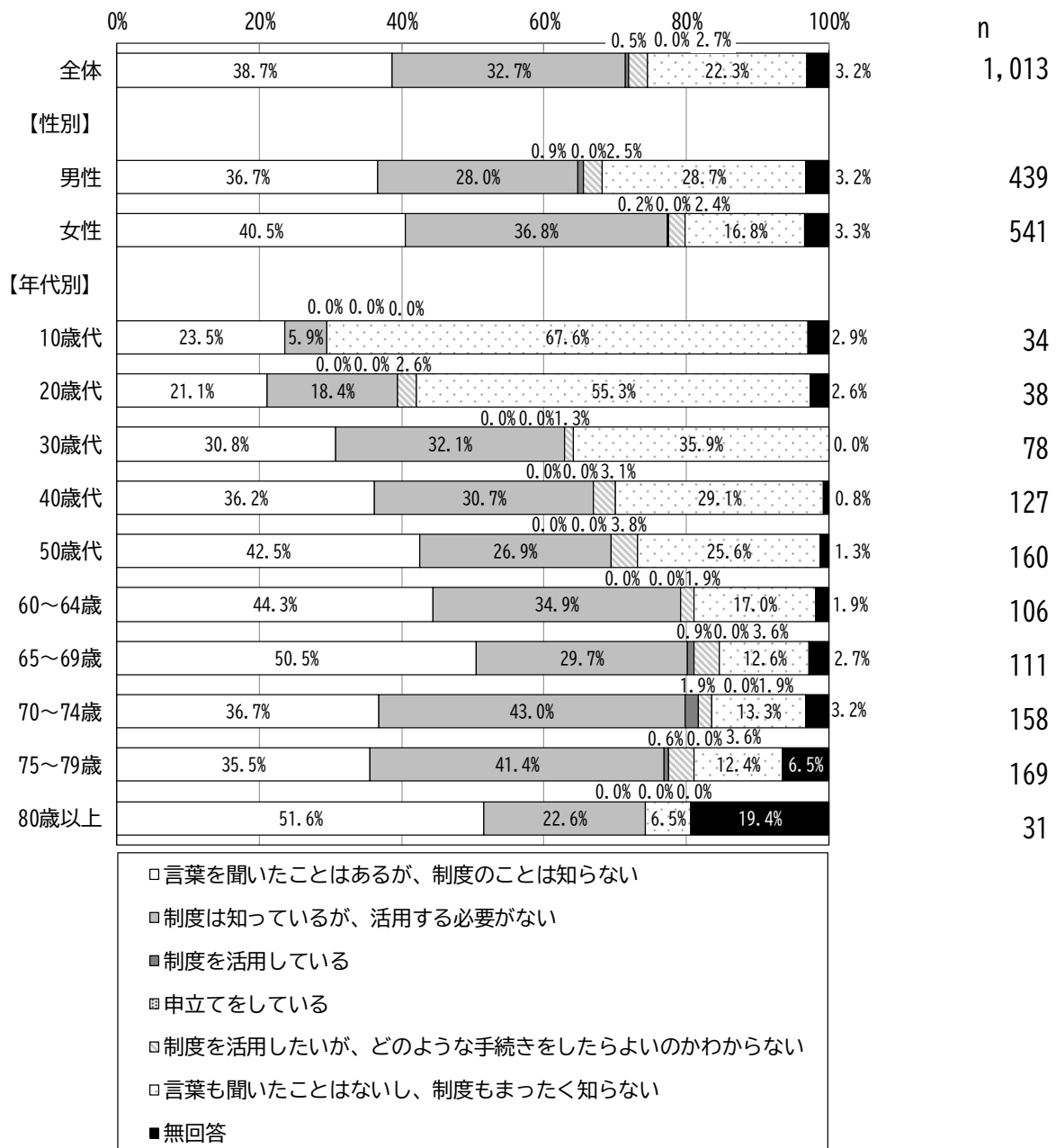
※H27 調査、R2調査時に選択肢の無かったものは、欄が「-」表示になっています。

問15 「成年後見制度」とは、本人が認知症や障害などで判断能力が十分でない場合、家庭裁判所が決める後見人などが本人に代わって財産管理や介護サービス契約などを行うことができる制度です。あなたはこの制度について知っていますか。(1つ選択)

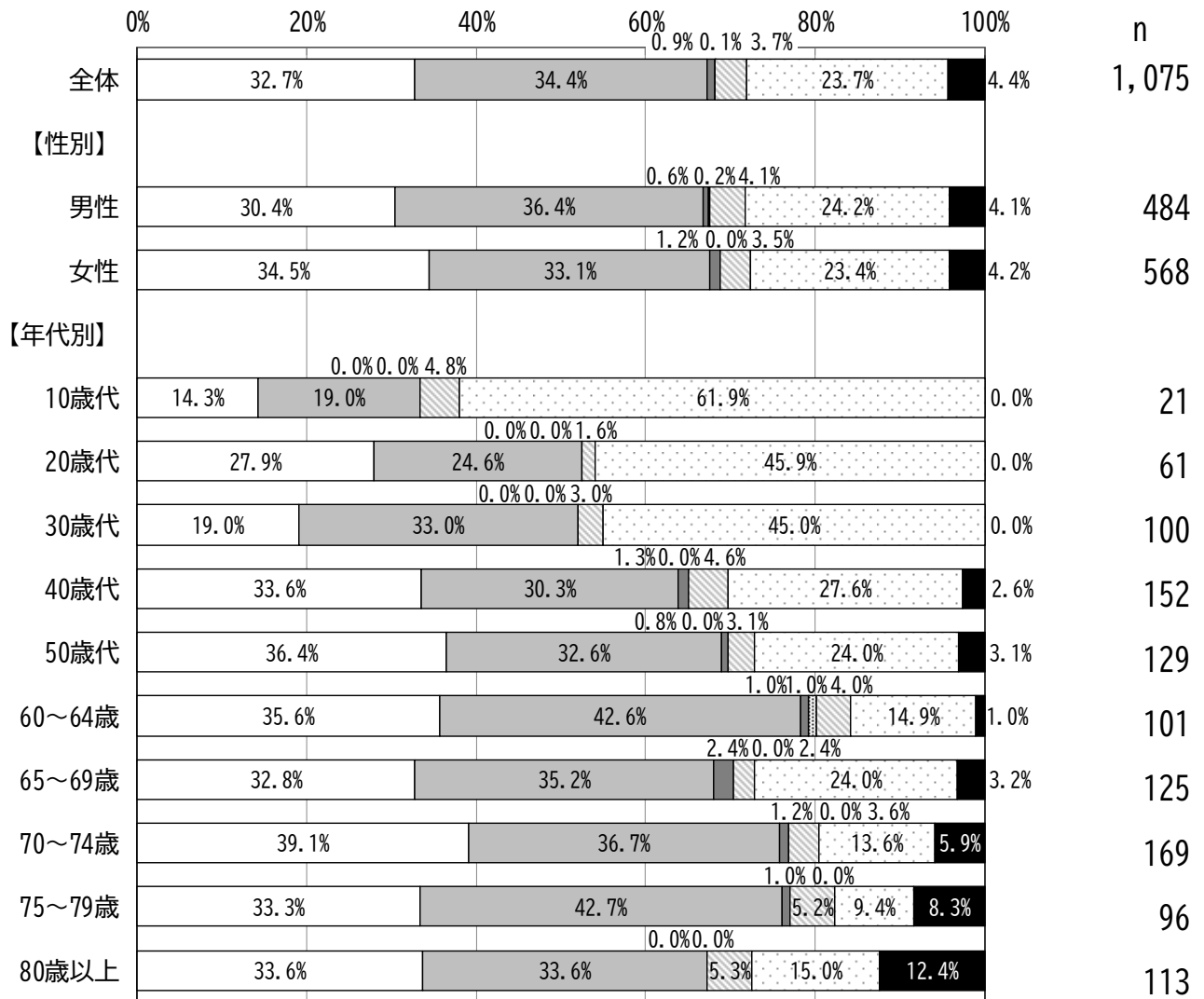
成年後見制度の認知・利用状況について、全体では「言葉を聞いたことはあるが、制度のことは知らない」が38.7%と最も多く、次いで、「制度は知っているが、活用する必要がない」が32.7%、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」が22.3%となっています。

過去調査をみると、「言葉を聞いたことはあるが、制度のことは知らない」が増加傾向にあり、「制度は知っているが、活用する必要がない」が減少傾向にあります。R2調査との比較では「言葉を聞いたことはあるが、制度のことは知らない」が6.0ポイント高くなっています。対して、「制度は知っているが、活用する必要がない」が1.7ポイント、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」が1.4ポイント低くなっています。

【R6調査】



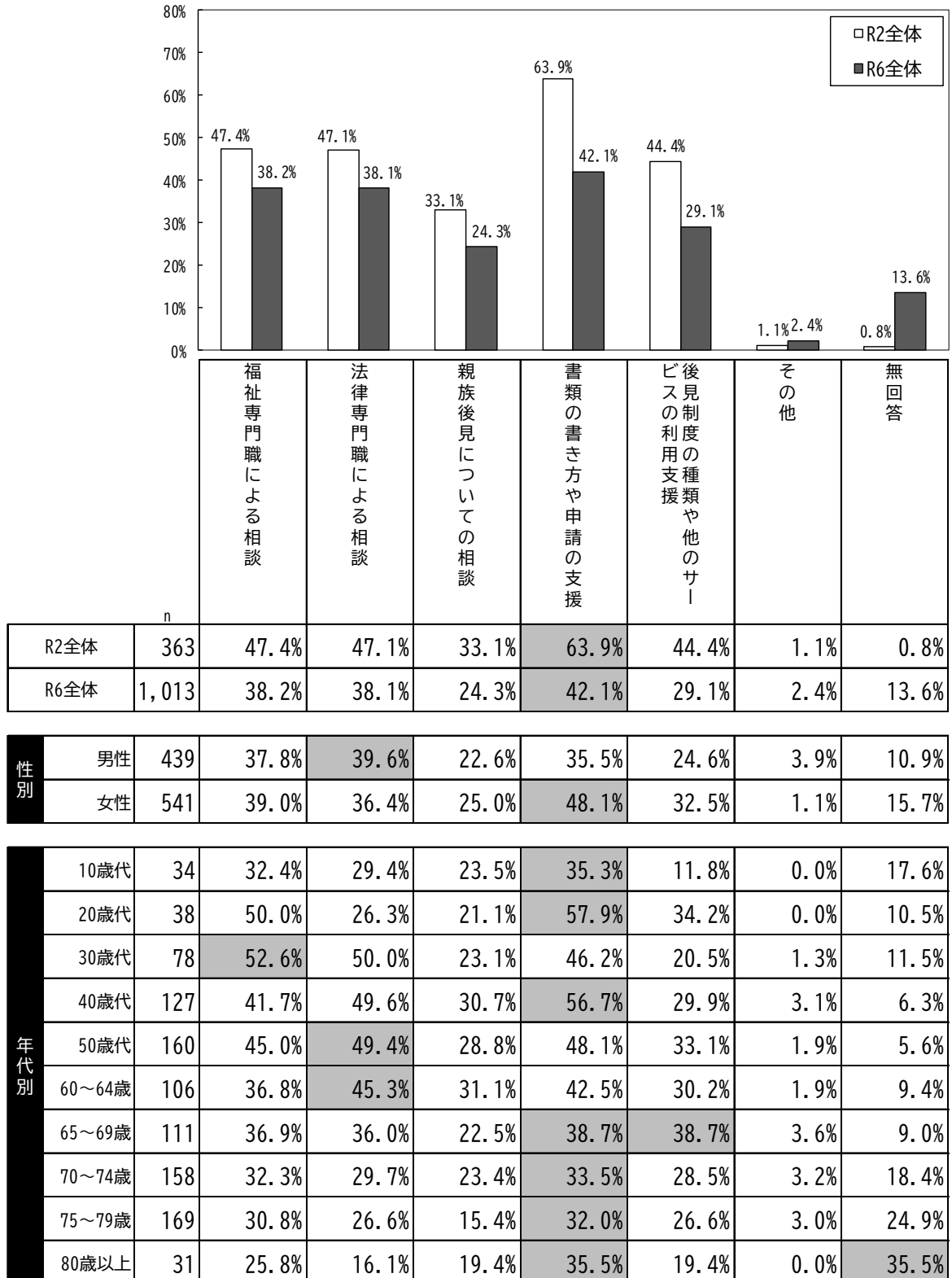
【R2調査】



- 言葉を聞いたことはあるが、制度のことは知らない
- 制度は知っているが、活用する必要がない
- 制度を活用している
- 申立てをしている
- 制度を活用したいが、どのような手続きをしたらよいのかわからない
- 言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない
- 無回答

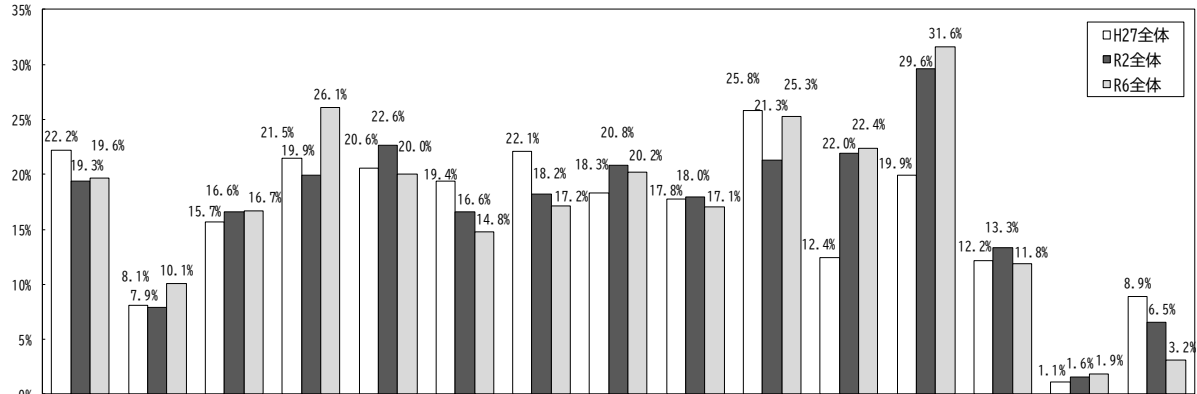
問16 「成年後見制度」の利用にあたり、どのような支援があったら良いと思いますか。  
 (当てはまるものすべて選択)

成年後見制度の利用にあたり、どのような支援があったら良いかについては、「書類の書き方や申請の支援」が42.1%と最も多く、次いで、「福祉専門職による相談」が38.2%、「法律専門職による相談」が38.1%となっています。



問17 邑楽町の保健福祉施策(サービス)をより充実していくために、あなたが重要と考える取組はどれですか。(最大3つ選択)

邑楽町の保健福祉施策(サービス)をより充実していくために重要と考える取組について、全体では「交通の利便性の確保を進める」が 31.6%と最も多く、次いで、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が 26.1%、「安心して子どもを育てられる子育て環境を充実させる」が 25.3%となっています。

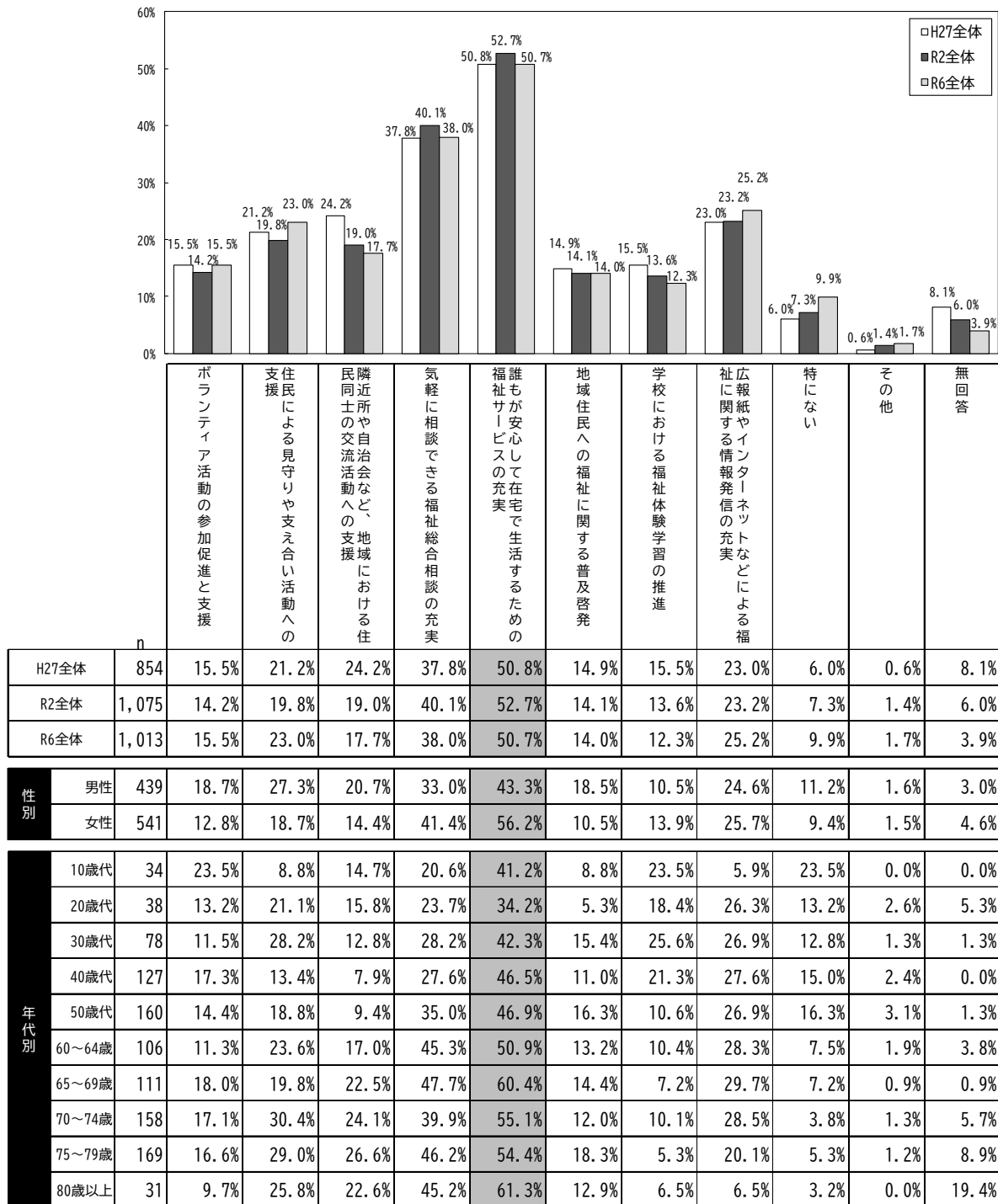


n		ど	隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う	ボランティア団体など町民活動への援助を充実させる	高齢者や障害のある人が地域で活動できる機会をつくる	人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる	健康や福祉についての情報提供を充実させる	住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりを進める(住民同士や行政との協力等)	健康づくりや生きがいづくりがさかんなまちづくりを進める	自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる	高齢者、障害のある人、児童の施設サービスを充実させる	安心して子どもを育てられる子育て環境を充実させる	手当てなど金銭的な援助を充実させる	交通の利便性の確保を進める	道路の段差解消など、バリアフリー化を進める	その他	無回答
H27全体	854		22.2%	8.1%	15.7%	21.5%	20.6%	19.4%	22.1%	18.3%	17.8%	25.8%	12.4%	19.9%	12.2%	1.1%	8.9%
R2全体	1,075		19.3%	7.9%	16.6%	19.9%	22.6%	16.6%	18.2%	20.8%	18.0%	21.3%	22.0%	29.6%	13.3%	1.6%	6.5%
R6全体	1,013		19.6%	10.1%	16.7%	26.1%	20.0%	14.8%	17.2%	20.2%	17.1%	25.3%	22.4%	31.6%	11.8%	1.9%	3.2%
性別	男性	439	21.4%	12.8%	20.0%	26.4%	19.8%	16.9%	17.8%	17.1%	15.9%	22.1%	23.7%	26.0%	11.6%	1.8%	3.4%
	女性	541	18.5%	7.4%	13.9%	24.8%	20.7%	11.6%	16.8%	22.6%	17.6%	27.9%	21.4%	36.0%	12.2%	2.0%	3.0%
年代別	10歳代	34	14.7%	8.8%	17.6%	32.4%	14.7%	20.6%	14.7%	5.9%	11.8%	14.7%	23.5%	23.5%	17.6%	0.0%	2.9%
	20歳代	38	23.7%	10.5%	10.5%	18.4%	10.5%	10.5%	2.6%	10.5%	23.7%	47.4%	34.2%	21.1%	21.1%	5.3%	2.6%
	30歳代	78	17.9%	11.5%	9.0%	21.8%	9.0%	14.1%	17.9%	7.7%	11.5%	59.0%	46.2%	28.2%	10.3%	1.3%	0.0%
	40歳代	127	12.6%	6.3%	11.8%	29.1%	27.6%	13.4%	14.2%	12.6%	13.4%	42.5%	24.4%	26.8%	8.7%	2.4%	0.8%
	50歳代	160	16.3%	8.1%	12.5%	26.3%	17.5%	12.5%	17.5%	16.3%	20.0%	21.3%	26.9%	42.5%	13.1%	1.3%	1.3%
	60~64歳	106	21.7%	8.5%	20.8%	25.5%	24.5%	12.3%	17.0%	21.7%	21.7%	21.7%	20.8%	28.3%	12.3%	2.8%	2.8%
	65~69歳	111	21.6%	11.7%	15.3%	26.1%	20.7%	21.6%	18.0%	18.9%	18.9%	19.8%	17.1%	31.5%	14.4%	2.7%	2.7%
	70~74歳	158	24.1%	13.3%	20.9%	25.9%	22.8%	15.2%	22.2%	29.1%	13.9%	15.8%	15.2%	25.3%	11.4%	1.3%	4.4%
75~79歳	169	21.3%	11.2%	24.3%	29.0%	20.1%	14.2%	18.9%	31.4%	17.8%	14.8%	14.2%	40.2%	10.1%	1.2%	4.7%	
80歳以上	31	25.8%	9.7%	12.9%	12.9%	16.1%	19.4%	9.7%	22.6%	19.4%	9.7%	22.6%	19.4%	6.5%	3.2%	19.4%	

**問18 社会福祉協議会は、様々な福祉問題の解決に向けて活動や支援を行っていますが、社会福祉協議会の行う活動・支援として、今後、充実してほしいものはどれですか。（最大3つ選択）**

今後、充実してほしい社会福祉協議会の行う活動・支援について、全体では「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が 50.7%と最も多く、次いで、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が 38.0%、「広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信の充実」が 25.2%となっています。

過去調査をみると、「広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信の充実」が増加傾向にあり、「隣近所や自治会など、地域における住民同士の交流活動への支援」「地域住民への福祉に関する普及啓発」「学校における福祉体験学習の推進」が減少傾向にあります。



### 3 団体アンケート調査結果

#### (1)目的

本調査は、次期「邑楽町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するにあたり、地域における住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉行政に関する意見などを把握し、計画づくりの参考資料として活用するために実施しました。

本計画の策定にあたり、地域福祉に関連する活動団体へのアンケート調査を行い、地域福祉に関する現状や、活動における課題及び活動を通して感じる本町の課題、また今後の他団体などとの連携に関する考え、さらに地域福祉全般における考えについて伺いました。

#### (2)調査の対象

地域福祉に関連する活動団体 23 団体

#### (3)調査の実施

調査期間	調査方法
令和7年6月 24 日(火)～ 令和7年7月 25 日(金)	郵送配布・回収 (WEB フォームによる回答を併用)

#### (4)配布数及び回収数

配布数	回収数	回収率
23 件	22件 (郵送回答 16件) (WEB 回答 6件)	95.7% (郵送回答 69.6%) (WEB 回答 26.1%)

## (5) アンケート調査結果の見方

### 〈グラフ・表の「n」の値について〉

グラフ・表における「n」(number of cases)は、集計対象者総数を表しています。回答者を限定する設問については、限定条件に該当する回答者を対象に集計しているため、このnの値が他の設問と異なっています。

### 〈回答割合について(単数回答の設問)〉

回答結果として示す割合は、各設問の集計対象者総数に占める、それぞれの回答数の割合です。この数値は、小数点以下第2位で四捨五入したものであるため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)の設問であっても合計が100.0%にならない場合があります。

### 〈回答割合について(複数回答の設問)〉

複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選べる方式)の設問の場合、選択肢ごとの回答割合を合計すると100.0%を超える場合があります。

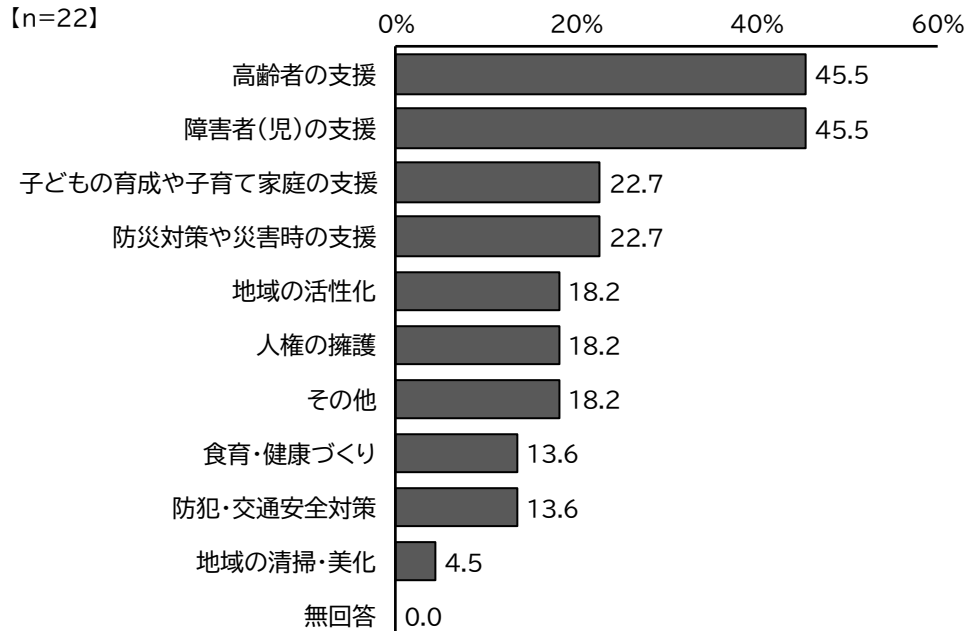
### 〈「無回答」について〉

グラフ・表中の「無回答」は、集計の上で判別がつかなかった回答及び無回答を表しています。



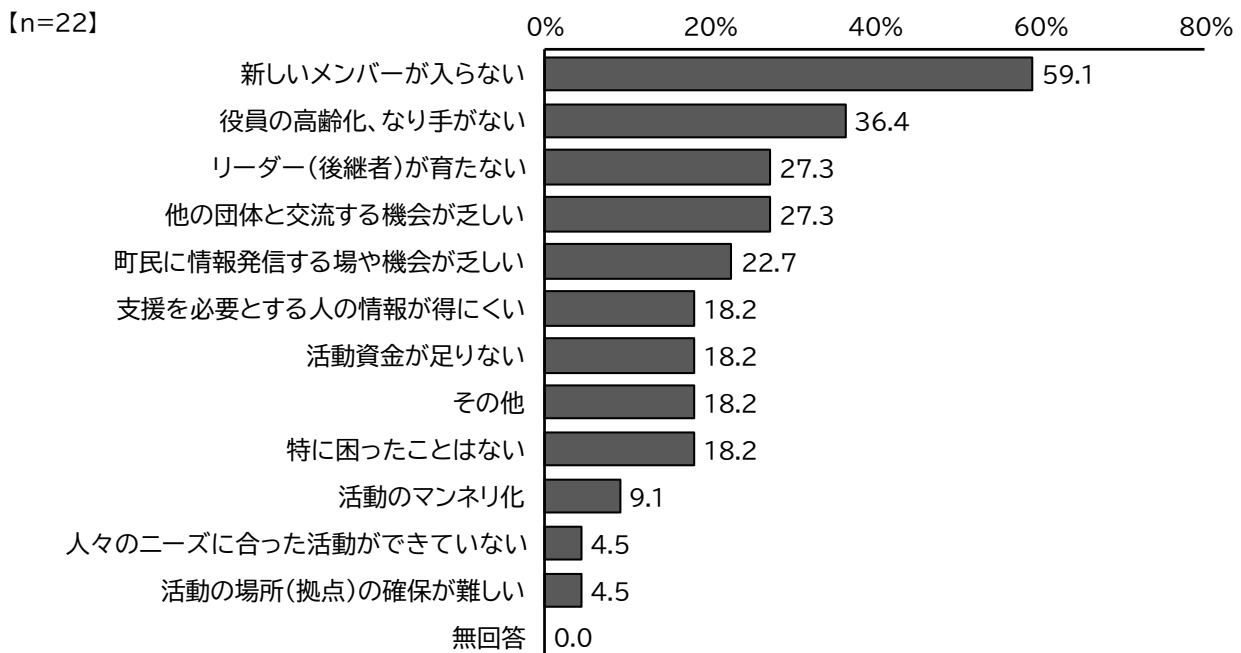
問1 どのような分野の活動をされていますか。(当てはまるものすべてに○)

活動している分野としては、「高齢者の支援」「障害者(児)の支援」が45.5%で最も多く、「子どもの育成や子育て家庭の支援」「防災対策や災害時の支援」が22.7%となっています。



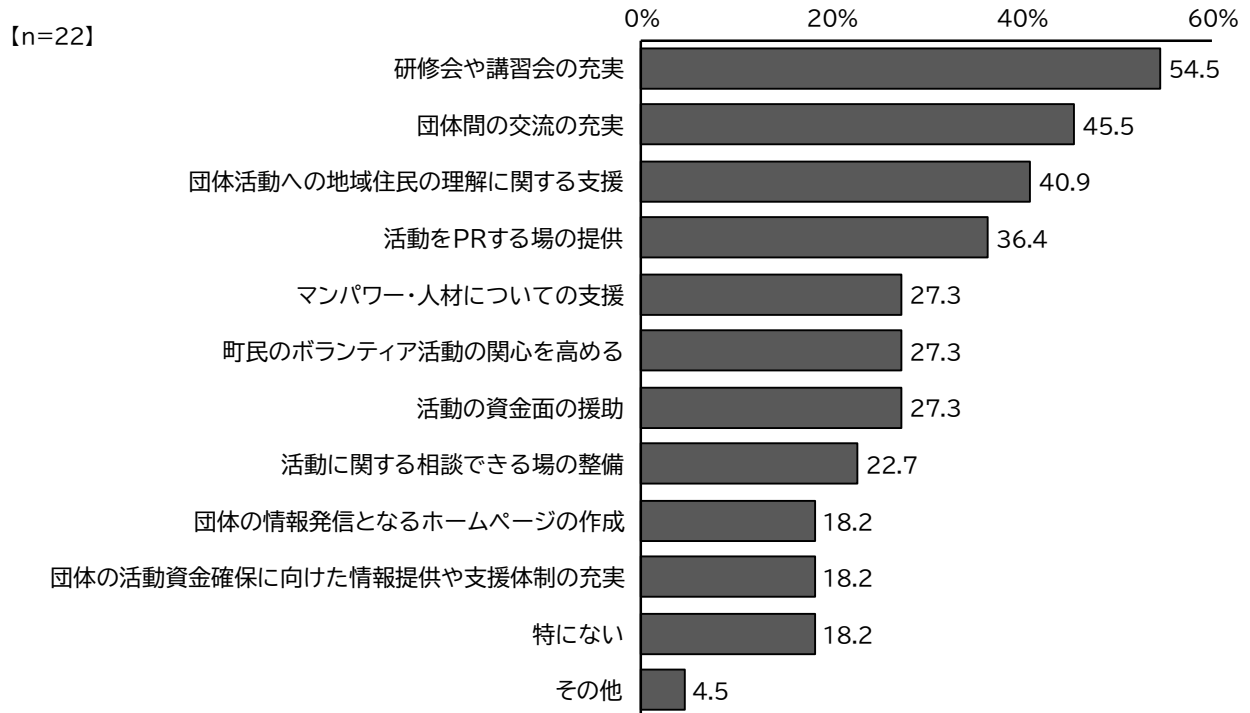
問2 貴団体が地域活動を行う上で困っていることはどのようなことですか。(当てはまるものすべてに○)

地域活動を行う上で困っていることは、「新しいメンバーが入らない」が59.1%で最も多く、次いで、「役員の高齢化、なり手がいない」が36.4%、「リーダー(後継者)が育たない」「他の団体と交流する機会が乏しい」が27.3%、「町民に情報発信する場や機会が乏しい」が22.7%となっています。



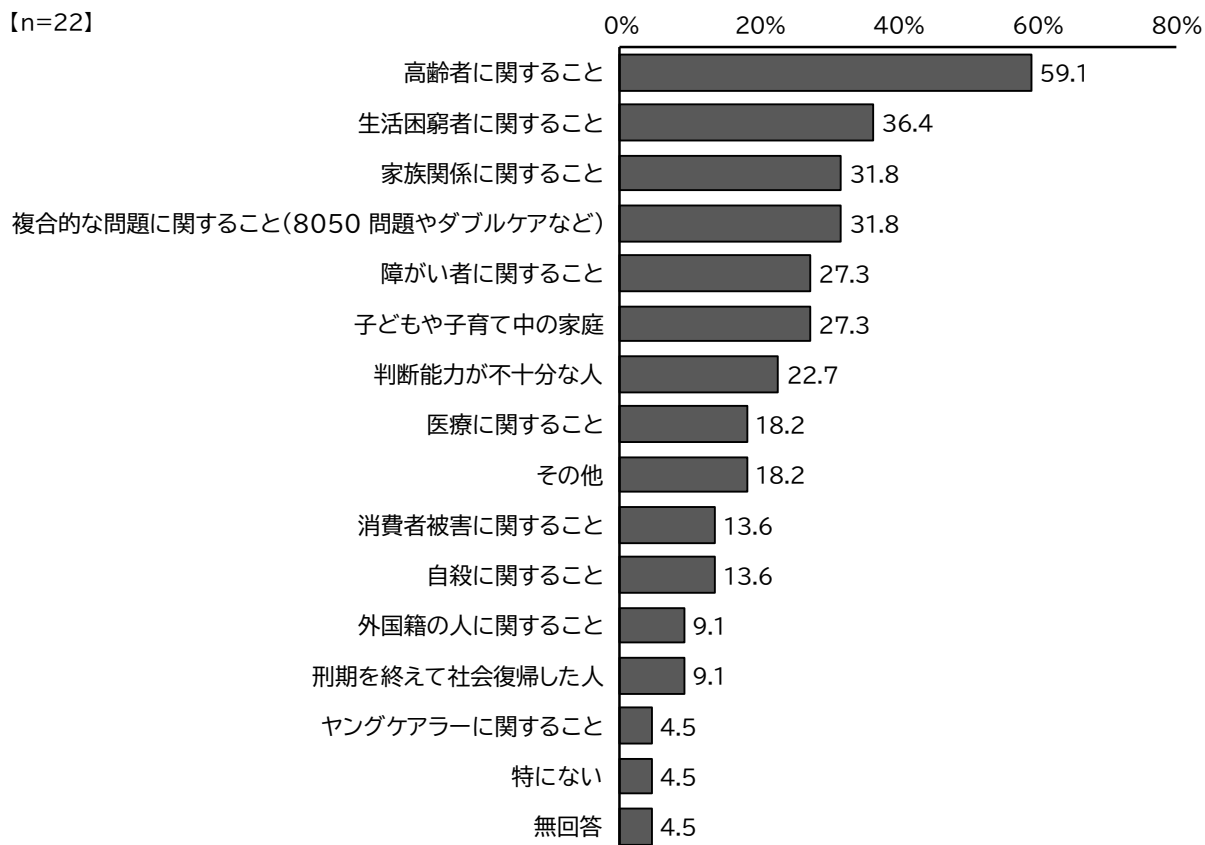
問3 今後、貴団体の活動をさらに活性化させるためには、どのような取組が必要と考えますか。(当てはまるものすべてに○)

地域活動をさらに活性化させるために必要な取組については、「研修会や講習会の充実」が54.5%で最も多く、次いで、「団体間の交流の充実」が45.5%、「団体活動への地域住民の理解に関する支援」が40.9%、「活動をPRする場の提供」が36.4%となっています。



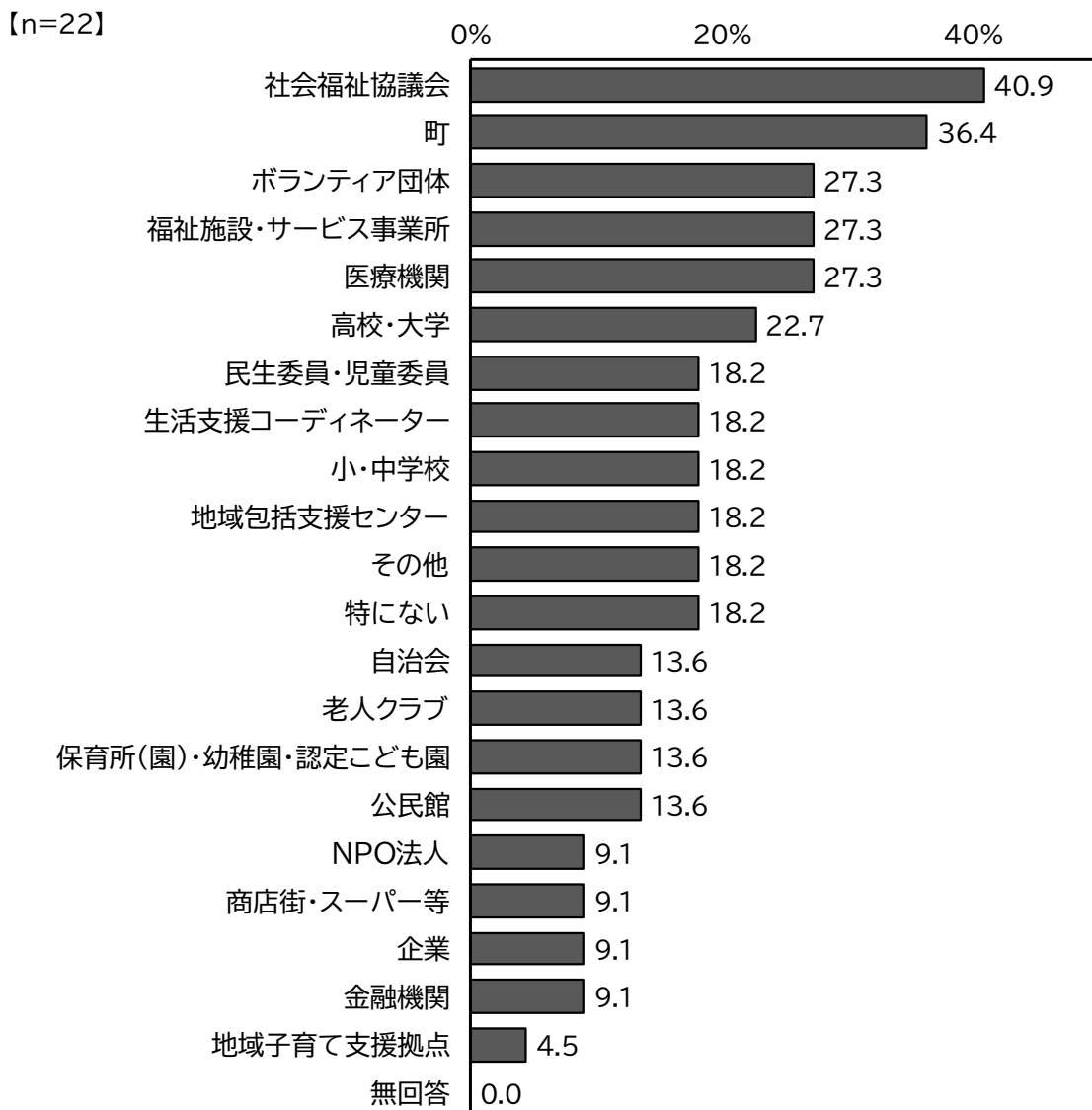
問4 団体として地域住民と関わる中で、増えてきたと感じる地域の問題、課題などがありますか。(当てはまるものすべてに○)

増えてきたと感じる地域の問題、課題については、「高齢者に関すること」が59.1%で最も多く、次いで、「生活困窮者に関すること」が36.4%、「家族関係に関すること」「複合的な問題に関すること(8050 問題やダブルケアなど)」が31.8%、「障がい者に関すること」「子どもや子育て中の家庭」が27.3%となっています。



問5 今後、特に連携していきたいと思う他の団体や専門職はありますか。  
(当てはまるものすべてに○)

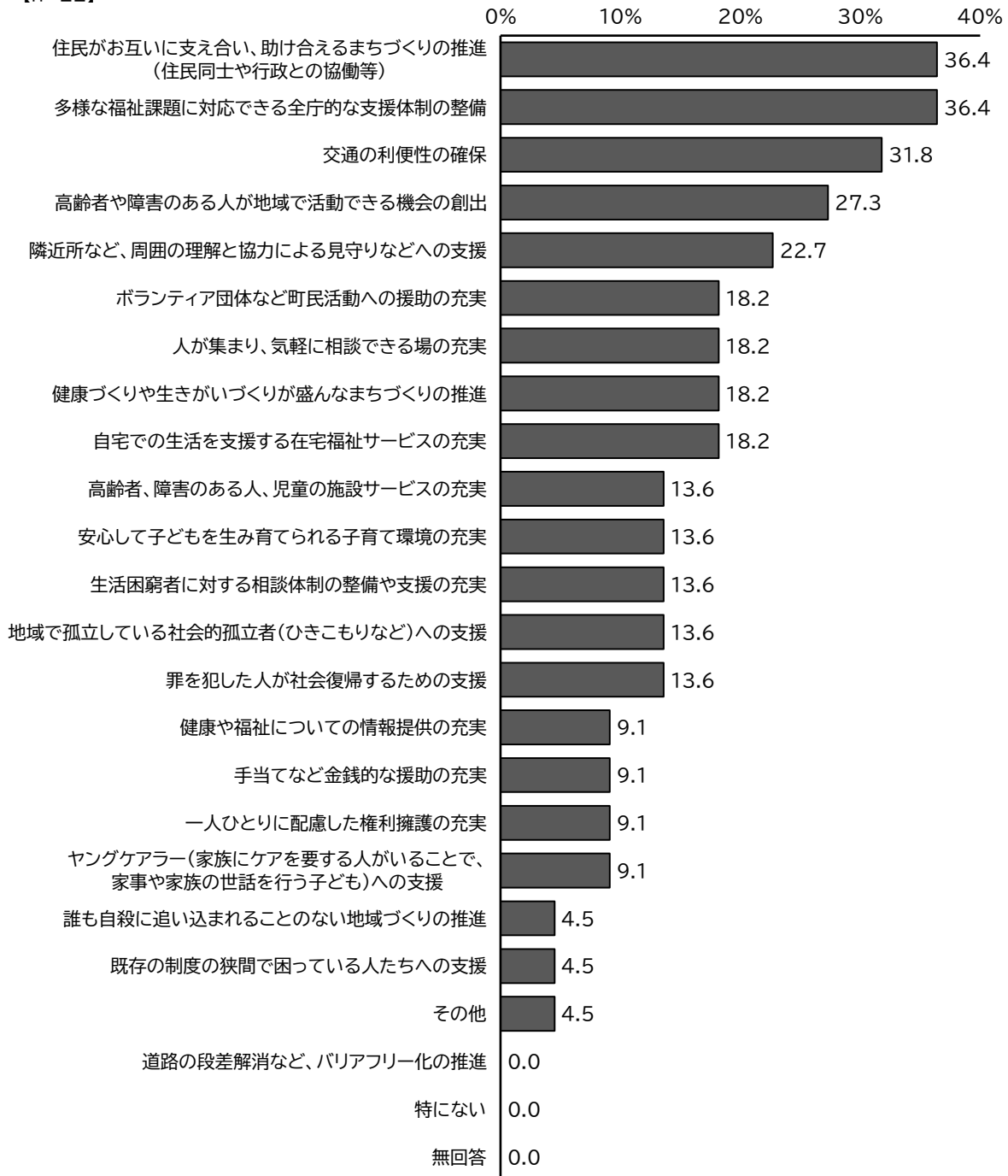
今後連携していきたいと思う他の団体や専門職については、「社会福祉協議会」が40.9%で最も多く、次いで、「町」が36.4%、「ボランティア団体」「福祉施設・サービス事業所」「医療機関」が27.3%となっています。また、「町」と回答した団体が具体的にあげた担当課名については、「福祉介護課」が5件、「保健センター」が1件となっています。



問6 今後、福祉を充実させるうえで取り組むべき施策として、何を優先して取り組むべきだと思いますか。(最大3つ選択)

今後、福祉を充実させるうえで取り組むべき施策については、「住民がお互いに支え合い、助け合えるまちづくりの推進(住民同士や行政との協働など)」「多様な福祉課題に対応できる全庁的な支援体制の整備」が36.4%で最も多く、「交通の利便性の確保」が31.8%、「高齢者や障害のある人が地域で活動できる機会の創出」が27.3%となっています。

【n=22】



## 4 第2次計画の振り返り

第2次計画では、地域福祉の向上の進捗状況や目標の達成度合いを客観的に把握・評価できるよう、成果指標と目標を設定しました。成果指標については、目標値は達成に至っていないものの、概ね前回調査を上回った結果となっています。

### (1)基本目標1 地域福祉の土壌づくり

基本目標1では、地域での支え合い、助け合いが育まれる環境形成を目標に、地域福祉に関する周知や学習機会の充実、地域での交流機会の増加に取り組んできました。

町民アンケート調査の結果をみると、すべての福祉分野に対する関心が減少しており、特に地域福祉への関心が10.1ポイント低下していました。

地域活動やボランティア活動などの支援活動への取組をみると、「取組経験あり」と回答された方(「現在、継続的に取り組んでいる」「たまに取り組むことがある」の合計)が37.3%となり、令和2年度の調査との比較でも7.5ポイント減少しています。

これらのことから、地域福祉の基盤となる関心の向上や住民同士の交流、地域活動への参加に向けた啓発などの取組を引き続き推進し、地域での住民同士の交流を促進していくことが重要であるといえます。

【以下の表における記載方法について】

○事業の評価について

A=期待以上の成果を上げた	C=期待どおりの成果を上げていない
B=期待どおりの成果を上げた	D=実施していない

○今後の方針について

A=拡充:対象の拡大や手段の充実により事業を拡大すること	C=見直し:事業の縮小や統合、又は他の施策や新たな施策で対応すること
B=継続:現在の事業の枠組みを維持し て継続すること	D=廃止:社会情勢の変化などにより事業を 廃止、又は計画の記載から外すこと

No.	目標指標	第2次計画における 実績値と目標値		第3次計画における 実績値と目標値など			
		実績値 R元年度	目標値 R7年度	実績値 R6年度	評価	今後の 方針	目標値 R12年度
1	地域福祉に関心のある町民の割合	39.0%	45.0%	28.9%	C	A	45.0%
2	産業祭・邑多福まつり参加者数	5,000人	6,000人	10,000人	A	A	12,000人
3	邑楽町福祉センター寿荘の利用者数	34,293人	48,000人	22,134人	C	A	25,000人
4	地域活動やボランティア活動に参加したことの町民の比率	44.8%	55.0%	37.3%	C	A	55.0%

## (2)基本目標2 多様な主体がつながる地域福祉の仕組みづくり

基本目標2では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域住民や団体、事業者、行政が連携し、地域における課題や問題を早期に察知し支援できるネットワークの形成を目指してきました。

そのような中、介護予防サポーターや認知症サポーターの数も令和2年度から増加していることから、地域の中で高齢者を支える人材が広がり、共助の土台が強化されつつあると考えられます。

また、町民アンケート調査の結果、地域活動やボランティアへの「取組経験あり」は減少しているものの、全体の59.0%が何らかの取組意向を持っており、こうした活動への意向を行動につなげていくことが重要です。

このことから、今後も引き続き、地域活動やボランティア活動の機会創出や支援を通じ、住民・団体・行政・企業など多様な主体が関わるができる仕組みづくりが必要であると考えられます。

No.	目標指標	第2次計画における 実績値と目標値		第3次計画における 実績値と目標値など			
		実績値 R元年度	目標値 R7年度	実績値 R6年度	評価	今後の 方針	目標値 R12年度
1	包括連携協定に基づいた見守り活動実施企業数	2	5	2	C	A	5
2	おうらお知らせメール登録者の満足度(新規)	—	100.0%	89.0%	B	A	100.0%
3	音声訳ボランティア初級講座参加者数(町社協)	0人	5人	未実施	D	C	5人
4	点字体験教室参加者数(町社協)	0人	5人	未実施	D	C	5人
5	手話奉仕員養成講習会参加者数(町社協)	9人	10人	15人	A	B	15人
6	傾聴ボランティア養成講座(町社協)	16人	20人	未実施	D	C	20人
7	介護予防サポーター	132人	180人	180人	B	A	220人
8	認知症サポーター	1,166人	1,505人	1,564人	B	A	1,958人
9	地域支え合い推進員(町社協)	2人	2人	2人	B	B	2人
10	コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(町社協)	1人	2人	1人	C	B	1人

### (3)基本目標3 地域福祉を通じた安心・安全に暮らせるまちづくり

基本目標3では、必要とする人に対する適切な支援が確実に届き、誰もが安心して暮らせるよう、サービスを利用しやすい仕組みやバリアフリーなまちづくりを進めるとともに、防災・防犯・再犯防止など地域に根ざした重層的な取組を推進してきました。

町民アンケート調査の結果をみると、「暮らしの中で相談や助けが必要な時、頼れる人がいない」と感じる人の増加などから、生活上の孤立や不安が伺えます。一方で、「地域への愛着」は増加傾向にあり、住民の地域への思いは強まっています。こうした住民の思いを活かし、支え合いの体制を地域全体で整えることが求められています。

また、町の保健福祉施策(サービス)をより充実させていくために必要な取組としては「交通の利便性の確保」(31.6%)、「気軽に相談できる場の充実」(26.1%)などが挙げられ、地域で安心して暮らすための施策ニーズも明らかになっています。

これらのことから、今後も引き続き、地域生活に関連した多様な取組による重層的な支援が展開されることで、生涯にわたって、安全・安心に暮らしていける地域づくりを目指していく必要があると考えられます。

No.	目標指標	第2次計画における 実績値と目標値		第3次計画における 実績値と目標値など			
		実績値 R元年度	目標値 R7年度	実績値 R6年度	評価	今後の 方針	目標値 R12年度
1	相談や助けを頼める人が いない	3.1%	2.0%	4.0%	C	A	1.0%
2	生活習慣病健診受診率	26.5% (25~39歳)	30.0% (19~39歳)	12.6% (19~30歳)	C	A	15.0% (19~30歳)
3	おうらてくてくアプリ登録 者数(年度末時点延べ)	—	—	3,177人	B	B	6,000人
4	行政区における マイタイムライン作成率	0地区	12地区	3地区	C	A	34地区
5	邑楽町災害時避難行動要 支援者名簿登録者	—	—	102人	B	B	120人
6	今住んでいる地域に愛着が 「大いにある」「ある程度 ある」	65.9%	70.0%	75.9%	A	A	80%

#### (4)基本目標4 権利が擁護される地域づくり

基本目標4では、権利擁護が必要な方を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるとともに、財産管理にとどまらず、本人の意思が重視され、かつ、生活の向上につながる支援を目指してきました。

町民アンケート調査の結果をみると、成年後見制度の認知・利用状況について、「言葉を聞いたことはあるが、制度のことは知らない」が38.7%、「制度は知っているが、活用する必要がない」が32.7%となっています。この2つの選択肢の合計は令和2年度の調査から増加しており、成年後見制度という言葉の認知状況は広がっているものと考えられます。一方で、20代以下では「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」の割合が他の年代に比べて高くなっています。

また、成年後見制度の利用にあたっての支援で希望するものについては、「書類の書き方や申請の支援」が42.1%と最も多く、「福祉専門職による相談」が38.2%、「法律専門職による相談」が38.1%となっており、成年後見制度の具体的な手続きや相談体制についてのニーズが伺えます。

これらのことから、権利擁護が必要な人を早期に発見するために、成年後見制度についての周知や、相談体制の強化を引き続き行っていくことが重要であると考えられます。

No.	目標指標	第2次計画における 実績値と目標値		第3次計画における 実績値と目標値など			
		実績値 R元年度	目標値 R7年度	実績値 R6年度	評価	今後の 方針	目標値 R12年度
1	法人後見	0人	5人	0人	C	C	5人
2	日常生活自立支援事業 利用者(町社協)	7人	14人	14人	B	B	18人

## 5 町の現況からみえる課題

町の現況やアンケート調査結果などから、本町の地域福祉に関して以下のとおり課題が挙げられます。

### (1) 地域住民みんなが参加できる環境づくり

町民アンケート調査の結果から、地域福祉に対する関心の低下、地域活動やボランティア活動などの支援活動への参加率が減少していることが伺えます。

地域の行事などへの参加状況をもても、「あまり参加していない」「参加していない」と回答した人の合計は過半数にのぼり、地域との関わりの希薄化が進んでおり、住民同士のつながりや支え合いの意識が弱まっている実態が伺えます。

また、地域活動やボランティアの参加の障壁としては、「時間がない」「機会がない」といった内容が多くみられることから、取組意向のある人に対する柔軟な参加条件の設定が重要であると考えられます。

団体アンケートにおいても、地域活動を行う上での課題としては、「新しいメンバーが入らない」(59.1%)が最も多く、次いで「役員の高齢化、なり手がいない」(36.4%)、といった意見が挙げられており、地域活動の担い手不足の課題も浮き彫りとなっています。

地域活動やボランティアの参加の障壁を解決するためには、短時間で参加できる活動など、多様な関わり方を用意し、誰もが参加しやすい環境を整えることが求められます。

こうした状況を踏まえ、今後は地域福祉に対する理解と関心を高めるための効果的な周知・啓発の手法を検討するとともに、住民同士の交流や地域活動への参加を促進する環境づくりをより一層推進していくことが重要な課題であると考えられます。

### (2) 包括的な支援体制の仕組みづくり

今後、より高齢化が進むことで、地域での暮らしに不安が増大する傾向にあります。また、個人や世帯を取り巻く社会環境の変化により、福祉に関する課題が複雑化・複合化しています。このような課題を早期に把握し、支援していくための関係機関による相談支援ネットワークや福祉サービスの提供体制など包括的な支援体制の充実が必要です。

町民アンケート調査の結果をみると、今後充実してほしい社会福祉協議会の活動・支援として、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」(50.7%)が最も多く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」(38.0%)と続いており、在宅生活の安心確保や相談体制への期待が高まっていることが分かります。

団体アンケートにおいても、福祉を充実させるうえで取り組むべき施策として、「住民がお互いに支え合い、助け合えるまちづくりの推進(住民同士や行政との協働など)」及び「多様な福祉課題に対応できる全庁的な支援体制の整備」がともに36.4%と最も多く、住民同士の支え合いや関係機関との連携の重要性が示されています。

また、今後連携していきたい団体や専門職として「社会福祉協議会」(40.9%)が最も多く挙げられ、次いで「町」(36.4%)、「ボランティア団体」「福祉施設・サービス事業所」「医療機関」(いずれも27.3%)と続いており、幅広い主体との協働への期待が伺えます。地域活動には様々な主体が存在しますが、それぞれが独立して活動しているのが現状です。

これらの主体をつなぎ、協力を促すために、社会福祉協議会や町の活動内容の周知や住民・関係機関との連携強化が求められます。

### (3)誰一人取り残さないまちづくり

町民アンケート調査の結果をみると、成年後見制度の認知・利用状況について、「言葉も聞いたことはないし、制度も全く知らない」が22.3%と一定数存在することや、成年後見制度の具体的な手続きや相談体制についてのニーズが伺えることから、制度そのものの周知だけでなく、利用までのプロセスを丁寧に支援する体制の強化が求められます。

特に、若年層など、初めて制度にふれる人にもわかりやすい情報提供や、気軽に相談できる体制の構築が重要です。併せて、本人の意思決定を尊重した支援が行われるよう、地域全体での理解促進や、関係機関との連携強化も必要となります。

また、再犯防止の取組で知っていることについては、「わからない」が64.2%と最も多くなっており、住民の多くが再犯防止の取組を知らない状態であることから、住民理解の促進と関係機関との連携による情報発信が求められています。

地域の中で「困りごとに気づき、声をかけ、必要な支援につなげる」という日常的な見守りや対話の仕組みを整えていくことも求められており、他の基本目標と合わせた対応が必要であると考えられます。

### (4)安全・安心に暮らせるまちづくり

町民アンケート調査の結果をみると、防災に対する日ごろからの取組や緊急時の対応に関しては、「避難場所と行き方を知っている」と答えた人の割合が60.6%と比較的高く、令和2年度調査からは3.9ポイントの増加がみられ、防災への意識の高まりが伺えます。しかし、その一方で、「地域の自主防災組織に入っている」「地域の防災訓練に参加している」といった項目では、「いいえ」と回答した人が過半数を超えており、防災に関しては行動面の課題があることが伺えます。

これらのことから、今後も引き続き、地域生活に関連した多様な取組を通じて、平時や災害時を問わず様々な立場の人が安心して暮らせるよう、見守りや支援のネットワークを重層的に構築していくことが重要だと考えられます。

# 第3章

## 計画の基本理念と基本目標



## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 1 基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、課題はこれまで以上に複雑かつ多様化しています。町民が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず一人一人が尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスを受けられるまちづくりが求められています。

また、介護福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援など、制度の枠にとられない地域共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

本町はこれまで、人づくりに力を注ぎ、地域の主体性を重んじ、協働によるまちづくりを推進してきました。今後もこの方向性を継承しつつ、誰もが地域社会で活躍できるように、一人一人の暮らしに寄り添い、地域全体で見守り合い、共に支え合っていくことが重要です。

さらに、持続可能な地域づくり～SDGs の視点～でふれたとおり「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、これまでの社会保障・社会福祉の歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても SDGs の目標を意識し、その達成に貢献していくことが求められます。

第2次計画では、「ふれあい、支え合い、やさしさに包まれるまち“おうら”」を基本理念に掲げて推進してきました。この基本理念は本町の地域福祉が最終的に目指す姿であり、計画の継続性の観点から第3次計画においても引き継ぎます。さらに、社会環境の変化による新たな課題に対応しながら、地域福祉の一層の推進を図っていきます。

#### 第3次計画における基本理念

ふれあい、支え合い、  
やさしさに包まれるまち  
“おうら”

## 2 計画の基本目標など

本町の現状及び課題を踏まえ、本計画における基本目標として以下の4つを設定します。

### 基本目標1 地域住民みんなが参加できる環境づくり

町民の地域福祉に対する理解を深め、お互いを尊重しながら暮らす福祉意識の醸成を図り、ボランティア活動や地域の交流活動を活性化することにより住民同士のつながりを強め、支え合う担い手づくりを目指します。

### 基本目標2 包括的な支援体制の仕組みづくり

多様化・複雑化した地域生活課題に対応するため、包括的な支援体制の構築に努めます。また、本計画を確実に推進するため、地域で住民や地域活動団体などが協働できる体制を強化するとともに、町の関係課や社会福祉協議会などが連携して活動を支えます。

### 基本目標3 誰一人取り残さないまちづくり

(邑楽町成年後見制度利用促進基本計画・邑楽町再犯防止推進計画)

誰もが尊厳をもって自立した生活を送れるよう、適切な情報提供をするとともに、困りごとを抱える人の相談を総合的に受け止め、切れ目のない支援体制をつくります。

また、住民が適切な福祉サービスを受けられるように、住民のニーズに基づき、公的なサービスを推進するとともに、住民参加のサービスを充実し、誰もが、住み慣れた町で自分らしく暮らせる、まちづくりを目指します。

### 基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくり

地域に住むすべての人が、住み慣れた地域でいつまでも安全・安心で自分らしい生活を送るためには、「地域は地域で守る」という考えが大切です。そのため、地域に住む人が緊急時や災害時に孤立しないために、日頃からの見守り体制の充実や災害時に備えた安全・安心な地域づくりのための支援体制づくりを推進します。

また、犯罪・交通事故などを未然に防ぐ取組を通して、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、住民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

### 3 施策の体系

本計画の施策の体系を図に示すと以下のようになります。





# 第4章

## 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域住民みんなが参加できる環境づくり

地域のすべての人が自分らしく暮らせるように、ノーマライゼーション※<sup>1</sup>やソーシャルインクルージョン※<sup>2</sup>(社会的包摂)など、福祉に関わる基本的な考え方が浸透し、地域住民の相互理解が深まる地域を目指します。

《基本施策》

- 1 地域福祉への関心・理解の促進
- 2 町民同士のふれあい機会の創出
- 3 地域活動やボランティア活動団体などへの支援

#### ■指標

No.	目標指標	第3次計画における実績値と目標値など	
		実績値 R6年度	目標値 R12年度
1	今住んでいる地域に愛着が「大いにある」「ある程度ある」	75.9%	80.0%
2	地域福祉に関心のある町民の割合	28.9%	45.0%
3	邑多福まつり参加者数	10,000人	12,000人
4	邑楽町福祉センター寿荘の利用者数	22,134人	25,000人
5	地域活動やボランティア活動に参加したことのある町民の比率	37.3%	55.0%

※1 ノーマライゼーション:障がいのある人も、ない人も、同じように暮らしていけるように支えていこうという考え方です。そこから発展し、障がいがある人とない人が特別に分けられることなく、自然に一緒に社会で生活していくのが望ましい姿だとする考え方もあります。

※2 ソーシャルインクルージョン(社会的包摂):誰もが社会から孤立したり排除されたりせず、社会の構成員として能力を発揮でき、互いを支え合おうという考え方のことです。

## 基本施策1 地域福祉への関心・理解の促進

多くの町民が福祉や人権問題などに関心を持ち、学びを深められるよう、啓発活動や福祉教育を展開していきます。また、町民一人一人が、思いやりや人権尊重の意識を持ち、互いに助け合う心を育ていけるよう取り組みます。

### 【町の取組】

No.	取組	活動
1	地域福祉の啓発	○広報紙やホームページの活用、講演会の開催など、様々な機会を通じて、福祉活動や人権擁護について広く発信し、地域福祉への理解を深めます。
2	学校教育を通じた福祉教育の推進	○中学校では、公共施設や福祉施設、地域の集会所などでの清掃・除草などのボランティア活動を通じ、福祉教育に取り組みます。 ○小学校においても、早い時期から福祉意識を育むため、ボランティア活動の実施を検討します。
3	人権教育・啓発活動事業の推進	○年齢や性別、障がいの有無、国籍の違いなどによる偏見や差別をなくし、心のバリアフリーを進めるため、町民向けの講演会や、小中学生を対象としたポスター・作文の募集や展示、発表などを行い、人権教育・啓発活動を推進します。
4	高齢者や障がい者などの社会参加の促進	○高齢者や障がい者の社会参加や就労を進めるため、技術習得の支援を行うとともに、町民や事業者の理解と関心を高める取組を進めます。

### 【町社協の取組】

No.	取組	活動
1	福祉教育の推進	○小中学生が福祉についての知識を深められるよう、福祉教育校フォローアップ事業に積極的に取り組みます。 ○ボランティアセンターと連携し、町全体で福祉に対する理解を広げるため、福祉総合講座を企画・実施します。
2	広報・啓発活動の充実	○福祉への理解を身近なものとするため、機関紙「私たちの福祉」の発行や、邑多福まつりの開催などを通じて、広報・啓発活動を充実させます。
3	邑楽町地域活動支援センターの運営	○障がい者の就労や自立した生活を支援するため、邑楽町地域活動支援センターを指定管理事業として受託運営し、地域住民の障がい者理解を広げます。

No.	取組	活動
4	邑楽町高齢者活力センターの運営	<p>○高齢者が持つ能力を生かして社会に貢献できるよう、邑楽町高齢者活力センターを指定管理事業として受託運営に取り組みます。</p> <p>○安全・技術講習の参加などを通じて、高齢者の多様な就業機会の確保と活躍の場の充実を図ります。</p>

### 【町社協の具体的な事業について】

#### 邑楽町地域活動支援センターについて

##### 《現状》

- 登録者は15名で、様々な障がいを抱える方が活動しています。主な活動は、事業者からの請負作業やプリン・クッキーをはじめとする菓子製造などを行っています。
- また、社会生活を営む上で必要なルールやマナーを学びながら年間を通して旅行やお芝居鑑賞など多様な体験を行えるように運営しています。

##### 《今後の展開》

- 障がいを抱える方が少しでも自立した生活ができるよう支援するために、事業者からの請負作業や製造した菓子の販売拠点の拡充などに努めるなど、地域活動支援センターの安定的な運営に取り組みます。
- 施設の行事やイベント参加の際に、地域住民との交流を図ります。

#### 邑楽町高齢者活力センターについて

##### 《現状》

- 高齢者の生きがいと活躍の場づくりを目的とした同センターには、約100名の会員の登録があり、それぞれの能力や要望にあった作業を請け負っています。草とりから高度な技能を要する仕事まで、高齢者の負担にならないような短期的、軽易な作業に取り組んでいます。
- 就業を円滑に進めるため、群馬県シルバー人材センター連合会の支援を受け、植木剪定・刈払機講習の実施(各年1～2回)。また、就業体験コースの案内も平成30年度から実施しています。
- 就業機会の確保のため、①福祉施設関係の業務 ②児童館業務 ③スーパー内の業務 ④多々良沼公園の一部の管理作業も請け負っています。

##### 《今後の展開》

- 健康で就業意欲の高い高齢者のニーズに応じた多様な就業の提案・就業機会の確保が図れるように、需要の増加が見込まれる介護分野への対応や、高度な知識や技術を有する高齢者が活躍できるような職種の開拓などに取り組んでいきます。
- 相談支援体制の充実にも取り組み、高齢者の活躍の場の充実に努めます。
- 広報活動を強化し、会員確保に努め、就労の場を提供します。
- 会員の技術向上及び事故防止と安全適正就業を推進するため、安全講習や技術講習などの専門講習会を定期的開催します。

## 基本施策2 町民同士のふれあい機会の創出

子どもから大人まで誰もがお互いを尊重し、共生社会の実現に向けて心のバリアフリーが根付くまちづくりを推進します。

年齢、障がいの有無、国籍などに関わらず、地域から孤立することなく、誰もがつながりを持ち、活発に交流できる地域を目指します。

### 【町の取組】

No.	取組	活動
1	地域交流の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館や地域集会施設の適切な維持管理を図り、地域交流の拠点を整備します。</li> <li>○スポーツ・趣味・サークル活動などを支援するスポーツ推進事業や公民館活動を推進します。</li> <li>○ふれあいサロンや高齢者活動拠点(邑楽町福祉センター寿荘)を整備し、障がい者、外国人、親子連れなども気軽に立ち寄れる居場所づくりに努めます。</li> <li>○関係団体と連携し、障がい者との交流や自立・社会参加を支援します。</li> <li>○邑多福まつりなど町民参加型のイベントを通じて、多文化共生や心のバリアフリーの定着を推進します。</li> <li>○町民が自主的に地域交流の場を創出できるよう、サポート事業の拡充に取り組みます。</li> <li>○高齢者の居場所づくりについて、各種団体への均等な支援を行っていきます。</li> <li>○外出が難しい人も参加できるよう、オンラインでの講座やワークショップを通じて、交流機会の提供を検討します。</li> </ul>
2	世代間交流の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世代を超えた地域住民のふれあいや交流機会となるイベントなどの開催の支援に努めます。</li> </ul>
3	あいさつ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒のあいさつの習慣が身につくように、町内の各種団体によるやまびこ運動<sup>※1</sup>や民生委員・児童委員によるあいさつ運動<sup>※2</sup>の活動を支援します。</li> <li>○地域住民と積極的にあいさつを交わすことで、学校周辺の安全意識が高まり、防犯対策の強化にもつながります。</li> </ul>
4	支援を必要とする人とのふれあいづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉施設でのボランティア体験、イベント時の招待、防災訓練などの交流機会づくりを支援します。</li> </ul>

※1 やまびこ運動:年に8回ほど、町内の団体の方が小中学校の校門に立ち、児童や生徒にあいさつする活動。

※2 あいさつ運動:学期ごとに、民生委員・児童委員の方が小中学校の校門に立ち、児童や生徒にあいさつする活動。

## 【町社協の取組】

No.	取組	活動
1	交流機会の創出	○邑多福まつり、ふれあいサロン、いきいき交流会、福祉バザー、親睦旅行やつどいなど、多様な交流事業の開催に取り組めます。
2	邑楽町福祉センター寿荘の運営	○高齢者の交流や活動の場として邑楽町福祉センター寿荘を指定管理事業として受託し運営に取り組めます。

## 【町社協の具体的な事業について】

## 邑多福まつりについて

## 《現状》

邑多福まつりは、産業祭との同時開催で多くの町民が交流できる場であり、地域福祉の啓発の場でもあります。

## 《今後の展開》

- 邑多福まつりを通じて、多くの町民の参加と交流が活発となるように、また更なる地域福祉の啓発のため、体験と参加、実践力の向上など、豊富な企画をもって充実した内容に努めます。
- 町民が興味を持てる企画をつくりまます。

## ふれあいサロンについて

## 《現状》

- 令和7年度サロンの申請行政区は29行政区となっており、年々増加しています。
- ボランティアによる手作り料理などの食事の提供、講師による各種教室やマジックショーなど参加者にとっては楽しいサロンですが、財政面や運営スタッフの高齢化と後継者不足など様々な課題も生じています。
- 閉じこもり傾向で地域との交流のない方の参加促進や全行政区の実施が行われていないもしくは行えない行政区があることなども大きな課題です。

## 《今後の展開》

- 隣近所との交流機会の減少が進む中、行政区単位で開催されるサロンの役割が大きいため、安定的な運営が図れるように、担い手や支援者確保、研修の開催などに努めます。
- 各行政区の取組事例などを整理し、情報の共有化を図り、各サロンの計画的な運営や全行政区におけるサロン開催につなげていきます。
- 民生委員・児童委員、ボランティアなどと連携協力し、地域との交流の少ない閉じこもりがちな高齢者などへの参加促進に努めます。
- 生活支援体制整備事業(邑助けネットワーク)と連携し、通いの場など町民が集える居場所づくりを支援します。

### 邑楽町福祉センター寿荘について

#### 《現状》

- 令和2年8月に利用者累計220万人を超えた寿荘では、カラオケや手芸、詩吟や俳句など約15の教室が開設されています。しかし、利用者数は横ばいで、後期高齢者の割合が多く、ニーズに合った教室の開催など、工夫をともなう運営が課題です。

#### 《今後の展開》

- 介護予防の観点から、身近で、気軽に立ち寄れる交流の場として、特に多くの高齢者に利用されるように、利用者のニーズを把握し、生きがいを持って利用できるよう教室やイベントの見直しを図ります。



### 基本施策3 地域活動やボランティア活動団体などへの支援

町民が行政区の活動やボランティア活動に積極的に参加できる地域を目指すとともに、地域団体やボランティア団体が連携し、それぞれのノウハウや強みを生かして活動できる環境づくりを推進します。

#### 【町の取組】

No.	取組	活動
1	地域活動団体への支援	○地域活動の継続・活性化を図るため、各行政区や民生委員・児童委員協議会、その他各種団体の運営支援や指導、助言を行います。
2	ボランティア活動などへの支援	○社会福祉協議会が取り組むボランティアセンター事業を支援し、ボランティアの活躍の場の拡充を図ります。 ○NPO団体についても、福祉だけでなく社会教育分野などとも連携し活動支援を行います。 ○介護支援ボランティアポイント事業の周知を図り、高齢者の地域活動を促進します。
3	町民の主体的なまちづくり活動への支援	○地域住民が自主的に企画・立案するまちづくり活動を支援し、活気ある地域社会や愛着の持てるまちづくりを推進します。 ○地域課題の解決につながる研修会の開催や企画・運営の相談など、ボランティアやNPOの育成を関係部局と連携して支援します。 ○町民主体で行う生活支援体制整備事業(邑助けネットワーク)の第1層協議体、第2層協議体などと連携し、必要な支援の情報共有や活動を支える仕組みやネットワークの充実を図ります。
4	各種団体間の連携の推進	○団体同士のノウハウや強みをまちづくりに生かすため、行政区や民生委員・児童委員、ボランティア、NPOなどとの連携体制の構築を目指します。

#### 【町社協の取組】

No.	取組	活動
1	ボランティアセンター事業の推進	○町民がボランティア活動に関心を持ち、参加できるよう、入門講座の開講やボランティアの発掘・育成に取り組みます。 ○ボランティア情報の発信、団体への指導・援助、個人ボランティアの相談支援を通じ、活動の継続と発展を図ります。 ○講座ニーズの調査や、個人ボランティアの活躍の場を開拓するための情報収集に努めます。

## 【町社協の具体的な事業について】

### ボランティアセンター事業について

#### 《現状》

- 町民がボランティア活動を始めきっかけづくりとしてのボランティア入門講座をはじめ、専門的知識が身につくように各種講座を行っています。しかし、周知不足や興味ある企画の設定が難しいなどの点から参加者は少ない状態であり、開講に至らない講座も見受けられます。
- ボランティア団体は現在7団体が登録されており、活動支援を行っています。また、個人ボランティアについても活動機会(サロンや施設など)を創出するなどコーディネートを行っています。
- 千代田町、大泉町との3社協合同にて、手話、傾聴ボランティア養成講座のほか、朗読ボランティア養成講座を新たに実施したが、新規受講者は極めて少数でした。
- コーディネート業務においては情報の収集が難しく、個人、団体のマッチングが難航しました。

#### 《今後の展開》

- 町と連携し、各種ボランティア講座開催の周知活動の充実に努めます。
- 町社協が培ってきた技術や知識をもとに、町内の事業者と連携を図ります。
- ボランティアの活躍の場が広がるように、コーディネート業務を積極的に推進していきます。
- ボランティアとそれを必要とする当事者双方のニーズを把握し、新たな講座を企画・実施します。
- 専門講座に関わらず、仲間づくりとして人が集まりやすい講座から気軽に始められるボランティア活動につなげるよう努めます。

## 基本目標2 包括的な支援体制の仕組みづくり

地域の課題に対して、町や社会福祉協議会、団体、事業者、そして町民同士が助け合いながら取り組むことで、みんなで支え合う地域をつくります。

こうした重層的な支援を通じて、誰もが地域で自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

### 《基本施策》

- 1 相談体制の充実
- 2 多様な主体をつなげる仕組みづくり
- 3 情報の提供及び活用体制の整備
- 4 保健・福祉に携わる人材の育成・確保

### ■指標

No.	目標指標	第3次計画における実績値と目標値など	
		実績値 R6年度	目標値 R12年度
1	相談や助けを頼める人がいない(町民アンケート結果)	4.0%	1.0%
2	包括連携協定に基づいた見守り活動実施企業数	2	5
3	おうらお知らせメール登録者の満足度(新規)	89.0%	100.0%
4	音声訳ボランティア初級講座参加者数(町社協)	未実施	5人
5	点字体験教室参加者数(町社協)	未実施	5人
6	手話奉仕員養成講習会参加者数(町社協)	15人	15人
7	傾聴ボランティア養成講座(町社協)	未実施	20人
8	介護予防サポーター	180人 (累計)	220人 (累計)
9	認知症サポーター	1,564人 (累計)	1,958人 (累計)
10	地域支え合い推進員(町社協)	2人	2人
11	コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(町社協)	1人	1人

## 基本施策1 相談体制の充実

困りごとを抱える町民が取り残されることのないよう、誰もが気軽に相談でき、必要な支援につなげられる体制を整えます。こうした体制整備によって、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種専門機関などが連携し、迅速かつ的確な対応ができる地域を目指します。

### 【町の取組】

No.	取組	活動
1	相談体制の連携強化	○多様な相談に的確に対応し、迅速に支援につなげるため、ワンストップ相談支援体制を整備し、各分野の専門相談窓口の充実を図ります。 ○警察や消防、医師会など関係機関と連携し、高齢者・障がい者・子どもなどの地域会議の充実を図ります。
2	民生委員・児童委員などの相談活動の充実	○地域で気軽に相談できる環境を築くため、民生委員・児童委員などと連携し、速やかにサービスや支援につなげます。
3	相談窓口の周知	○町民が目的に応じて円滑に相談できるよう、町の各種相談窓口の周知に努めます。 ○広報紙やホームページなどを活用して、最新情報の提供や町民への周知に努めます。

### 【町社協の取組】

No.	取組	活動
1	相談窓口の周知	○ふくし総合相談支援事業(なんでも福祉相談)の機能充実を図り、身近な相談窓口として広く周知します。(令和元年度に心配ごと相談所から移行) ○ホームページや広報紙などを活用して、最新情報の提供や町民への周知に努めます。
2	コミュニティ・ソーシャル・ワーカー、地域支え合い推進員による活動の充実	○困りごとを抱える方や、制度の利用が難しい方を発見し、具体的な支援につなげます。 ○事例検討や研修を通じて総合調整力・対応力の向上を図ります。

## 【町社協の具体的な事業について】

## ふくし総合相談支援事業(なんでも福祉相談)

## 《現状》

- 研修を受けたなんでも福祉相談員が電話や来所相談(月～金)で対応しています。

## 《今後の展開》

- 他の関係機関との調整を行い、求められる相談機能を充実します。
- 相談員の能力向上を目指します。
- 広報紙掲載や関係機関への周知に努めます。
- 町内のなんでも福祉相談員と連携し、相談機関としてスキルアップを図ります。



## 基本施策2 多様な主体をつなげる仕組みづくり

町や社会福祉協議会、団体、事業者、ボランティアなど、多様な主体が互いに連携して活動できる仕組みを整えます。

この仕組みにより、地域の課題に迅速かつ効果的に取り組むとともに、町民同士の助け合いも連動させ、誰もが地域で自分らしく暮らせる環境をつくります。

### 【町の取組】

No.	取組	活動
1	各種団体などの連携強化	<p>○地域活動団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者など、関係団体が互いに連携できるネットワークを強化します。</p> <p>○既存の団体に加え、生活支援体制整備事業（邑助けネットワーク）の第1層協議体、第2層協議体との連携も図り、制度のはざまにあるなど対応が難しい課題にも取り組める仕組みづくりを進めます。</p>
2	分野横断的な取組の推進	<p>○子どもの見守りや不登校、虐待、生活困窮など、早期発見と適切な対応が必要な課題に対して、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携し、情報を共有します。</p> <p>○子ども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の切れ目のない包括的な子育て世代への支援体制を整えます。</p>
3	地域情報の早期把握と対応に向けた見守りネットワークの構築	<p>○地域住民が支援を必要とする高齢者に気づけるよう、70歳以上の一人暮らし高齢者の調査を行い、実態把握に努めます。</p> <p>○見守り・声かけ活動を支援するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、事業者、地域包括支援センターなどと連携したネットワークを構築します。</p> <p>○企業との包括連携協定に基づく見守り活動の推進にも取り組みます。</p>

### 【町社協の取組】

No.	取組	活動
1	地域福祉活動の中核組織としての機能強化	<p>○地域住民による福祉活動を支援する団体として、助言・情報提供・援助を行います。</p> <p>○民生委員・児童委員や福祉施設、関係機関との連携を強化し、新しい相互関係の構築を目指します。</p>
2	見守り・声かけ活動の普及	<p>○ボランティアグループや関係団体による見守り・声かけ活動を支援し、参加団体や地域住民の拡大に努めます。</p> <p>○広報活動を強化し、地域での理解を深めてもらうよう努めます。</p>

## 【町社協の具体的な事業について】

## 町社協の地域福祉活動の取組状況(概要)について

## 《現状》

- 町社協は、昭和51年の法人化以来、地域福祉活動において先駆的な事業を展開してきました。町社協独自の事業も多く、要援護者の現物支給による緊急援護事業などはその代表的なものです。
- 近年は従来の地域福祉事業に加え、行政区への支援策の模索や、地域福祉相談員(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)の設置などに努めてきました。しかし、限られた範囲に留まるなど成果は広がりを見せていません。
- 地域支え合い推進委員の専任化は図れていませんが、生活支援体制整備事業(邑助けネットワーク)では、徐々に町民主体での支援体制が整いつつあります。

## 《今後の展開》

- 地域福祉活動についての周知及び活動内容の充実を図るため、地域福祉相談員の拡充を図ります。
- 行政区を基本単位とした小地域での福祉活動を展開するため、地域包括や介護予防の考え方の統一を図り、町民の理解を深めながら、参画促進及び地域住民との連携体制の構築に努めます。
- 町民全員での共生社会の実現に向け、町民の理解を得られるよう広報・講演・説明会を行い、協力者・活動団体の組織化を推進します。

### 基本施策3 情報の提供及び活用体制の整備

町民が地域や福祉に関する情報を気軽に入手でき、日常生活や地域活動に活かせるよう、情報の提供と共有化を進めます。また、関係団体や事業者と連携し、必要な情報が届く仕組みを整えることで、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

#### 【町の取組】

No.	取組	活動
1	多様な情報提供手段の活用	○広報紙やホームページなど、幅広い情報入手方法を活用し、わかりやすい内容や表現方法に工夫します。 ○制度改正やサービス見直しがあった場合は、積極的に情報を発信し周知に努めます。
2	情報のバリアフリー化の推進	○多言語対応や障がいの特性に配慮した情報発信を行います。 ○社会福祉協議会を通じて高齢者や障がい者支援のボランティアを育成し、活躍の場を提供します。
3	地域の課題や問題の共有化	○各地区の広聴会への参加拡大を目指し、広報活動を強化するとともに、必要な情報は公開して共有化を図ります。

#### 【町社協の取組】

No.	取組	活動
1	機関紙及びホームページの内容の充実	○機関紙「私たちの福祉」やホームページを通じて、福祉サービスや各種講座などの情報を積極的に発信します。
2	情報のバリアフリー化の推進	○音声訳ボランティア初級講座や点字体験教室、手話奉仕員養成講習会など、各種専門講座の開催を通じて、情報のバリアフリー化を図ります。

## 【町社協の具体的な事業について】

## 音声訳ボランティア初級講座や点字体験教室、手話奉仕員養成講習会について

## 《現状》

- 音声訳講座では、読み方や心構えなどボランティアとして必要な基礎の習得とともに、「広報おうら」や「私たちの福祉」をカセットテープに録音する技術を学んでいただき、視覚障がいを持つ方に声の広報を届ける活動に協力していただいています。
- 点字教室では、視覚障がいを持つ方への、手話講習会では、聴覚障がいを持つ方への情報支援活動で活躍していただいています。
- 傾聴ボランティアは、話をする機会の少ない高齢者の話し相手として、各種講座を受講した多くの方々がボランティアとして活動を続けています。

## 《今後の展開》

- 今後、ボランティアに対するニーズはますます増えることが考えられるため、講座の周知に努め、参加者の拡大を図ります。
- 支援を必要とする方と支援者とのコーディネートに努め、情報のバリアフリー化を図ります。
- 傾聴ボランティアなどでは、在宅高齢者などへの関わりを増やし、孤立・孤独の解消に努めます。

## 基本施策4 保健・福祉に携わる人材の育成・確保

地域でボランティアや福祉活動に関わる人材の育成と確保を進め、幅広い知識や経験、技術を持つ地域の担い手が活躍できる環境を整えます。

これにより、町民一人一人が安心して暮らせる地域づくりを支える人材基盤の充実を目指します。

### 【町の取組】

No.	取組	活動
1	講座、研修会の開催	<p>○地域福祉の担い手となる人材を育成するため、介護予防サポーターや認知症サポーターなどの養成講座、各種研修会の開催に取り組みます。</p> <p>○民生委員・児童委員、保健推進員などを対象とした研修を行い、積極的な参加促進や活動紹介に努めます。</p>
2	専門的な知識や技術を有する町民の活躍の仕組みづくり	<p>○介護や医療、保育などの分野での職務経験のある町民に地域で活躍していただけるよう、人材登録の仕組みを設けるなど、地域での活躍の場・機会づくりに努めます。</p> <p>○専門分野ごとに活躍のできる場を設けるための登録制度を検討します。</p>

### 【町社協の取組】

No.	取組	活動
1	地域支え合い推進員、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーの確保、育成	○地域の福祉環境の向上を図るため、地域支え合い推進員、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーの確保、育成に努めます。
2	講座、研修会の開催	○地域福祉の担い手となる人材育成を図るため、町やボランティアセンターと連携し、養成講座の開催に取り組みます。
3	介護職員初任者研修の開催	○介護職員の確保・育成のため、介護職員初任者研修を実施します。

### 【町社協の具体的な事業について】

地域支え合い推進員、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーの確保、育成
<p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政との協議のもと、地域支え合い推進員を配置し、地域包括ケアの推進を行っています。</li> <li>●平成26年からコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを設置し、現状では1名が困難事例への対応を行っています。</li> <li>●なんでも福祉相談員、生活困窮者自立相談機関を配置し、事業の充実を図りました。</li> </ul> <p>《今後の展開》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ・ソーシャル・ワーカー、なんでも福祉相談員を増員し、より一層の事業充実を図ります。</li> </ul>

## 基本目標3 誰一人取り残さないまちづくり

町民一人一人が安心して暮らせるよう、困りごとを抱える人が孤立することなく、気軽に相談でき、必要な支援につなげられる体制を整えます。

また、町、地域団体、事業者、町民同士が連携し、助け合いや支え合いの仕組みを広げることで、誰もが地域で自分らしい生活を送れる地域を目指します。

### 《基本施策》

- 1 支援が必要な人が安心して暮らせる環境の向上
- 2 権利擁護の推進
- 3 再犯防止や社会復帰のための取組

### ■指標

No.	目標指標	第3次計画における実績値と目標値など	
		実績値 R6年度	目標値 R12年度
1	法人後見	0人	5人
2	日常生活自立支援事業利用者(町社協)	14人	18人

## 基本施策1 支援が必要な人が安心して暮らせる環境の向上

サービス利用者の権利がしっかりと守られ、必要な支援や福祉サービスを自分に合った形で安心して受けられる地域を目指します。

町や地域団体、事業者、ボランティアなどの多様な主体が連携し、利用者一人一人の状況や希望に寄り添った支援が提供されることで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活できる環境づくりに取り組みます。

### 【町の取組】

No.	取組	活動
1	個別計画の適正な進行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉施策を着実に進めるため、高齢者・障がい者・子どもなどに関する個別計画の適正な進行管理を行い、状況に応じた柔軟な対応に取り組みます。</li> <li>○全体及び相互の進行管理を強化し、福祉施策を着実に進めます。</li> </ul>
2	福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の視点に立った福祉サービスの提供のため、ニーズ把握に努めます。</li> <li>○サービス提供事業者に対する研修会や交流会を実施し、サービスの質向上に努めます。</li> </ul>
3	生活困窮者への支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○庁内や町社協、関係機関・団体と連携し、生活困窮者を早期に把握するとともに、個々の状況に応じた相談支援や自立・就労支援に取り組みます。</li> </ul>
4	孤独・孤立の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域サロンやみちくさの広場を開催し、孤立している人への声かけや地域住民との交流を図ります。</li> <li>○孤独・孤立の問題を抱えている人がつながりを実感できる地域づくりを進めるとともに、潜在的な課題を抱える人の発見や適切な対応策を検討します。</li> </ul>
5	虐待などの防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども、高齢者、障がい者への虐待やDVなどの権利侵害について、関係機関と連携した相談ネットワークを構築し、虐待などが発覚した場合には、迅速かつ適切に対応します。</li> </ul>
6	権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○判断能力が十分でない方にも、適切なサービス利用ができるよう成年後見制度の周知と利用支援に努めます。</li> <li>○日常生活自立支援事業の推進や法人後見の支援体制を充実させます。</li> </ul>

No.	取組	活動
7	ヤングケアラーへの支援	○家事・介護などを日常的に行う子どもや若者とその世帯の負担軽減と福祉の充実を図ります。
8	困難を抱える女性への支援	○様々な困難を抱える女性が安心して相談できる窓口を整備し、生活・就労・子育てなどの課題に応じた支援や情報提供を行います。また、関係機関との連携を図り、必要なサービスや支援につなげる体制づくりに努めます。

## 【町社協の取組】

No.	取組	活動
1	サービスの質の向上	○事業者として、介護保険サービス及び障害福祉サービスの充実に努めます。 ○地域支え合い推進員により、地域の福祉ニーズの把握や社会資源の発掘などを行い、生活支援体制整備事業(邑助けネットワーク)と連携して、介護予防・日常生活支援総合事業における新たなサービスの展開を図ります。
2	生活困窮者など低所得者への支援	○生活福祉資金貸付、小口貸付金、緊急援護事業などに取り組み、生活困窮者支援を推進します。 ○生活困窮者自立支援法に基づき、町と協力し、生活困窮者支援に取り組みます。
3	権利擁護の充実	○障がい者や認知症高齢者などの福祉サービスなどに関わる相談支援を行う日常生活自立支援事業を推進します。 ○成年後見制度の利用が必要な町民に対しては、町と連携し、安心して制度を活用できるよう支援します。また、法人後見についても調査を行い、適切な対応につなげます。

## 【町社協の具体的な事業について】

### 生活困窮者など低所得者への支援について

#### 《現状》

- 生活に困窮する低所得者の抱える複雑で多様な問題に対して、相談に応じ、必要な助言や情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、様々な支援を行うことにより、生活困窮者の自立促進を図っています。
- 相談機関の機能向上を図るため、国や県が実施する研修会に参加しています。

#### 《今後の展開》

- 生活困窮者自立相談支援事業では、住居確保給付金(家賃補助)や一時生活支援事業(一時的な住まいの確保)、家計支援(収支の見直し)など、主軸となる就労支援とその他自立のためのサービスを、邑楽郡内生活困窮者自立支援事業支所社会福祉協議会と連携し、複合的に活用した支援を行います。

### 法人後見人など権利擁護の取組について

#### 《現状》

- 少子高齢化の進行とともに、成年後見制度の利用者が増加することを見据えて、研修会等に参加し、法人後見について探究しています。

#### 《今後の展開》

- 法人後見について、個人の権利がしっかりと保障されるような仕組みづくりができるよう、研修参加や探究を継続します。また、事業を実施している法人を参考に、関係機関と協議、連携を図ります。

## 基本施策2 権利擁護の推進(邑楽町成年後見制度利用促進基本計画)

町民一人一人が、自分の権利を守りながら安心して暮らせるよう、障がい者や高齢者、子どもなど、支援を必要とする方々が適切なサービスを利用できる体制の充実に取り組みます。また、成年後見制度を通じて、地域全体で権利を守り、支え合う仕組みの構築を目指します。

### 1 権利擁護支援に向けたネットワークの整備

No.	取組	活動
1	中核機関の整備促進	<p>○専門職による助言などの支援の確保や協議会の事務局などコーディネートを担う中核機関では、成年後見制度の利用促進を図るため、次の取組などを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・啓発</li> <li>・相談</li> <li>・後見人などの支援</li> <li>・地域連携ネットワークの構築</li> </ul>
2	地域連携ネットワークの構築	<p>○本人を後見人とともに支えるチームによる対応(地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを図り、必要な支援に結びつける機能)を強化します。</p> <p>○地域における協議会などの体制づくり(個々のケースに対応するチームでの対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制の構築)を進めます。</p>

### 2 地域における広報・啓発活動による利用促進

No.	取組	活動
1	周知啓発による成年後見制度の利用促進	<p>○担当ケアマネジャーや社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し、必要なケースへの情報提供やサービス利用促進に向けた周知啓発を実施します。</p> <p>○担当ケアマネジャーや社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し、サービス利用促進に向けた相談対応を実施します。</p>
2	利用者の把握と早期発見	<p>○現在ある医療や介護、関係機関や民間事業者などとの地域でのネットワークを活用し、利用者を早期に把握しニーズに合った制度支援に努めます。</p>

### 3 誰もが安心して、成年後見制度を利用できる基盤の整備

No.	取組	活動
1	町長申立ての実施	○成年後見制度を使う必要があっても、一人暮らしや親族とのつながりが薄いなどの理由で手続きが進められない場合には、町長が家庭裁判所に後見開始の審判を申し立てる支援を行います。
2	申立費用・法定後見人への報酬の助成	○後見報酬の負担が難しい方への助成を行います。

### 基本施策3 再犯防止や社会復帰のための取組(邑楽町再犯防止推進計画)

再犯の防止や円滑な社会復帰を実現するためには、本人への支援と、地域社会が受け入れる体制づくりの両方が欠かせません。

本施策では、保護司会や関係機関と連携しながら、犯罪や非行の再発を防ぐ取組を進めるとともに、社会復帰を目指す人や地域住民が安心して生活できる環境の整備を目指します。

No.	取組	活動
1	群馬県再犯防止推進計画の推進	○群馬県再犯防止推進計画に基づいて、市町村が行うべき取組を積極的に推進します。
2	再犯防止に関する周知啓発	○犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、地域での再犯防止に関する意識の醸成を図ります。
3	更生保護活動への支援	○地域における更生保護の活動拠点である、更生保護サポートセンターへの支援を行います。
4	保護司との連携強化	○犯罪をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。
5	民間協力者や関係団体などとの連携	○更生保護女性会などの団体や支援者、社会福祉協議会、保護観察所などとの連携強化に努めます。 ○協力雇用主(会)邑楽支部などの再犯防止に向けた就労に関する支援関係者や住居に関する支援関係者などとの連携を図り、取組を推進します。あわせて、群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議(群馬県主催)などとの連携に努めます。
6	保健医療・福祉サービスの利用支援	○必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。
7	犯罪被害者支援施策との協調	○関係機関と連携を取りながら、地域の人が正しい理解と知識を持ち、犯罪被害者などに配慮した対応ができるよう広報啓発を進めます。

## 基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくり

すべての町民が、安全に安心して自分らしく暮らせる地域を目指し、健康でいきいきと生活できる環境の整備や、防災・防犯の取組を進め、災害や犯罪から町民を守る体制を充実させます。

また、年齢や障がいの有無に関わらず、地域の人々が助け合い、支え合える関係づくりを進め、心の温かさが感じられるまちづくりを目指します。

### 《基本施策》

- 1 いきいきと健やかに暮らせる環境づくり
- 2 地域の防災力・防犯力の向上
- 3 誰もが暮らしやすい生活環境づくり

### ■指標

No.	目標指標	第3次計画における 実績値と目標値など	
		実績値 R6年度	目標値 R12年度
1	生活習慣病健診受診率	12.60% (19～30歳)	15.00% (19～30歳)
2	おうらてくてくアプリ登録者数 (年度末時点延べ)	3,177人	6,000人
3	行政区におけるマイタイムライン作成率	3地区	34地区
4	邑楽町災害時避難行動要支援者名簿登録者	102人	120人

## 基本施策1 いきいきと健やかに暮らせる環境づくり

地域の身近な場所や日常生活の中で行える健康づくり活動を通じて、住民一人一人が心身ともに健やかで、活力ある生活を送れるよう支援するとともに、地域全体で健康意識を高め、みんながいきいきと暮らせる環境づくりを目指します。

### 【町の取組】

No.	取組	活動
1	健康おうら21(邑楽町健康増進計画・食育推進計画・自殺防止対策計画)の策定・推進	○町民の健康づくりを総合的に推進するため、健康おうら21に基づき、町民が主体的に健康づくり活動に参加できる環境を目指します。 ○町民同士のつながりを深め、地域全体で健康を高める取組を推進します。
2	食育活動を通じた地域づくり	○食生活改善推進協議会による高齢者料理教室や親子食育教室など、食育活動を通じた地域づくり活動への支援を継続します。
3	生きがいづくりや社会参加の促進	○町民が生涯にわたっていきいきと暮らせるよう、スポーツ推進事業や公民館活動などへの支援を継続します。 ○元気な高齢者の就労機会を増やすため、高齢者活力センターの運営事業を周知し、活動支援に努めます。

### 【町社協の取組】

No.	取組	活動
1	高齢者の健康維持や生きがいづくりの推進	○福祉センター寿荘での健康づくり講座や教養講座の開催、各種団体による趣味活動や教室の情報提供を行い、高齢者の活動拠点としての定着を図るとともに、地域住民への広報を通じて講座や活動参加の機会を増やします。 ○老人クラブ活動の支援や、健康づくり・生きがいづくりにつながる団体活動やイベントの開催に努めます。

## 【町社協の具体的な事業について】

### 町の考え方を踏まえた介護予防の普及

#### 《現状》

- 介護予防については、地域包括支援センターや保健センターが中心となって実践に取り組んでいます。現在、町社協ではその考え方を取入れた事業を実践していますが、更なる充実を図る必要があります。
- 地域包括支援センターや保健センターと連携して、脳トレ教室を始め、介護予防事業を実施するなど、参加者が興味を持てる企画、内容を工夫しています。

#### 《今後の展開》

- 介護予防の実践的教室の開拓や健康寿命を延ばす教室の企画など更なる充実を図り後期高齢者だけでなく、前期高齢者の利用増加が図れるような環境整備に努めます。



## 基本施策2 地域の防災力・防犯力の向上

地域ぐるみでの防災活動、防犯活動、交通事故対策活動などに日頃から取り組み、災害や犯罪に強い地域を目指します。

### 【町の取組】

No.	取組	活動
1	地域の防災力の向上	<p>○各行政区における自主防災訓練の支援や防災組織の育成を行い、地域防災力の充実・強化に努めます。</p> <p>○町民の防災意識向上を図るため、先進的な行政区の取組を紹介するなど、未実施行政区への支援を行います。</p>
2	災害応急体制の整備	<p>○周辺市町や関係機関との連携、民間団体との災害協定締結、ボランティア受入れ体制など、災害時の協力・支援体制の整備を進めます。</p> <p>○緊急輸送や救助、避難所設置・運営、医療・保健活動体制の整備に加え、食料や生活必需品、応急住宅の確保にも努めます。</p> <p>○高齢者や乳幼児、傷病者、障がい者、外国人など、災害時の安全確保に向け、町と地域住民が一体となって支援・避難所整備を行います。</p> <p>○避難行動要支援者名簿登録者への支援方法について関係機関と協議するとともに、未登録の高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児・子どもへの支援体制を整備します。</p> <p>○各施設の避難確保計画に基づいた避難訓練の周知徹底や、避難所運営の普及を出前講座などにより図ります。</p> <p>○公益社団法人群馬県獣医師会と締結した災害時の愛護動物救護協定に基づき、ペットと飼い主への支援を行います。</p>
3	防犯活動の推進	<p>○警察と連携し、街頭キャンペーンや地域ボランティア組織による防犯活動を展開します。</p> <p>○夜間の歩行者安全確保のため、防犯灯の設置に取り組みます。</p> <p>○子どもの登下校に合わせ、交通指導員や町職員による防犯パトロールを継続します。</p> <p>○ウォーキングなどを行なう際に、防犯啓発物品を身につけてもらう「てくてくパトロール」を実施することで、地域の防犯活動や見守り活動を推進し、防犯力の強化に努めます。</p>
4	交通安全対策の充実	<p>○高齢者や障がい者が安心して歩行できる環境を整え、自動車・自転車運転者に対して交通マナー・ルールの啓発を行います。</p>

**【町社協の取組】**

No.	取組	活動
1	災害ボランティアの育成と災害時対応力の強化	<p>○災害ボランティア入門講座を開催し、ボランティアの育成・登録を促進します。</p> <p>○災害時に速やかに災害ボランティアセンターを開設できるよう、設備や機材を整備します。</p> <p>○定期講座や他組織との協定により知識向上を図り、災害ボランティアの創出・確保と運営スタッフ登録を推進します。</p>
2	防犯活動の推進	<p>○犯罪や非行の防止、立ち直り支援に向け、保護司会や更生保護女性会と協力し、町民への啓発活動を推進します。</p>

**【町社協の具体的な事業について】**

**災害ボランティア入門講座などについて**

《現状》

- 近年多発する災害の被災者支援のため、災害ボランティアの活躍が期待されています。本町では、数年前から災害ボランティア講座を開催してきましたが、その組織化は不十分でした。
- 現在、邑楽町ボランティアグループ内に災害部がありますが、その拡充とともに、日頃から交流し学びあえる組織の検討も課題です。

《今後の展開》

- 養成講座を開催し、災害ボランティアの確保に努めます。
- 情報収集及び被災者のニーズを調査し、地域における防災意識を高める講座の開催、情報発信に努めます。

### 基本施策3 誰もが暮らしやすい生活環境づくり

ユニバーサルデザインの理念やバリアフリー化の推進により、すべての町民が年齢や障がいの有無に関わらず快適で安心して暮らせる生活環境を整えることを目指します。

町内の公共施設や交通、生活空間の改善を進めるとともに、地域住民や団体と連携して日常生活における安全・利便性を高め、誰もが自分らしく活動しやすいまちをつくりまします。

#### 【町の取組】

No.	取組	活動
1	公共施設のバリアフリー化	○公共施設の建て替えや大規模改修の際には、点字ブロックやスロープなどのバリアフリー化に取り組み、誰もが快適に利用できる環境整備を進めます。
2	公共交通の充実	○館林都市圏地域公共交通計画に基づき、町内路線の結節点や経路の改善を行い、広域での公共交通ネットワークの形成を図ります。 ○高齢者や障がい者、運転免許自主返納者を対象とした福祉タクシー券の充実や、公共交通空白地域への対応を進めます。
3	買い物や外出の支援策についての調査、調整	○高齢者や障がい者などの買い物や通院などを支援するため、介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業での事業展開について町社協と協力しながら調査を行います。 ○近隣市町の状況を鑑みながら、訪問型サービスD <sup>*</sup> の参加団体への対応に取り組みます。
4	生活マナーの周知	○ごみの出し方やポイ捨てなど、日常生活でのルールやマナーを、地域行事や集会、広報媒体を活用して周知します。

※訪問型サービスD：ボランティアなどが行う移動支援。

#### 【町社協の取組】

No.	取組	活動
1	地域住民の意見を反映した環境整備	○高齢者や障がい者が住みやすいまちづくりに向け、地域住民から寄せられた意見や情報を町に伝え、必要な環境整備の実施に向けて連携を図ります。
2	買い物や外出の支援策についての調査、調整	○高齢者や障がい者などの買い物や通院などを支援するため、介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業での事業展開について町と協力しながら調査を行います。 ○見守りボランティアの確保などで、小さな不安解消を図ります。



# 第5章

計画の推進に向けて



## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 協働による計画の推進

本計画の特徴は、地域とともに地域の課題を考え、地域福祉を向上させていくことにあります。住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現するためには、行政だけでなく、地域住民との協働が不可欠です。また、地域で活動するボランティア、NPO法人、サービス提供事業者、企業、商店なども、地域福祉の重要な担い手となります。

町及び社会福祉協議会では、これまでボランティアや関連団体との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も、定期的に協働の立場で意見交換できる機会を設け、計画の着実な推進に努めます。

#### (1)住民の役割

住民は、一人一人が福祉への意識を高め、地域社会の一員であることを自覚することが大切です。地域との関わりを持ち、地域の課題を地域内で解決していく方策を話し合い、日常的に声かけやあいさつ、見守りなど近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動などへの積極的な参加に努めることが求められます。

#### (2)福祉サービス提供事業者などの役割

福祉サービス提供事業者などは、サービスの質の確保、利用者の自立支援、事業内容やサービス内容の情報提供・公開、他の事業者との連携に取り組むことが重要です。

今後、より多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や住民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画などに努めることが求められます。

#### (3)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の根拠法である社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図る中核組織として位置付けられています。誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを使命とし、住民や各種団体との調整役として、地域福祉推進のための具体的な活動を展開します。

#### (4)行政の役割

町は、地域福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責任があります。そのため、社会福祉協議会やボランティア団体などと連携・協力し、住民ニーズの把握や地域特性に配慮した施策の推進に取り組みます。また、地域福祉に関わる事業・施策などを円滑に進めるため、全庁的な取組を推進します。

## 2 計画の進行管理

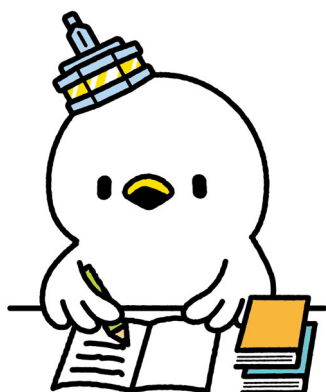
### (1) 施策・事業の点検と改善

計画期間中は、福祉介護課と社会福祉協議会事務局を中心に、庁内関係各課や各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の推進状況を点検するとともに、内容や実施方法などについて改善を図ります。

### (2) 計画の評価と見直し

本計画に定める施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価、改善・見直しを行います。

成果指標や事業の実績などを用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。



# 資料編



## 資料編

## 1 計画策定の経過

年月日	内容など
令和6年11月～12月	地域福祉に関するアンケート調査の実施 【概要】 対象者: 邑楽町の住民 配布数: 2,500件 回収数: 1,013件(回収率40.5%)
令和7年6月～7月	団体アンケート調査の実施 【概要】 対象者: 各種福祉団体 配布数: 23件 回収数: 22件(回収率95.7%)
令和7年8月18日(月)	第1回 庁内策定委員会 【議題】 (1) 第3次邑楽町地域福祉計画の策定について (2) 第3次邑楽町地域福祉計画骨子(案)について
令和7年8月29日(金)	第1回 策定委員会 【議題】 (1) 邑楽町地域福祉計画について
(通知) 令和7年10月27日(月) (意見締切) 令和7年11月6日(木)	第2回 庁内策定委員会(書面開催) 【議題】 (1) 第3期邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画(素案)について
(通知) 令和7年11月10日(月) (意見締切) 令和7年11月25日(火)	第2回 策定委員会(書面開催) 【議題】 (1) 第3期邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画(素案)について
令和7年12月15日(月) ～令和8年1月16日(金)	パブリックコメントの実施
(通知) 令和8年1月19日(月) (意見締切) 令和8年1月30日(金)	第3回 庁内策定委員会(書面開催) 【議題】 (1) 第3期邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画(素案)について
令和8年2月13日(金)	第3回 策定委員会 【議題】 (1) 第3期邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画(素案)について

## 2 邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画に関する要綱

### 邑楽町地域福祉計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、邑楽町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に際し広く意見を求め、重要な事項について審議を行うため、邑楽町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、町長に意見を述べるものとする。

#### (組織)

第3条 委員会は、10人以内で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 自治会関係者
- (2) 福祉・介護サービス提供事業者
- (3) 地域福祉関係団体の代表者
- (4) 児童・教育関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じ、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (庁内会議)

第7条 委員会の下に計画案の検討及び全庁的な関係課局の連携を図るため、庁内会議を設置する。

#### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉介護課において行う。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年8月25日から施行する。

## 邑楽町地域福祉計画庁内策定会議設置要綱

## (設置)

第1条 邑楽町地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成27年邑楽町要綱第11号)第7条の規定に基づき、邑楽町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、邑楽町地域福祉計画庁内策定会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 庁内会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案を検討し、邑楽町地域福祉計画策定委員会に提出すること。
- (2) 計画案を検討するに当たり、関係課局と意見を調整すること。

## (組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 庁内会議に委員長を置き、副町長をもってこれに充てる。
- 3 庁内会議に副委員長を置き、総務課長をもってこれに充てる。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長になる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じ、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (報告)

第6条 委員長は、庁内会議の検討経過及び結果について、必要に応じ町長へ報告するものとする。

## (庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、福祉介護課において行う。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 別表(第3条関係)

副町長、総務課長、財政課長、企画課長、税務課長、住民保険課長、健康づくり課長、子ども支援課長、農業振興課長、商工振興課長、建設環境課長、都市建設課長、会計課長、学校教育課長、生涯学習課長、議会事務局長及び福祉介護課長

## 邑楽町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 邑楽町における住民参加型の地域福祉活動を推進するため、邑楽町地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するにあたり、邑楽町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 社会福祉協議会会長(以下「社協長」という。)は、期間を同じくして邑楽町(以下「町」という。)が社会福祉法第107条に規定する邑楽町地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定するときは、町の福祉計画と邑楽町地域福祉活動計画は、共同して策定するよう努めるものとする。

## (組織)

第2条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社協長が委嘱する。

- ①自治会関係者
- ②福祉・介護サービス提供事業者
- ③地域福祉関係団体の代表者
- ④児童・教育関係者
- ⑤行政関係者
- ⑥その他会長が適当と認める者

3 前項の規定にかかわらず、委員は、前条第2項の規定により活動計画を町と共同で策定する場合は、町地域福祉計画策定委員会の委員に委嘱することができる。

## (委員会の任務)

第3条 委員会は、社協会長の諮問を受けて「活動計画」について、審議を行い、その結果を答申するものとする。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠で就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。ただし、第2条第3項の規定により委員を町の地域福祉計画策定委員をもって委員会の委員としたときは、町福祉計画策定委員会の委員長及び副委員長をもってこれらに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長になる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は必要に応じて、委員以外の者に対し、その出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員は無報酬とする。ただし、業務の遂行上費用の負担が生じる場合は、実費額の弁償を行うこととする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、邑楽町社会福祉協議会において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月9日から施行する。

### 3 策定に関わる委員などの名簿

#### 邑楽町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	団体名など
1	阿部 浩明	区長会
2	高田 真寿美	社会福祉法人邑友会 やまつつじ
3	黒田 香代美	特定非営利活動法人 なのはな園
4	大竹 喜代子	社会福祉法人 邑楽町社会福祉協議会
5	内田 雅行	邑楽町民生委員児童委員協議会
6	稲村 和恵	邑楽町心身障がい児者療育父母の会
7	松島 たい子	邑楽町ボランティアグループ
8	櫻井 広征	館林地区消防組合邑楽消防団
9	田部井 忠平	邑楽町小中学校PTA連合会
10	小島 郁志	邑楽町生活支援体制整備事業 第1層協議体(邑助けネットワーク)

## 邑楽町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	団体名など
1	阿部 浩明	区長会
2	高田 真寿美	社会福祉法人邑友会 やまつつじ
3	黒田 香代美	特定非営利活動法人 なのはな園
4	内田 雅行	邑楽町民生委員児童委員協議会
5	稲村 和恵	邑楽町心身障がい児者療育父母の会
6	松島 たい子	邑楽町ボランティアグループ
7	櫻井 広征	館林地区消防組合邑楽消防団
8	田部井 忠平	邑楽町小中学校PTA連合会
9	金子 佐知枝	邑楽町役場 福祉介護課
10	小島 郁志	邑楽町生活支援体制整備事業 第1層協議体(邑助けネットワーク)

## 庁内策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	役職など
1	関口 春彦	副町長
2	石原 光浩	総務課長
3	横山 淳一	財政課長
4	小沼 勇人	企画課長
5	矢島 規行	税務課長
6	山口 哲也	住民保険課長
7	金子 佐知枝	福祉介護課長
8	田中 敏明	健康づくり課長
9	松崎 澄子	子ども支援課長
10	金井 孝浩	農業振興課長兼農業委員会事務局長
11	小島 拓	商工振興課長
12	石原 薫	建設環境課長
13	新島 輝之	都市計画課長
14	野中 和也	会計課長
15	川島 隆史	学校教育課長
16	藤田 和良	生涯学習課長
17	中繁 正浩	議会事務局長

## 4 用語解説

### 【ア行】

#### ○アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。

#### ○NPO

Non Profit Organization の略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称。

### 【カ行】

#### ○介護予防

元気な方も支援や介護が必要な方も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを指す。

#### ○協働

町民や行政等がそれぞれの役割及び責務を自覚し、自主性を尊重しつつ、対等な立場で、相互に補完し、協力すること。

#### ○権利擁護

自己の権利やニーズを示すことが困難な高齢者や障がい者などに代わり、援助者が代理となって権利やニーズの充足を行うこと。

#### ○更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

#### ○コミュニティ

ある一定の地域に住む人々から成る共通の生活様式をもつ社会集団のこと。

## 【サ行】

### ○参画

政策の立案、実施及び評価の各段階において、主体的に関与すること。

### ○重層的支援体制整備事業

社会福祉法に位置付けられ、一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ人をサポートするための体制を作る事業のこと。

### ○社会福祉協議会

社会福祉事業法に基づく社会福祉法人の1つ。社会福祉協議会は、市区町村、都道府県及び中央(全国社会福祉協議会)の各段階に組織されている。一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的組織。

### ○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動。

### ○生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

### ○成年後見制度

認知症高齢者や障がいのある方など判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所に選任された成年後見人が、契約や財産にかかわる行為、法律行為について本人の利益を代行する制度。

## 【タ行】

### ○地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

### ○地域包括支援センター

平成18年4月から介護保険制度の見直しにより、総合的な相談業務、介護予防、高齢者の生活支援を包括的・継続的に行う機関として、地域包括支援センターの設置が義務づけられている。地域包括支援センターの設置は、人口3万人程度(被保険者 6,000 人程度)に1か所が目安とされている。

### ○中核機関

権利擁護支援を必要とする市民の方を迅速に適切な支援に繋げるために、各関係機関やチームで構成された「権利擁護支援のネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関。

### ○DV(ドメスティックバイオレンス)

配偶者やパートナーからの身体的、精神的、経済的、性的暴力のこと。

## 【ナ行】

### ○認知症

物事を記憶する、考える、判断するなど、認知機能が低下する病気で、日常生活を営むことが困難になること。

## 【ハ行】

### ○バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、生活の支障となる物理的な障がいや精神的障がいを取り除いた状態。道路の段差を解消したり、階段をなくしたり、階段のかわりにスロープを設置したりする等があげられる。

### ○保護司

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯さないよう、その立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

### ○ボランティア

本来は、有志者、志願兵の意味がある。社会福祉においては、無償性、善意性、自主性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者のこと。

### ○ボランティアセンター

ボランティア活動者等の育成・援助、また、需給・連絡調整を行うことで、地域住民等のボランティア活動に関する理解と関心を深めることを目的とした社会福祉協議会の機能の一部。

## 【マ行】

### ○民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々のこと。

## 【ヤ行】

### ○ユニバーサルデザイン

高齢者や障がい者に使いやすいだけでなく、すべての年齢や能力の人々に対して、可能な限り使いやすい製品や環境のデザイン(形態や設計)のこと。

## 邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画

令和8年3月

発行 邑楽町・社会福祉法人 邑楽町社会福祉協議会

企画・編集

邑楽町 福祉介護課

〒 370-0692

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570-1

TEL 0276-47-5022

FAX 0276-88-3247

E-mail

welfare@swan.town.ora.gunma.jp

社会福祉法人 邑楽町社会福祉協議会

〒 370-0603

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 1341-1

TEL 0276-88-2408

FAX 0276-88-7620

E-mail

ourasyakyo@sannet.ne.jp

